

学校における防災教育の手引き (改訂版)

~大阪の子どもたちを災害から守るために~



大阪府教育委員会

平成26年3月

はじめに

東日本大震災は、児童生徒等の多くの尊い命を奪い、多数の学校に甚大な被害をもたらし、学校教育関係者に対して、防災意識の向上や災害発生時の迅速かつ適切な避難行動など、改めて防災教育・防災管理の重要性と津波被害という新たな課題を提示しました。

大阪府教育委員会では、昭和 63 年に「防災に関する指導の手引き」を刊行し、平成 8 年には阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「学校における防災教育の手引き」（改訂版）を発行しました。また、平成 19 年には「東南海・南海地震」など大規模地震による津波被害等が懸念されることから、「備えよう地震・津波 進めよう防災教育」（追加資料）を作成し、地震や津波に対する防災教育を推進してきたところです。

しかしながら、自然災害は想定を超える被害をもたらす可能性があり、学校においては、様々な状況を想定した防災体制の整備や児童生徒が自らの命を守るための防災教育の充実を図る必要があります。

このたび、平成 25 年 8 月に大阪府が公表した、南海トラフ巨大地震における府域の被害想定を様々な角度から検討した「大阪府津波浸水想定」を踏まえ、新たな津波被害想定などを加え、「学校における防災教育の手引き」を改訂することといたしました。

本手引きには、津波浸水の影響範囲、災害時の保護者への情報提供や児童生徒の引き渡し方法などとともに、効果的な避難訓練例、各教科等での防災学習の展開例など、多くの実践例も盛り込んでおります。

各学校におかれましては、本手引きを活用し、児童生徒の発達段階及び学校・地域の実態に応じた具体的な対策や効果的な防災教育を実践し、児童生徒の安全確保に万全を期されるようお願いいたします。

結びに、本書の作成にあたりましてご協力いただきました作成協力者並びに関係機関の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成 26 年 3 月

大阪府教育委員会事務局教育振興室
保健体育課長 真野正道

目 次

大阪府域における地震・津波被害	1
-----------------	---

第1章 災害安全の構造と学校防災

1 防災教育	7
2 防災管理	8
3 災害安全に関する組織活動	8

第2章 学校における防災教育

1 学校における防災教育のねらい	9
2 防災学習と防災指導	9
3 避難訓練の取組み	
(1) 地震・津波	10
(2) 火災	17

第3章 学校における防災管理

1 学校における防災管理のねらい	19
2 災害発生に備えた安全管理	
(1) 学校の立地環境の把握	19
(2) 施設・設備等の安全点検	20
(3) 災害発生に備えた体制整備	23
3 災害発生時の対応	
(1) 地震・津波	26
(2) 火災	34
(3) 風水害	36
4 災害発生後の対応	
(1) 避難所協力	39
(2) 教育活動の再開に向けた対応	40
(3) 児童生徒の心のケア	41
5 配慮を要する児童生徒への対応	
(1) 障がいのある児童生徒が災害時に陥りやすい状況	44
(2) 災害発生に備えた安全管理	44

第4章 各教科等における防災教育の展開

1 小学校の展開例	47
2 中学校の展開例	57
3 高等学校の展開例	65
4 支援学校の展開例	75
5 学習指導要領等における主な防災教育関連記述	83

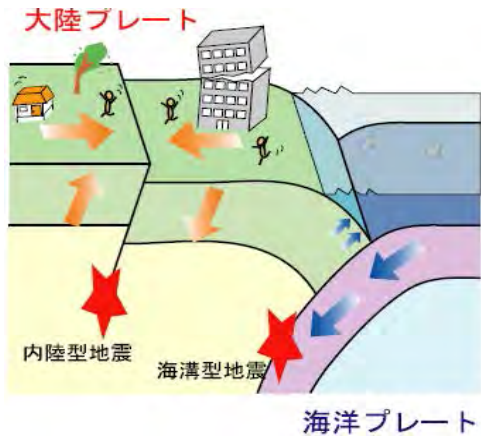
巻末資料	94
------	----

大阪府域における地震・津波被害

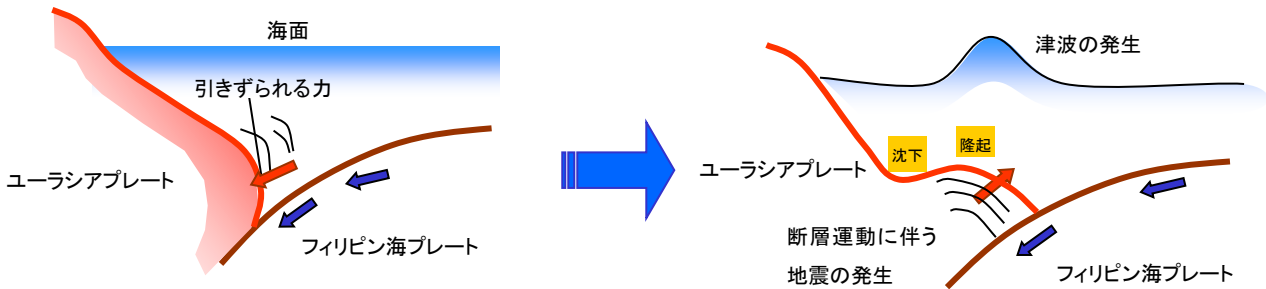
南海トラフで発生する地震



地球の表面は、厚さ100 kmほどのプレートという十数枚の岩盤から形成されている。プレートには海洋プレートと大陸プレートの2種類があり、海洋プレートは大陸プレートより重いため、2つのプレートがぶつくと、海洋プレートは大陸プレートの下へ潜り込む。この、潜り込むときに2つのプレートのさかい目に大きな力が働くことで地震が起こる。このとき発生する地震には、海溝型地震と内陸型地震の2種類がある。



フィリピン海プレートは、ユーラシアプレートの下に年間3~5 cm程度潜り込んでおり、プレート境界に南海トラフ（海底の細長い谷）が形成されている。ユーラシアプレートの端では、フィリピン海プレートの潜り込みにより徐々に歪が蓄積され、その歪が限界に達した時に海溝型の巨大地震が発生する。



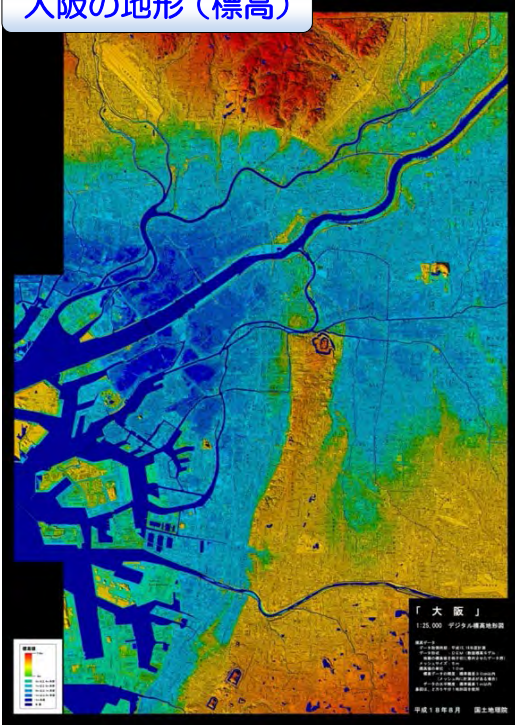
■ 東海・東南海・南海地震の発生の歴史

発生年 月 日 マグニチュード	南海地震	東南海地震	東海地震
1605 2 3 7.9	同時	慶長地震	
↓ 102年			
1707 10 28 8.4	同時	宝永地震	
↓ 147年			
1854 12 23 8.4			
↓ 32時間後	安政南海地震		安政東海地震
1854 12 24 8.4			
↓ 90年			
1944 12 7 7.9			
↓ 2年後	昭和南海地震	昭和東南海地震	
1946 12 21 8.0			
↓ ?年			
2XXX XX XX ??	東海・東南海・南海地震発生のおそれ		

南海トラフでは、100年から150年の間隔で海溝型の地震が発生しており、最近では、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が破壊されずに残り、いわゆる東海地震の発生が以前から懸念されている。また、昭和南海地震では、それ以前の地震に比べ規模が比較的小さかったため、次の地震エネルギーの蓄積が早く、今世紀前半にも東南海・南海地震が発生する可能性が高いといわれている。南海トラフで発生が懸念されている巨大地震は、千年あるいはそれ以上の間隔で発生するものとされている。

大阪の現状

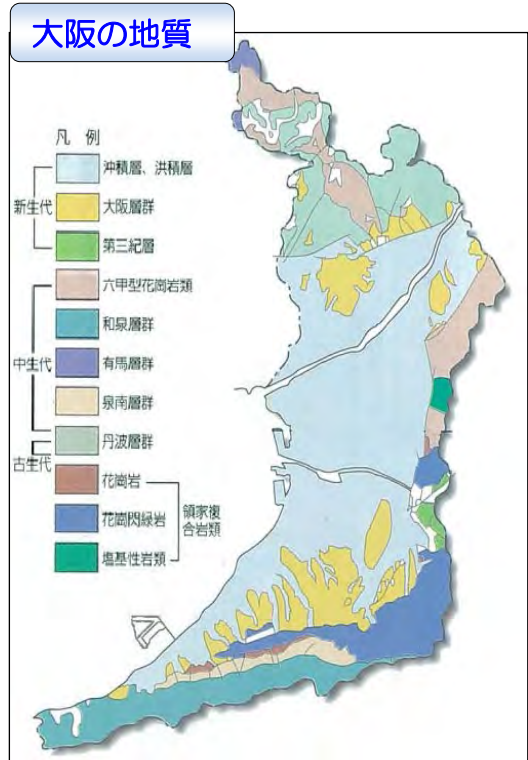
大阪の地形（標高）



出典) 国土地理院 1:25,000 デジタル標高地形図

大阪平野は、淀川や大和川から流されてきた土砂が堆積して形成されている。更に、江戸時代の新田開発による干拓等により、土地を拡大してきている。このため、広範囲に海水面以下の土地（ゼロメートル地帯）が広がっている。

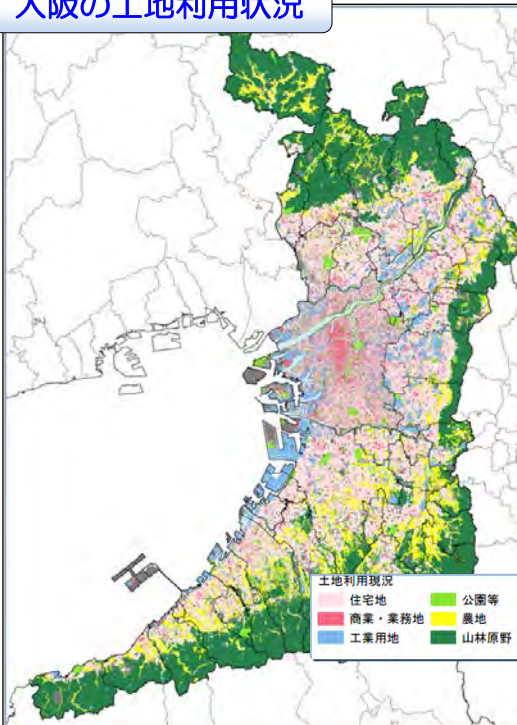
大阪の地質



出典) 大阪府「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会報告書

地質は、関東から九州へのびる断層系である中央構造線の北側に位置し、西南日本内帯に属する。山地は和泉層群、丹波層群や花崗岩類で形成されており、風化すると非常に脆弱な地質となっている。

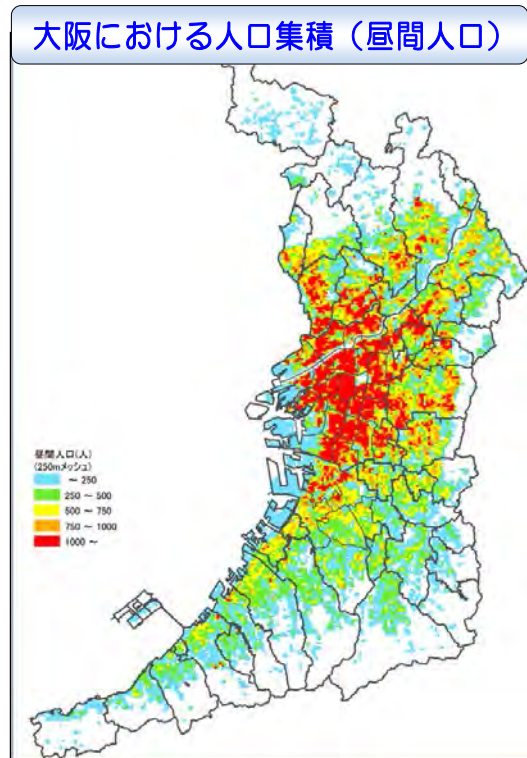
大阪の土地利用状況



出典) 大阪府土地利用現況調査(H18)より作成

平野部においては、工業・商業等の産業系土地利用が進んでおり、居住人口(夜間人口)を超える昼間人口を支える都市が形成されている。

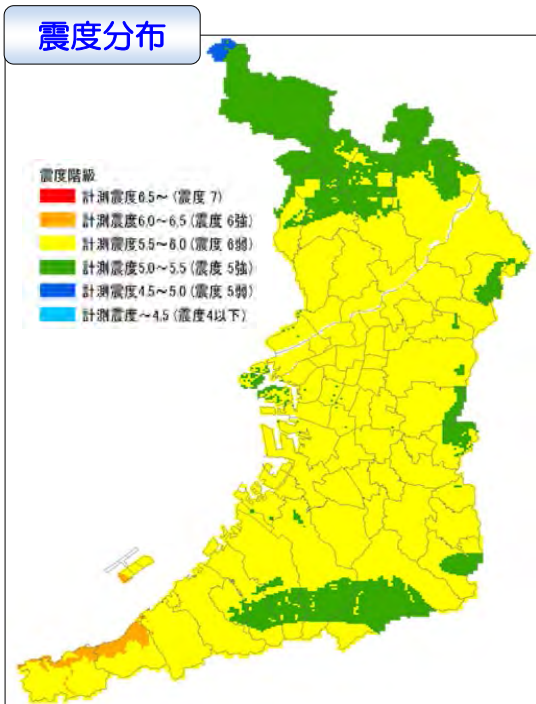
大阪における人口集積（昼間人口）



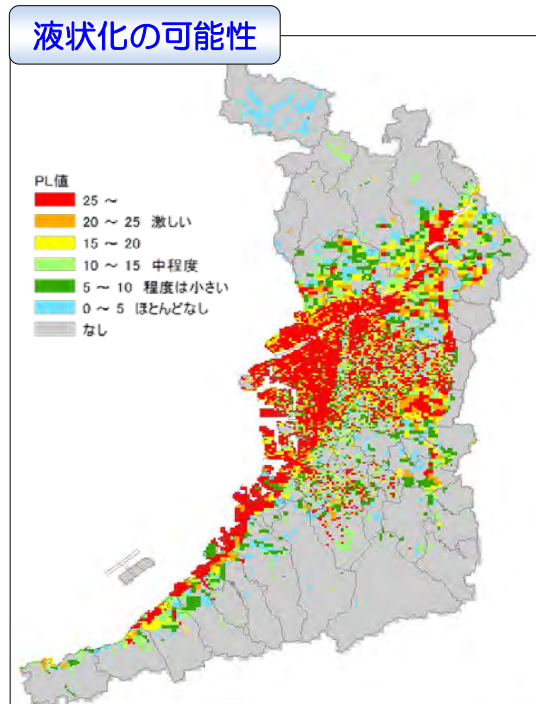
出典) 国勢調査調査(H22)より作成 250mメッシュで表示
産業の発達は雇用が促進されることとなり、大阪の昼間人口は居住人口(夜間人口)を大きく上回っている。

南海トラフ巨大地震の揺れ・津波の予想 [M9 クラスの場合]

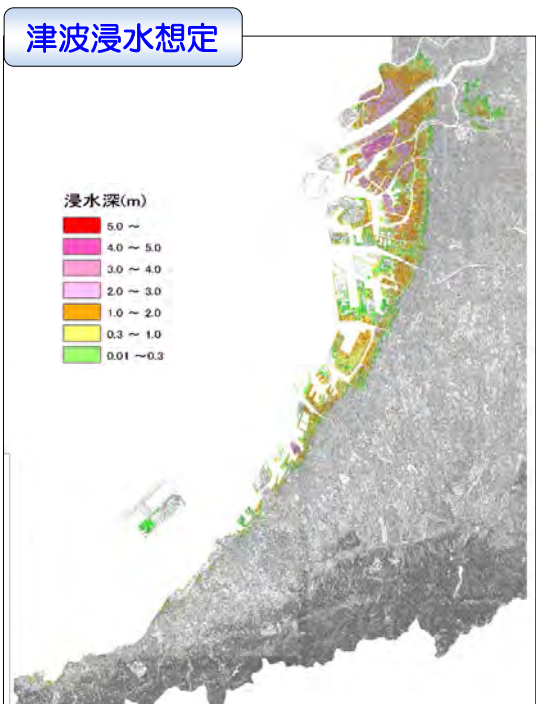
南海トラフを震源とし、千年又はそれ以上に1回来る可能性のある地震。西日本全域に広域災害となる可能性が指摘されている。被害の甚大さから、避難等が長期化することも予想されている。



出典) 大阪府防災会議南海トラフ巨大地震被害想定等検討部会
震度6強から震度5弱を観測し、海溝型地震の特徴として、長い時間の揺れとなる可能性が高い。



出典) 大阪府防災会議南海トラフ巨大地震被害想定等検討部会
大阪の地質から、臨海部や旧河道等の内陸部に至るまで、液状化の可能性が高い。



出典) 大阪府(H25. 8. 20 公表)
南海トラフ巨大地震の津波は、防潮堤や水門等を越えて、臨海部だけでなく、大阪都心部等の広範囲に浸水する可能性がある。



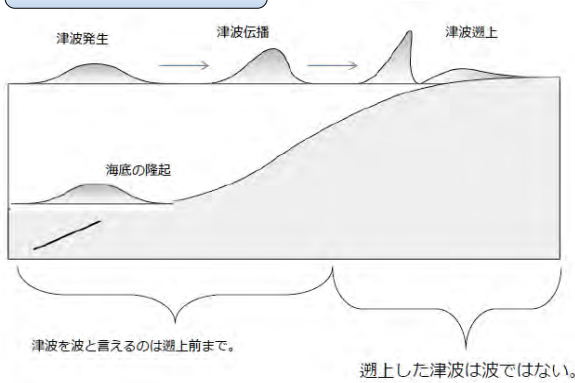
出典) 大阪府防災会議南海トラフ巨大地震被害想定等検討部会
特に、この図の区域では、南海トラフ巨大地震における液状化現象により、防潮堤等が沈下し、河川からの流入が始まる可能性がある。

被害想定

想定地震		南海トラフ巨大地震
地震の規模	マグニチュード (M) 9.0~9.1	
	計測震度5弱~6強	
建物全半壊棟数	全壊 179千棟 半壊 459千棟	
出火件数 (炎上1日夕刻)	272	
死傷者数 (冬18時)	死者	134千人 (津波の早期避難率が低い場合) 9千人 (津波の避難が迅速な場合)
	負傷者	89千人 (津波の早期避難率が低い場合) 26千人 (津波の避難が迅速な場合)
避難者数	192万人 (内、避難所生活者数 118万人)	
ライフライン	停電	234万軒
	ガス供給停止	115万戸
	電話不通	142万加入者
	水道断水	832万人
経済被害	資産等の被害額	23.2兆円
	生産・サービス低下	5.6兆円
	合計	28.8兆円

出典) 大阪府地域防災計画、大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討会

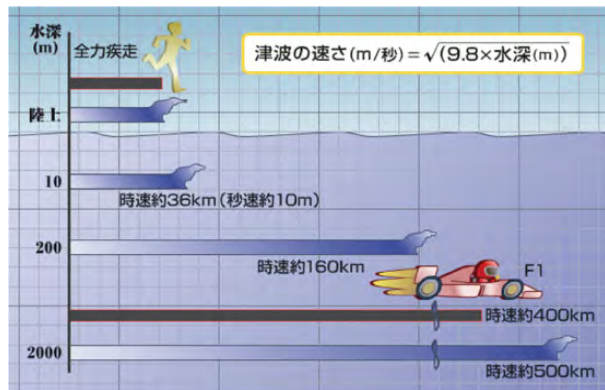
津波への備え



遡上した津波は波ではない。

波のイメージは間違い。

津波は「波」と書くが、波のイメージではなく、海面変動により、莫大なエネルギーを持った海水が無尽蔵に入ってくる。



出典) 消防庁ホームページ

津波の速さは、海岸近くでは、オリンピック短距離走の選手並みの速さになる。



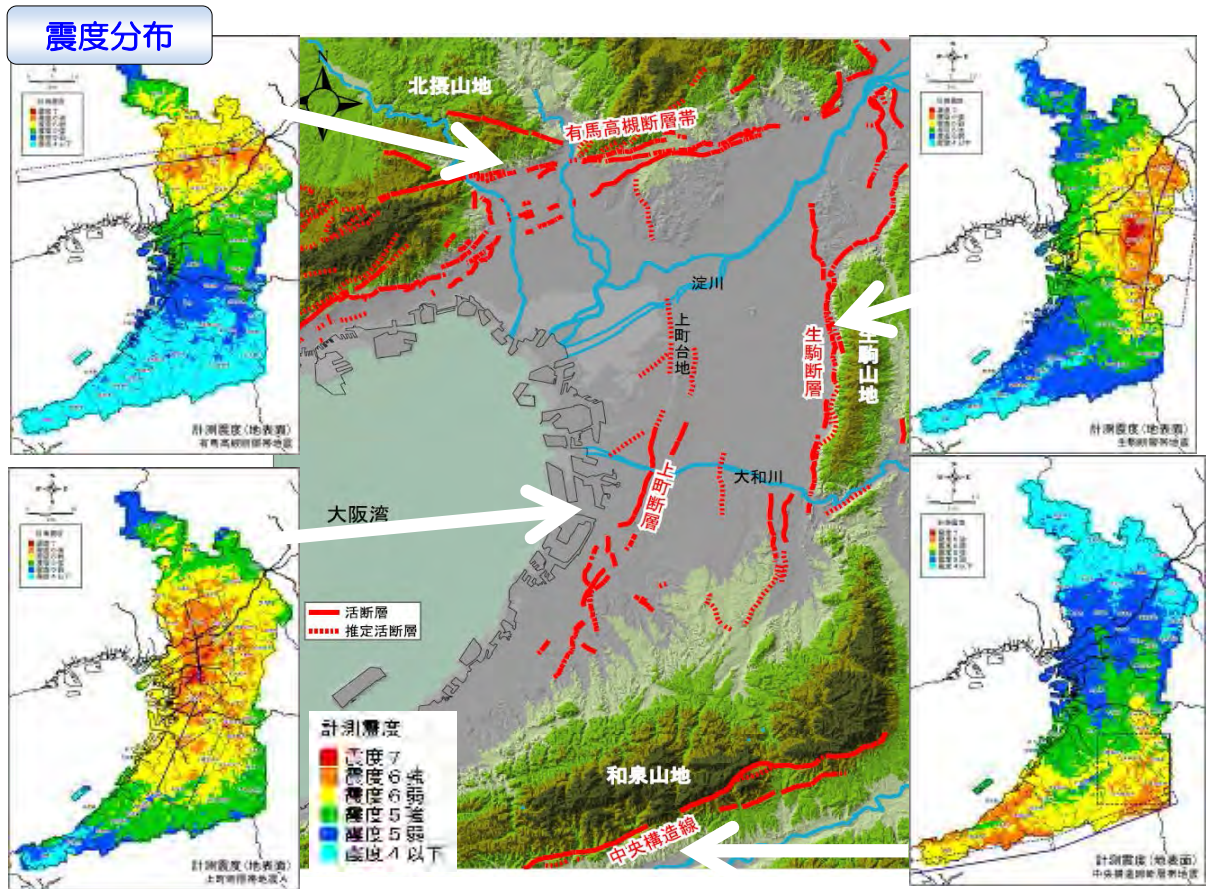
津波警報が出れば、河川や海岸には絶対に近づかず、近傍の津波避難ビル等の高所(3階以上)に避難。まずは、命を守る行動に出ることが必要である。



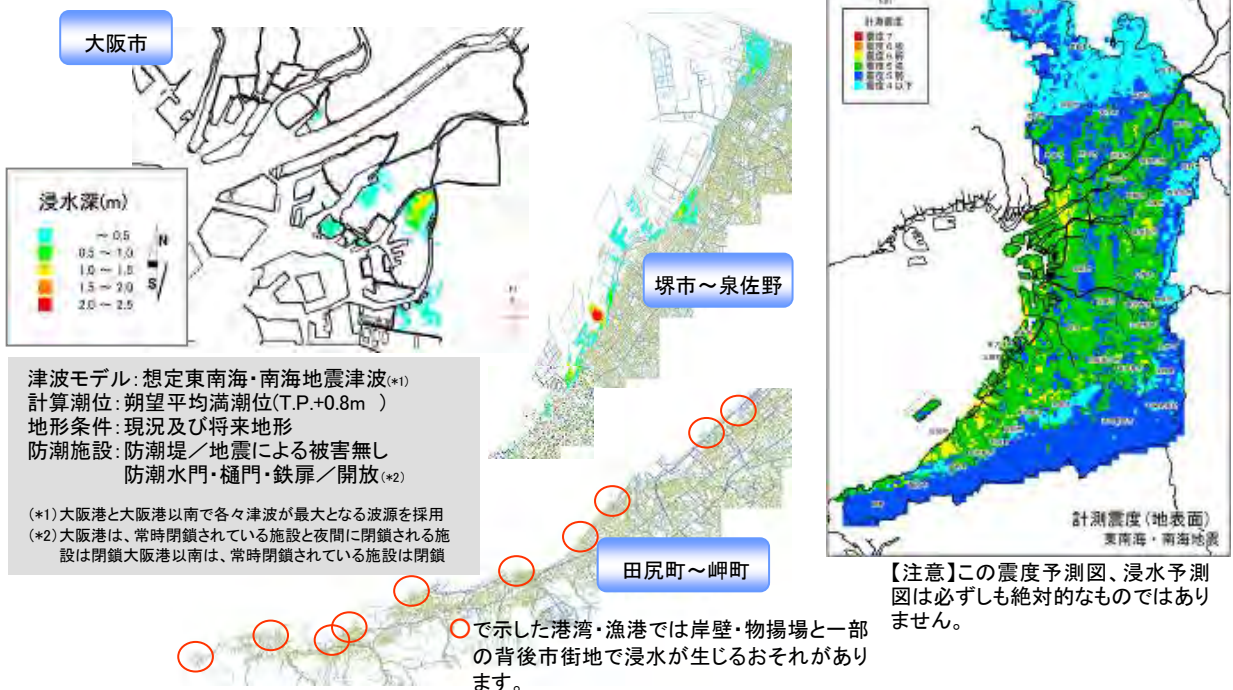
出典) 大阪府津波・高潮ステーション
大阪府「津波・高潮ステーション」等で正確な知識を身につけることが重要である。

府域に被害を及ぼす恐れのある活断層と揺れの予測

大阪府では、府域に大きな被害を及ぼす恐れのある活断層による直下型地震や南海トラフでの地震が発生した場合の被害の予測を行っており、それぞれの地震の揺れの予測と津波による浸水の予測は次のとおりである。



東南海・南海地震の揺れ・津波の予測〔M8.6クラスの場合〕



被害想定

想定地震		上町断層帯 (A)	上町断層帯 (B)	生駒断層帯
地震の規模		マグニチュード(M) 7.5~7.8 計測震度4~7	マグニチュード(M) 7.5~7.8 計測震度4~7	マグニチュード(M) 7.3~7.7 計測震度4~7
建物全半壊棟数		全壊 363千棟 半壊 329千棟	全壊 219千棟 半壊 213千棟	全壊 275千棟 半壊 244千棟
出火件数 (炎上1日夕刻)		538	254	349
死傷者数		死者 13千人 負傷者 149千人	死者 6千人 負傷者 91千人	死者 10千人 負傷者 101千人
罹災者数		2,663千人	1,515千人	1,900千人
避難所生活者数		814千人	454千人	569千人
ライフ ライン	停電	200万軒	60万軒	89万軒
	ガス供給停止	293万戸	128万戸	142万戸
	電話不通	91万加入者	42万加入者	45万加入者
	水道断水	545万人	372万人	490万人
経済 被害	直接被害	11.4兆円	6.9兆円	8.3兆円
	間接被害	8.2兆円	5.2兆円	4.1兆円
	合計	19.6兆円	12.1兆円	12.4兆円

想定地震		有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震
地震の規模		マグニチュード(M) 7.3~7.7 計測震度3~7	マグニチュード(M) 7.7~8.1 計測震度3~7	マグニチュード(M) 7.9~8.6 計測震度4~6弱
建物全半壊棟数		全壊 86千棟 半壊 93千棟	全壊 28千棟 半壊 42千棟	全壊 22千棟 半壊 48千棟
出火件数 (炎上1日夕刻)		107	20	9
死傷者数		死者 3千人 負傷者 46千人	死者 0.3千人 負傷者 16千人	死者 0.1千人 負傷者 22千人
罹災者数		743千人	230千人	243千人
避難所生活者数		217千人	67千人	75千人
ライフ ライン	停電	41万軒	15万軒	8万軒
	ガス供給停止	64万戸	8万戸	—
	電話不通	17万加入者	8万加入者	—
	水道断水	230万人	111万人	78万人
経済 被害	直接被害	2.8兆円	1.1兆円	1.4兆円
	間接被害	1.7兆円	1.4兆円	0.1兆円
	合計	4.5兆円	2.5兆円	1.5兆円

※経済被害／直接被害：建物資産・家財喪失、解体撤去費、道路・鉄道施設被害、ライフライン施設被害など

※経済被害／間接被害：応急仮設住宅設置費、交通被害によるユーザーコスト、ライフライン途絶、資本・労働喪失による産業の生産低下

出典) 大阪府地域防災計画、大阪府 大阪府自然災害総合防災検討報告書

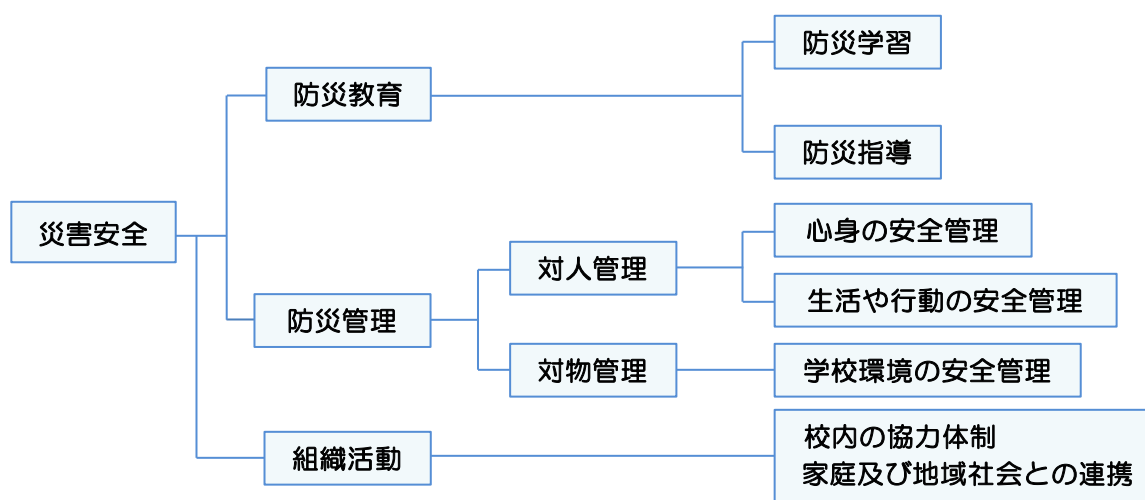
第1章 災害安全の構造と学校防災

安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件事故災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。

人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体として安全意識を高め、すべての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組みを進めていかなければならない。

学校安全の活動は、児童生徒が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることをめざす「安全教育」と、児童生徒を取り巻く環境を安全に整えることをめざす「安全管理」、そして両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」という三つの主要な活動から構成されている。

学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域からなり、「災害安全」は、学校安全の構造に準じて、次の図のように整理することができる。



1 防災教育

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意思決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成をめざして行う面もある。防災教育は、児童生徒の発達の段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

このことを、教育課程の領域に即して考えてみると、主として、前者は体育科・保健体育科をはじめとして、社会科（地歴・公民）・理科・生活科などの関連した内容のある教科や総合的な学習の時間などで取り扱い、後者は、特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事などで取り上げられることが多い。なお、道徳教育は、生命の尊重をはじめ、きまりの

遵守、公德心、公共心など、安全な生活を営むために必要な基本的な内容の指導を行うこととされており、安全にとって望ましい道徳的態度の形成という観点から、防災を含む安全教育の基盤としての意義をもつ。

学習指導要領では、その総則において、安全に関する指導について規定されており、学校においては、児童生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通して適切に行われるよう、関連する教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の有機的な関連を図りながら行う必要がある。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において安全に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、開かれた学校づくりや家庭や地域と連携した防災活動の展開に努め、地域ぐるみの防災教育を推進することも重要である。

2 防災管理

防災教育を効果的に推進することと併せて、防災管理の徹底を図ることが重要である。学校における防災管理は、学校長のリーダーシップの下、自然災害の発生を想定し、事故の原因となる学校環境の危険を速やかに除去したり、災害発生時や事後に適切な応急手当や安全措置がとれる体制を確立したりするなど、児童生徒の安全を確保することをめざして行われるものである。平常時からの児童生徒一人ひとりの心身の状態の把握や個に応じた安全に関する指導、想定される被害等を踏まえた避難経路の確保並びに施設・設備等の安全点検及び改善措置を行うとともに、危険が予想される場合に教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成し、災害発生時や事後の体制整備等について、研修等により教職員の共通理解の徹底を図ることが大切である。

3 災害安全に関する組織活動

防災教育及び防災管理を円滑に行い、その充実を図るために重要となるのが、災害安全に関する組織活動である。校内の教職員の防災教育及び防災管理における役割を明らかにするとともに、平常時及び災害発生時の防災体制の確立を図る必要がある。大きな災害の後には専門家と連動した心のケアにも配慮しなくてはならない。

また、すべての教職員の安全に関する意識や知識・技能を向上させるため、学校安全計画に校内研修等を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した研修を行うことが必要である。

さらに、地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、教育委員会や防災担当部局、消防署や自主防災組織など地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り、計画的な防災教育や防災管理の充実に努めることは重要である。

第2章 学校における防災教育

1 学校における防災教育のねらい

学習指導要領では、その総則において、安全に関する指導について規定されており、学校においては、児童生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行なわれるよう、関連する教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の有機的な関連を図りながら行う必要がある。

防災教育のねらいとしては、以下の3点があげられる。

- 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在および将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。
- 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

これらの防災教育として必要な知識や態度、能力を児童生徒等に身に付けさせるためには、それぞれの発達段階に応じた系統的な指導が重要であり、教育活動全体を通じて適切に行う必要がある。

また、その推進にあたっては、災害発生時に自分の命を守るためにどう行動すればよいのか、災害発生後に自分たちに何ができるのかなど、発達の段階に応じて正しく判断し行動できる児童生徒を育てていくという視点で目標を掲げ実践に取り組むとともに、日頃から地域との関わりを深めておくことも必要である。

2 防災学習と防災指導

防災教育については、防災学習と防災指導の2つの分野に分けることができ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、いずれも計画的、継続的に行われるものである。

防災学習は、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意思決定ができるようにすることをねらいとし、体育科・保健体育科をはじめとして、社会科（地歴・公民）・理科・生活科などの関連した内容のある教科や総合的な学習の時間などで取り扱う。

防災指導は、児童生徒が日常生活の中に存在するいろいろな危険に気づき、的確な判断のもとに適切に対処し、災害が起こった時に適切に対応できる実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成をめざして行い、特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事などで取り扱う。

いずれも児童生徒の発達段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

3 避難訓練の取組み

避難訓練は、児童生徒が地震・津波等の自然災害や火災の発生に際して、適切に対処することができるようになるための資質や能力を養うことをめざして行われる、学校における防災指導の中で最も重要な実践の場である。

避難訓練を重ねることにより、児童生徒の危険に対する感性を高め、自らの避難行動を促すとともに、「主体的に行動する態度」を身に付けさせることにもつながる。

避難訓練を計画する際には、以下の留意点を踏まえ、学校や地域の実情に即して予想される様々な事態を想定し、年間を通して計画的に行うようにしなければならない。

(1) 地震・津波

ア 避難訓練計画作成上の留意点

(ア) 時期・回数

- 1) 避難訓練は、年度の早い時期に実施する他、防災の日（9月1日）、津波防災の日（11月5日）、防災とボランティアの日（1月17日）等、児童生徒に防災に対する関心を持たせやすい日に設定するなど、実施方法とともに実施日についても工夫する。
- 2) 1年間で複数回実施することが望ましい。

(イ) 訓練内容

- 1) 発達段階に応じ、段階的な指導や学年に応じた指導に留意する。特に小学校低学年の児童においては、年齢に応じた目標を設定し指導することが必要である。
- 2) 近隣学校間、地域防災組織、自治体等の関係機関と連携した避難訓練や、保護者への引き渡し訓練も検討する。
- 3) 地震による火災の発生も想定し、実情に応じた避難訓練の複線化を図る。
- 4) 地域防災計画を参考にして避難場所を複数箇所想定し、訓練内容の充実を図る。
- 5) 地震の後、津波による浸水などの危険性のある地域では、津波の際の防災計画に基づき、避難訓練の計画を立てる。
- 6) 授業中だけを想定せず、児童生徒が校庭、廊下等に分散し、教職員が近くにいない場合も想定する。
- 7) 保健室で休養中、校外で実習中あるいは更衣室で更衣中の児童生徒の掌握方法についても検討する。
- 8) 児童生徒の安全確認方法はもちろんのこと、教職員の点呼要領も含めて立案する。

(ウ) その他

- 1) 配慮を要する児童生徒の避難方法については、教職員の間で十分に共通理解を図っておくとともに、一人ひとりの予想される困難を理解し、必要な支援体制と対応計画を検討しておく。
- 2) 避難訓練実施の事前、事後にも指導を行い、地震の規模によって起こる危険や避難の仕方の違いについて理解させ、反省事項についても指導し、訓練の効果が高められるようにする。
- 3) 回を重ねる毎に形骸化し、緊迫感が欠けてくることがある。このような事態を避けるため、訓練が形式的・表面的にならないように創意・工夫が必要である。

《津波に対する避難訓練》

津波の危険性がわずかでも考えられる学校では、避難場所を特定して訓練を行う必要がある。津波災害から避難するためには、津波が到達する前に、津波より高い場所に移動しなければならないので、一刻も早く避難するための手立てについて考えておくことが大切である。避難方法には、学校付近の高台等に避難する水平避難と、校舎や津波避難ビルに避難する垂直避難が考えられる。

水平避難では、児童生徒の避難が完了する時間を測定し、津波の予想到達時間と照らし合わせ、適切かどうかを十分判断しておく。垂直避難は、付近の液状化現象が考えられる場合や適切な避難場所がない場合など、水平避難が困難な場合に考えられる。

さらに、津波の危険を察知した中学生が自らの判断で高台に避難して危険を回避した例があったことから、教師の指示を受けなくても、自らが危険を判断し、避難行動をとるための態度を育む指導も重要である。

大阪府津波浸水想定区域内にある学校では、教職員や児童生徒が速やかな対応ができるよう、指揮系統や避難行動などを明確にした津波発生時のシミュレーション(P14～16 参照)を作成しておくことも重要である。

防災避難訓練実施上の留意点

- 火災や地震をはじめ、地域の実態に応じて津波・土砂災害などの自然災害を想定した防災避難訓練を実施するとともに、災害に応じた避難場所（一次・二次避難場所）を確認の上、避難経路を設定すること。
- 訓練については、授業中のみを想定せず、休憩時間、登下校中や校外活動など児童生徒が分散している場合などあらゆる場面を想定して実施すること。
なお、支援を必要とする児童生徒が在籍する場合には、その特徴や個別の配慮事項について全教職員で共通理解を図り、それを想定した訓練を実施すること。
- 避難誘導、連絡・指揮、搬出など教職員の役割分担についてあらかじめ定め、周知・徹底すること。
- 児童生徒の引き渡し訓練など地域や保護者と連携した避難訓練を実施するよう努めること。
(事前に児童生徒の引き渡し基準及び方法を保護者等と協議し決めておくこと)
- 訓練実施後、児童生徒の避難完了時間、役割分担に沿った教職員の行動等を検証し、より効果的な訓練にすること。

【平成 24 年 3 月 15 日 教委保第 2766 号 防災避難訓練の実施について(通知)より抜粋】

「平成 26 年度府立学校に対する指示事項」

「平成 26 年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項」 (大阪府教育委員会)

- ※ 東日本大震災の教訓を踏まえ、学校の実態に応じた、自然災害から幼児・児童・生徒の命を守る。
- ア 火災のみならず、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図ること。
 - イ 防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備態勢について周知徹底を図ることや危機管理マニュアルの見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

☆ 平成 25 年度 防災避難訓練実施状況調査結果 (政令市除く)

- 防災訓練実施学校
⇒ 府内すべての公立小・中・高校、支援学校
- うち、自然災害を想定した避難訓練実施校
⇒ 小学校：99.4%、中学校：91.4%、高校：96.8%、支援学校：100%

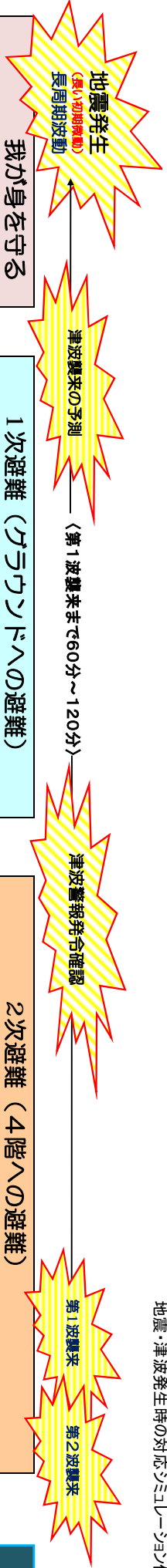
【効果的な避難訓練モデル（例）】

想定災害	授業中に震度6強の地震が発生。地震による津波発生の可能性あり。	
指導のねらい	<ul style="list-style-type: none"> 初期行動（落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所をすばやく見つけて自らの安全を確保する）と避難行動の基本的な方法について理解させ、実践できるようにする。 	
内容・活動	教職員の指導・指示	留意事項
1. 事前指導	<ul style="list-style-type: none"> 防災教育教材等（巻末資料）をもとに、様々な状況に応じた自分自身の安全確保の方法を理解させる。 現在地からの避難経路を確認させる。 教職員の指示がない場合でも、自らで判断し、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身を寄せることを確認させる。 	
2. 避難訓練 （地震）	<p>○ 報知音（地震発生放送など）を聞いて、初期行動をとらせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教室では、揺れが収まるまで机の下に入り、机の脚を持たせるなど「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身を寄せ、安全を確保させる。 教室以外（特別教室や運動場など）では「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身を寄せさせる。 <p>○ 揺れが収まったと想定し、教職員の指示で避難行動に移らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 出入り口を開ける。 コンセントを抜き、ガスの元栓を閉める。 静かに廊下に並ばせるなどの指示を出し運動場に移動する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>* 転倒物や落下物により、避難経路が遮断された場合などを想定した訓練を実施するとよい。</p> </div> <p>○ 運動場にすみやかに整列させ、人員点呼を行い、待機させる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>* 行方不明者や傷病者を想定した訓練を実施するとよい。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 大きな声ではっきりと指示をする。 児童生徒の行動を把握し、落ち着かせる。 頭を保護するものが身近にあれば活用する。 避難方法を明確に指示する。 落下物や段差、転倒物を想定し、落ち着いて移動させる。（おさない・はしらない・しゃべらない・もどらないの徹底） 外へ出たら駆け足。 担任は人員点呼を行い、すみやかに本部に報告。
津波が来る可能性のない学校については、4. 事後指導へ		

<p>3. 津波警報の発令 (二次避難)</p>	<p>○ 津波警報が発令されたことを受け、二次避難を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高台など、あらかじめ決められている二次避難場所に移動させる。(水平避難) ・津波到達の時間や周囲の状況を考え、水平避難が困難な場合は校舎の3階以上に移動させる。(垂直避難) ・液状化などが予想され、なおかつ火災や校舎の倒壊等もない場合は、運動場へ避難せず、直接上階への避難も考えられる。 <p>○ 避難場所にすみやかに集合させ、人員点呼を行い、待機させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あわてず秩序を守って移動。 ・校舎への移動の場合は、3階以上の所定の教室・廊下等へ移動させる。 ・余震の発生の可能性もあるので、移動中も頭上に気をつけさせる。 ・地震発生時と同じように、「お・は・し・も」を守って避難する。 <p>・担任は人員点呼を行い、速やかに本部に報告する。</p>
<p>4. 事後指導</p>	<p>○ 防災担当(教職員、地域防災リーダー、消防署員等)や校長からの講評</p> <p>○ 学校(教室)へ移動</p> <p>○ 避難訓練の反省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員で必ず反省会を持ち、修正点を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所をすばやく見つけて自らの安全を確保できたか。 ・「お・は・し・も」を守り、混乱なく避難できたか。等
<p>【その他の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運動場の液状化など、使用不能な場合の集合場所も考えておく。 ○ 地震の規模によっては、放送機器が使えない場合も考えられるので、拡声器で避難指示を出すことがあることも考えておく。 ○ 寒い時期の場合は、避難後を考え、防寒着を着せて避難することも必要になる。 ○ 休憩時間中に地震がおきた場合の避難訓練や、事前に児童生徒に知らせずに行う避難訓練なども実施しておくこと効果的である。 		

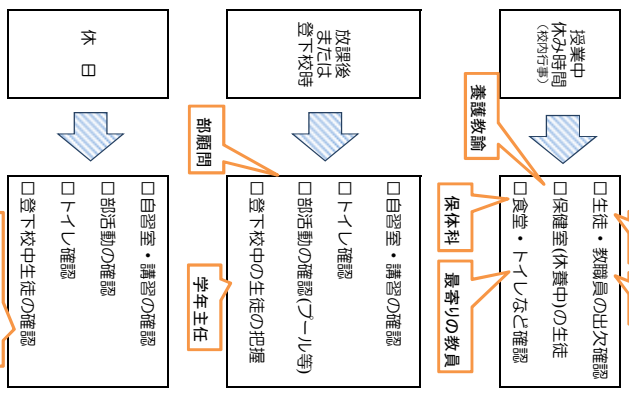
以下の訓練と組み合わせて実施することにより、より効果的で実践的な訓練となる。

<p>◇ 引き渡し訓練</p> <p>災害発生後の下校措置として、安全が確保された場合、保護者への引き渡しや集団下校が行われることになる。保護者への引き渡し方法を確立し、実際に保護者とともに訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に保護者に周知したうえで授業終了後等に訓練を行う。 ・引き渡しカードの活用。 <p>◇ 地域住民や近隣の学校園との合同避難訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、地域自主防災組織等と連携した合同避難訓練。 ・近隣の幼稚園、小・中学校、高等学校等との合同避難訓練。



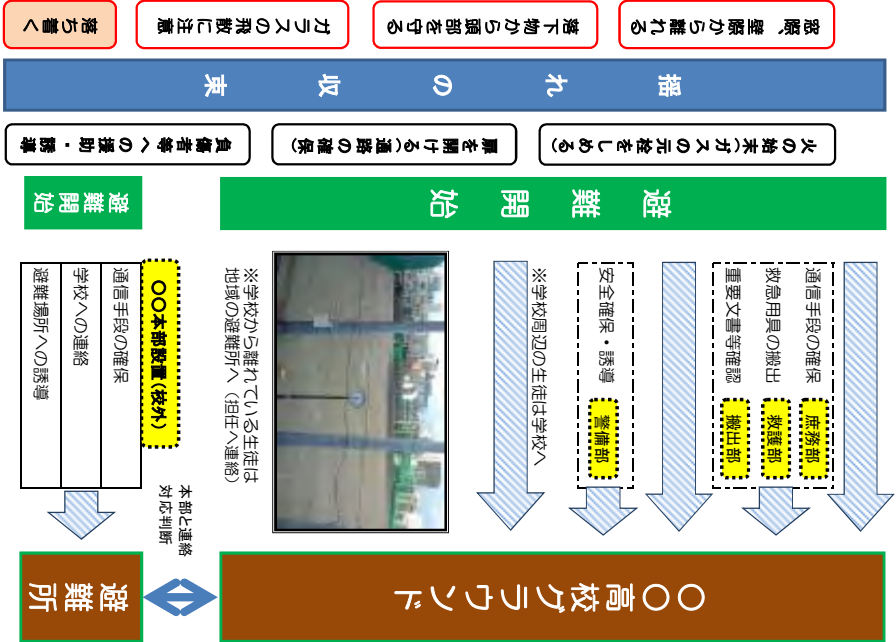
我が身を守る

校長・教頭・専務員
緊急放送による命を守る行動の指示
《自助・(共助)》



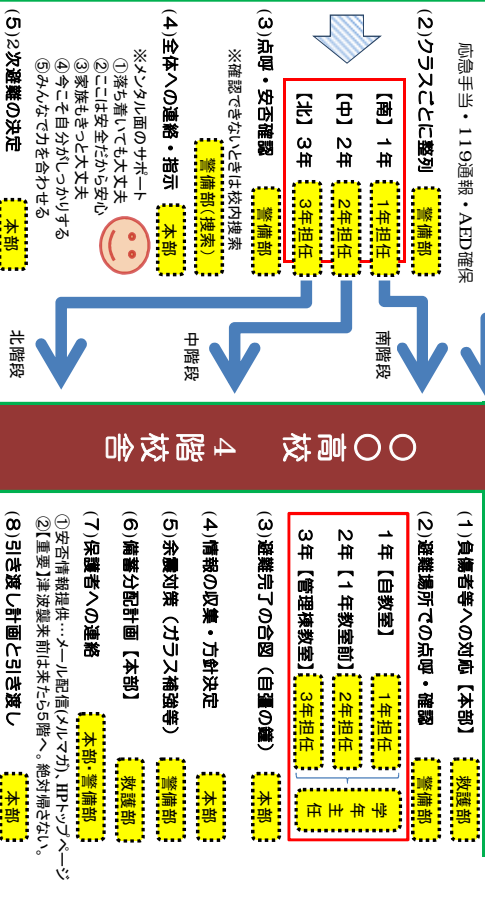
1次避難 (グラウンドへの避難)

対策本部設置
本部による指示系統の一本化 (校長・府教委)



2次避難 (4階への避難)

本部 社会科教室

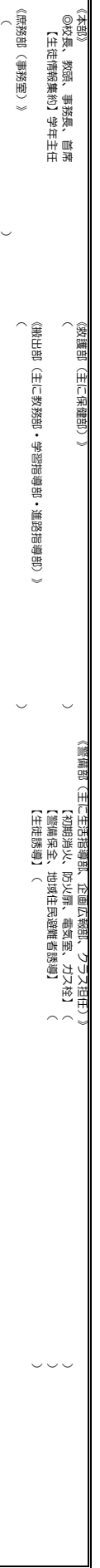


近隣の避難者の受け入れ

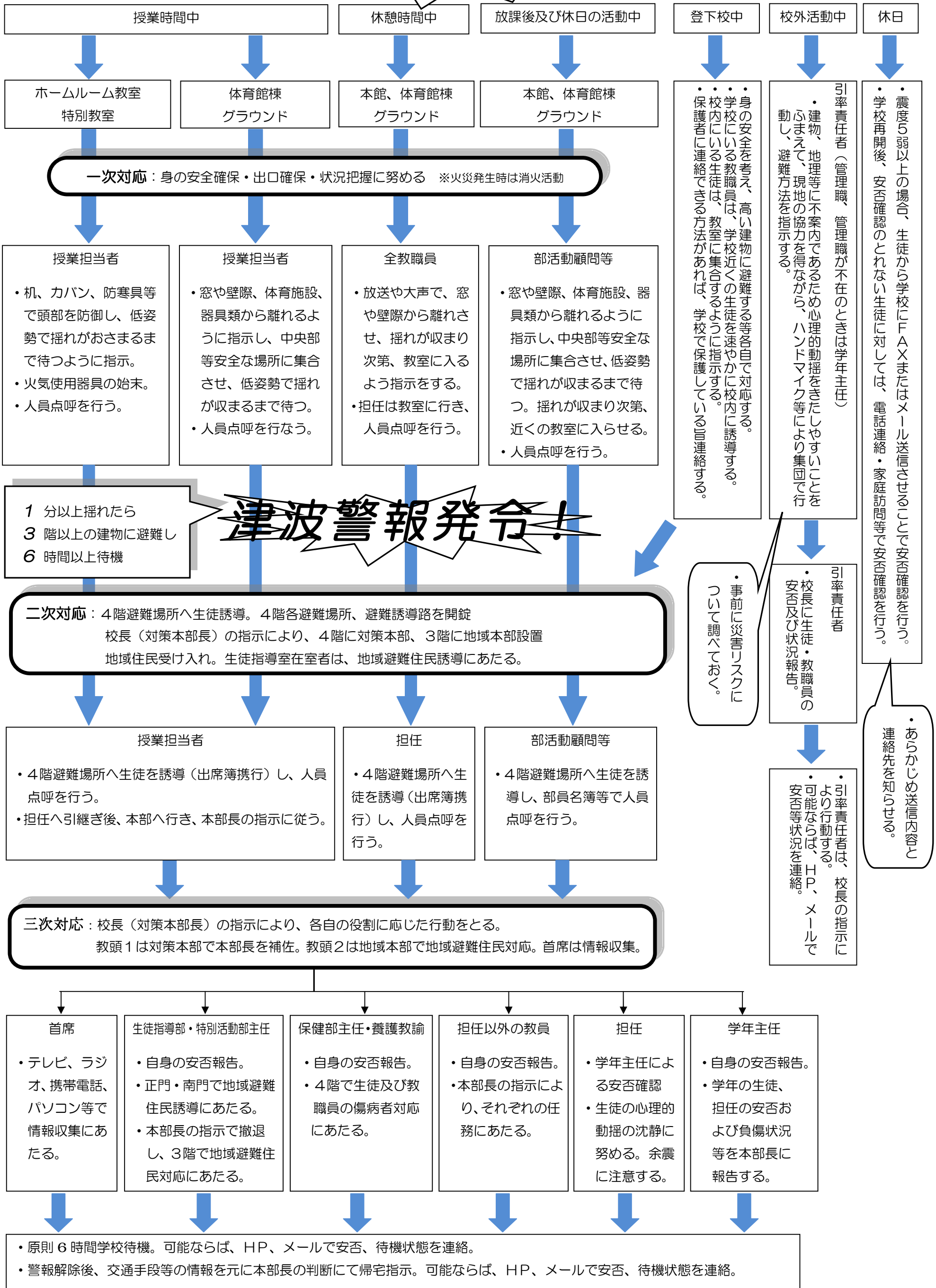


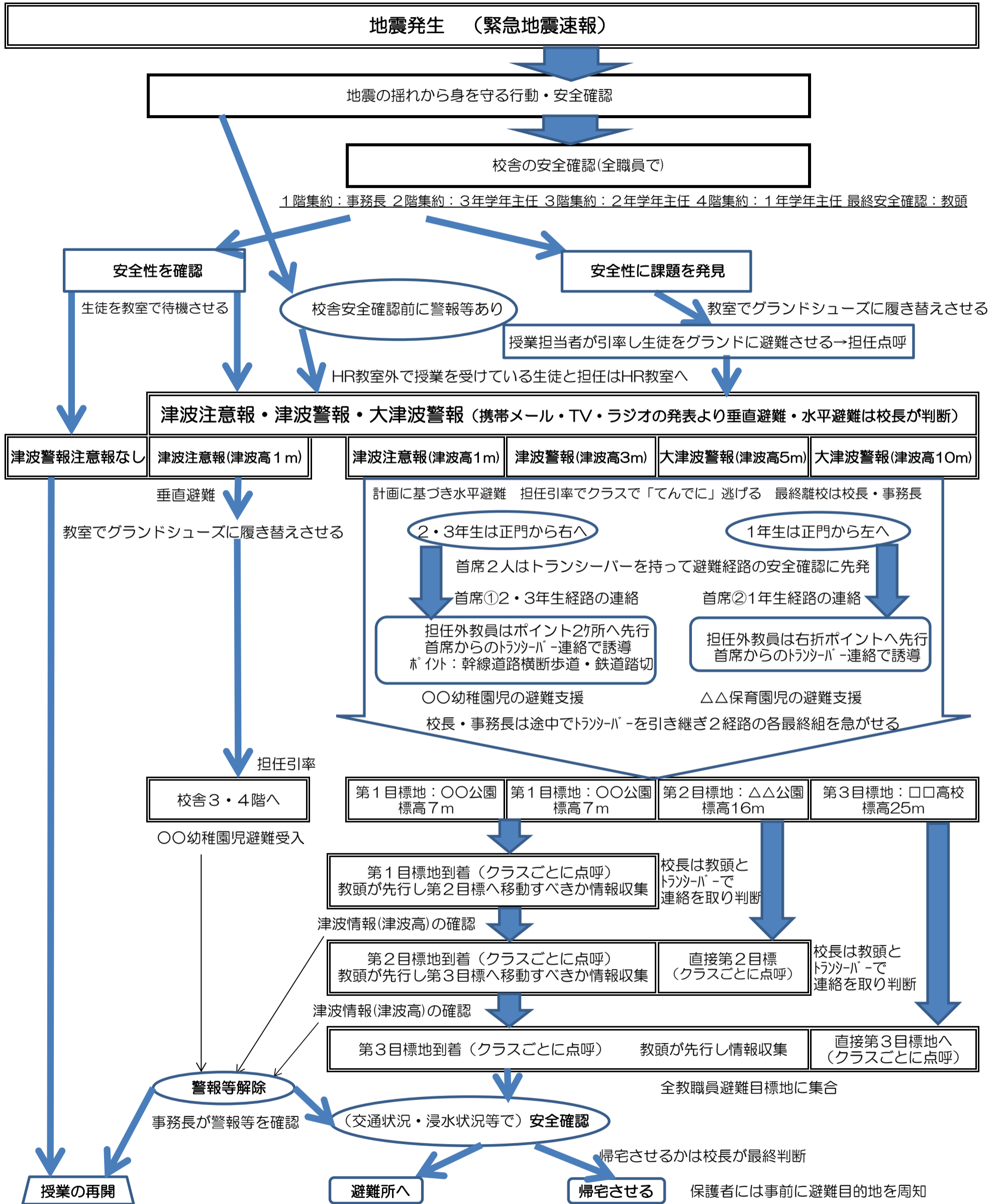
- (1) 名簿作成 (住所氏名年齢)
- (2) 備蓄分配 (水・食物・毛布)
- (3) 責任者等対応 ※119通報等。原則地域住民に任せる。
- (4) 〇〇区役所、〇〇消防署に連絡

地域住民



地震発生!





休日放課後の場合：部活動生徒は顧問が、講習中の生徒は担当教諭が引率、上図に準じて行動し教頭に連絡、教頭は校長に連絡を取り避難行動を指示
担当者不在の場合の代行者：校長→教頭、教頭→首席①、首席①→首席②、首席②→教務部長、事務長→主査、担任→副担任

(2) 火災

ア 避難訓練計画作成上の留意点

(ア) 時期

避難訓練は、年度の早い時期に実施するほか、防災の日（9月1日）、津波防災の日（11月5日）、防災とボランティアの日（1月17日）等、児童生徒の防災に対する意識が高い日に設定するなど、実施方法とともに実施日についても工夫する。

(イ) 訓練内容

- 1) 発達段階に応じ、段階的な指導、学年に応じた指導にも留意する。特に小学校低学年の児童においては、年齢に応じた目標を設定し指導することが必要である。
- 2) 実施に当たっては、消防署等の関係機関の参加・協力を得るなど、内容の一層の充実に努める。
- 3) 緊急サイレンを鳴らすと同時に緊急放送による訓練を行う。また、放送設備が使用できない場合のことも検討しておく。
- 4) 校内のあらゆる場所から避難場所へ速やかに移動できるよう、避難経路を設定しておく。
- 5) 消火器・避難はしご・救助袋・担架などの使用方法を確認し、それらを使用した訓練を適切に取り入れる。仮の傷病者を作った訓練も取り入れてもよい。
- 6) 授業中だけを想定せず、児童生徒が校庭・廊下等に分散し、教職員が近くにいらない場合も想定する。
- 7) 保健室で休養中、更衣室で更衣中の児童生徒の掌握方法についても検討する。
- 8) 児童生徒の安全確認方法はもちろんのこと、教職員の点呼の要領も含めて立案する。

(ウ) その他

- 1) 配慮を要する児童生徒の避難方法については、教職員の間で十分に共通理解を図っておくとともに、一人ひとりの予想される困難を理解し、必要な支援体制と対応計画を検討しておく。
- 2) 避難訓練実施の事前、事後にも指導を行い、火災発生時の対処の仕方や避難の仕方について理解させ、反省事項についても指導し、訓練の効果が高められるようにする。
- 3) 回を重ねる毎に形骸化し、緊迫感が欠けてくることがある。このような事態を避けるため、訓練が形式的・表面的にならないように創意・工夫が必要である。



【効果的な避難訓練モデル（例）】

想定災害	3時限目、本館1階の理科室より出火。	
指導のねらい	・火災発生時における適切な避難方法を理解し、多人数が安全に避難する方法を、訓練を通して体得できるようにする。	
内容・活動	教職員の指導・指示	留意事項
1. 事前指導	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の対処の仕方を理解させる。 ・消火器等の設置、管理の意義について理解させる。 ・煙の危険性について理解させる。 	
2. 避難訓練	<p>○ 緊急サイレン、火災発生の放送を静かに聞かせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてず、しゃべらないで放送を静かに聞かせる。 ・ハンカチなどで口鼻を覆い、廊下に静かに出させる。 ・避難経路に沿って運動場に移動させる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>*さまざまな出火場所を想定し、適切な避難経路を通して避難する訓練を実施するとよい。</p> </div> <p>○ 運動場にすみやかに整列させ、人員点呼を行い、待機させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の行動を把握し、落ち着かせる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（教職員の初期対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署への通報 ・初期消火 ・非常持ち出し品の搬出 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路を明確に指示する。 ・「お・は・し・も」の徹底 ・外へ出たら駆け足。 <ul style="list-style-type: none"> ・担任は人員点呼を行い、すみやかに本部に報告。
3. 事後指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署員による消火活動の実演 ○ 防災担当（教職員、消防署員等）や校長からの講評 ○ 教室へ移動 ○ 避難訓練の反省 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員で必ず反省会を持ち、修正点を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「お・は・し・も」を守り、混乱なく避難できたか。
<p>【その他の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 休憩時間中に火災がおきた場合の避難訓練や、事前に児童生徒に知らせずに行う避難訓練なども実施しておく効果的である。 ○ 地震発生後の二次災害としての火災も考えられることから、地震後の発生を想定し、避難経路や集合場所についても検討しておく。 		

第3章 学校における防災管理

1 学校における防災管理のねらい

学校における防災管理とは、安全管理の一環として行われるものであり、自然災害や火災による事故の原因となる校内の施設・設備等の危険箇所を早期に発見し、それらの危険を直ちに処置するなど、その充実整備を図るとともに、災害の発生時及び事後に、適切な応急手当や安全な措置ができる体制を確立して、児童生徒の安全を確保することである。また、被災後に心のケアに配慮したり、授業再開を図ったりすることなども含まれる。

そのためには、各学校で作成する学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に基づいて、「災害発生に備えた安全管理」、「災害発生時の対応」、「災害発生後の対応」を適切に行なう必要がある。

危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）は、学校における危機管理の具体的な方法や教職員の役割等を明らかにし、危機管理体制を確立するために作成されるものであり、これらを周知することで学校・家庭・地域が一体となった危機管理体制を明確にし、児童生徒の安全を守る意識を高めることにつながる。

また、学校の状況は多様であることから、学校や地域の実情を踏まえた、実効性のある、学校独自の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成するとともに、定期的に見直し・改善を行う必要がある。

2 災害発生に備えた安全管理

（1）学校の立地環境の把握

起こりうる災害は、学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件などから予測できる場合もあることから、各自治体が作成した地震、津波、洪水、高潮、土砂災害などに関するハザードマップを積極的に利用することが望まれる。

大阪府防災会議「南海トラフ地震災害対策等検討部会」において検討され、平成25年8月に発表された「大阪府津波浸水想定」（<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/tsunamishinsuisoutei/index.html>）などを参考に、学校の立地環境を踏まえた津波被害について把握することも必要である。

なお、津波浸水想定は、あくまでも特定の想定に基づいたものであり、それらを上回る災害が発生することについても考慮しておかなければならない。

さらに、各学校における校舎等の耐震状況なども、併せて把握しておく必要がある。

【立地環境把握に関連したサイト】

- 大阪府防災・減災ポータルサイト：http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/index.html
- 大阪府河川防災情報：<http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/>
- 大阪府土砂災害防災情報：<http://www.osaka-bousai.net/sabou/Index.html>

【地震発生後に想定される二次災害の例】

津波	□海からの津波	□河川を遡上して堤防を越えてくる津波
火災	□学校からの出火	□周辺地域からの延焼・類焼
余震	□建物の倒壊	□非構造部材の落下・転倒・移動
その他の災害	<input type="checkbox"/> 液状化 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 地盤沈下、地すべり、亀裂、擁壁の崩壊等 <input type="checkbox"/> 水害（堤防決壊、ダムの決壊、土砂ダムの決壊等）	

（２）施設・設備等の安全点検

学校の施設及び設備等の安全点検については、学校保健安全法第 27 条において、計画的に実施するよう定められている。点検後、危険箇所等については、すみやかに改善措置を講じなければならない

ア 安全点検の種類

安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではないため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされ、災害発生時に大きな事故につながる危険性がある。学校保健安全法施行規則では、下表のように日常的、定期的、臨時的に行う安全点検について示されている。

種類	時間・方法等	対象
日常	毎授業日	児童生徒が最も多く活動を行うと思われる場所
定期	学期に 1 回以上。 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒が使用する施設・設備、暖房・防火設備、防災、防犯に関する設備
	毎月 1 回。 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	運動場、教室、特別教室、体育館、給食室、ベランダ、廊下、階段、便所、手洗い場、昇降口、屋上等
臨時	必要があるとき。 学校行事の前後、災害時、近隣での犯罪発生時	状況に応じて点検項目を適宜設定

イ 非構造部材の点検

東日本大震災では、天井や照明器具、ロッカーなどのいわゆる非構造部材の落下や転倒によって大きな被害が発生した。特に、天井高の高い体育館等の天井材や照明器具、バスケットゴールなど高所に設置されたものは、落下した場合に致命的な事故につながるおそれ大きい。点検の実施にあたっては、次の例を参考に、各学校の状況等に応じて必要な項目を検討し、それらを安全点検に組み込むことが有効である。

【安全点検表・点検チェックリスト（例）】

教室等の安全点検表 （例）

場 所： ○ 年 ○ 組 教室 点検実施日 平成 年 月 日
 点 検 者 （ ）

	点 検 の 観 点	点検結果 (○・×)	不良箇所とその程度
1	床板の異常、破損はないか。		
2	机・いすは破損していないか。		
3	窓・ドアのガラスや鍵の破損や故障はないか。		
4	窓の転落防止手すりの異常、破損はないか。		
5	窓下に足掛かりになるものはないか。		
6	カーテン・カーテンレールに損傷はないか。		
7	照明器具、スクリーン、時計、スピーカーなどが落ちそうになっていないか。		
8	戸棚、ロッカーなどの転倒の危険はないか。		
9	戸棚、ロッカーなどからの落下物の危険はないか。		
10	柱や内壁に剥離や亀裂はないか。		
11	天井の破損や雨漏りはないか。		
12	防犯器具は取り出しやすい箇所にあるか。		
13			
14			

※ 点検の観点については、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正を行う。

※ 「目視」「打音」「振動」「負荷」「作動」などの複数の方法を組み合わせて点検を行う。

点 検 箇 所	点 検 の 観 点
天井	
・天井	天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか。
照明器具	
・照明器具	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。
窓・ガラス	
・窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。
・窓ガラス周辺	地震時に衝突の危険性のあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。
・建具	建具に変形（たわみ）、腐食、ガタつきは見当たらないか。
・クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。
外壁（外装材）	
・外壁（外装材）	外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。
内壁（内装材）	
・内壁（内装材）	内壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。
設備機器	
・放送機器・体育機器	本体の傾きや取付金具に腐食、破損等は見当たらないか。
・空調室外機	空調室外機は傾いていないか。
テレビなど	
・天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。
・棚置きテレビ	テレビの転倒・落下防止対策を講じているか。
・テレビ台	テレビ台の転倒・落下防止対策を講じているか。
・パソコン	パソコン機器類の転倒・落下防止策を講じているか。
収納棚など	
・書棚・ロッカーなど	書棚類は取付金具で壁や床に固定しているか。
・棚の積載物	書棚類の上に重量物を置いていないか。
・薬品棚	薬品棚の移動・転倒防止対策を講じているか。
・薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。
ピアノなど	
・ピアノなど	ピアノ等に滑り・転倒防止対策を講じているか。
エキスパンション・ジョイント	
・カバー材	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形またははずれていないか。
・エキスパンション・ジョイント及びその周辺	エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。

(3) 災害発生に備えた体制整備

ア 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）作成の目的は、学校における危機管理の具体的な方法や教職員の役割等を明らかにし、危機管理体制を確立することであり、作成した危険等発生時対処要領を周知することで、学校、家庭、地域が一体となった危機管理体制を明確にし、児童生徒の安全を守る意識を高めることにある。各学校では、学校安全活動の中核となる学校安全担当者を中心とし、学校や地域の実情を踏まえた、実効性のある学校独自の危険等発生時対処要領を作成し、定期的に見直し・改善を行う必要がある。

「平成 26 年度府立学校に対する指示事項」

「平成 26 年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項」 （大阪府教育委員会）

※ 学校保健安全法に基づき学校安全計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

また、学校安全活動においては、全ての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」平成 24 年 文部科学省

※ 東日本大震災で明らかになった教訓を踏まえ、地震・津波が発生した場合の具体的な対応について参考となるような共通的な留意事項をとりまとめた手引書。

事前・発生時・事後の 3 段階で、自然災害発生時等の対応を整理して、各学校でのマニュアルに役立てられるよう示している。



イ 防災組織及び教職員の役割分担

災害発生時には、対策本部等を設け、避難誘導、安全点検・消火、救護などの役割分担に応じて、全教員が対応できるようにしなければならない。そのためには、事前に防災組織及び教職員の役割分担に関する体制を整備しておくことが重要である。

－ 防災組織と主な役割（例）－

- ・ 対策本部：各班との連絡調整、指示、情報収集等
- ・ 安否確認・避難誘導：児童生徒及び教職員の安否確認、安全な避難誘導等
- ・ 安全点検・消火：初期消火、被害状況の確認等
- ・ 救護：児童生徒及び教職員の救出・救命等
- ・ 救急医療：負傷者の保護・応急手当、関係医療機関との連携等
- ・ 応急復旧：被害状況に把握、危険箇所の措置等
- ・ 保護者連絡：引き渡し場所の指定、引き渡し等
- ・ 避難所協力：市町村及び自主防災と連携した避難所の運営支援等

【災害発生時における防災組織及び役割分担（例）】

安否確認・避難誘導

《役割》

- ・児童生徒及び教職員の安否確認
- ・安全な避難経路で避難誘導
- ・負傷者の把握
- ・下校指導及び待機児童生徒の掌握・記録
- ・揺れが収まった直後の負傷程度の把握
- ・行方不明の児童生徒、教職員を本部に報告

《準備物》

- ・クラスの出席簿
- ・行方不明者の記入用紙（児童生徒・教職員）

保護者連絡

《役割》

- ・引き渡し場所の指定
- ・身元確認
- ・保護者等の到着ごとに児童生徒の引き渡し

《準備物》

- ・児童生徒引き渡しカード
- ・出席簿
- ・集合場所のクラス配置図

救護

《役割》

- ・児童生徒及び教職員の救出・救命
- ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報
- ・担当区域で負傷者の搬出
- ・学校施設内のチェック

《準備物》

- ・安全靴等
- ・防災マスク
- ・ヘルメット
- ・スコップ
- ・毛布・手袋
- ・のこぎり
- ・トランシーバー
- ・担架
- ・AED

対策本部

※校長・教頭等

《役割》

- ・各班との連絡調整
- ・非常持ち出し書類の搬出保管
- ・校内の被災状況把握
- ・記録日誌・報告書の作成
- ・校内放送等による連絡・指示
- ・応急対策の決定
- ・市町村対策本部・教育委員会等との連絡
- ・報道機関への連絡、対応
- ・PTAとの連絡調整
- ・情報収集

《準備物》

- ・ラジオ
- ・ハンドマイク
- ・懐中電灯
- ・トランシーバー
- ・携帯電話
- ・危機管理マニュアル
- ・学校敷地図
- ・緊急活動の日誌

安全点検・消火

《役割》

- ・初期消火
- ・避難・救助活動等の支援
- ・被害の状況確認（施設等の構造的な被害程度を調査、本部への連絡、電気・ガス・水道・電話の被害確認）
- ・校内建物の安全点検、管理
- ・近隣の危険箇所の巡視
- ・二次被害の防止

《準備物》

- ・消火器
- ・ヘルメット
- ・ラジオ
- ・手袋
- ・被害調査票等

救急医療

《役割》

- ・養護教諭及び救命救急経験者で構成
- ・医師等の確保
- ・手当備品の確認
- ・負傷者の保護、応急手当
- ・関係医療機関との連携

《準備物》

- ・応急手当の備品
- ・健康カード
- ・担架
- ・水
- ・毛布
- ・AED

避難所協力

《役割》

- ・市町村及び自主防災と連携した避難所の運営支援（連絡調整・情報収集）

《準備物》

- ・マスターキー
- ・バリケード
- ・ラジオ
- ・ロープ
- ・テープ
- ・校内配置図
- ・避難者への指示（文書）

応急復旧

《役割》

- ・被害状況の把握
- ・応急復旧に必要な機材の調達と管理
- ・危険箇所の管理
- ・危険箇所の立ち入り禁止措置
- ・危険箇所の表示
- ・避難場所の安全確認

《準備物》

- ・ヘルメット
- ・構内図
- ・ロープ
- ・標識
- ・バリケード等
- ・被害調査票

※ 防災組織は、全教職員が揃った状態を前提として組織されているが、出勤途上や出張等であらかじめ分担している教職員が不在のことも考えられる。このため、対応可能な教職員数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な応急的指揮システムを考えておく必要がある。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不在時でもできるように代行順位を明らかにしておくことも必要である。

ウ 災害発生時に必要となる備品

地震動が収まってからの避難行動、その後の下校や学校に待機することを想定し、それぞれの場面で必要となる物資等をリストアップするとともに、保管場所についても考えておく。特に津波や土砂災害、水害の被害が想定される地域では、保管場所に注意が必要である。

地震発生時の安全確保に役立つ物資等の例	
頭部を保護するもの	<input type="checkbox"/> 防災ずきん <input type="checkbox"/> ヘルメット
停電時に役立つもの	<input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> 懐中電灯・電池式ランタン
救助・避難に役立つもの	<input type="checkbox"/> バール <input type="checkbox"/> ジャッキ

二次対応時に役立つ物資等の例	
情報収集に役立つもの	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 携帯テレビ（ワンセグ） <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 衛星携帯電話 <input type="checkbox"/> トランシーバー
避難行動時に役立つもの	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> 手袋（軍手） <input type="checkbox"/> 防寒着 <input type="checkbox"/> 雨具 <input type="checkbox"/> スリッパ <input type="checkbox"/> ロープ

学校待機時に役立つ物資等の例	
生活に役立つもの	<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 卓上コンロ（ガスボンベ） <input type="checkbox"/> 毛布・寝袋 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> ビニールシート <input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 電子ライター <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 衛生用品 <input type="checkbox"/> 紙コップや紙皿
救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> 医薬品類 <input type="checkbox"/> 携帯用救急セット <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ガーゼ・包帯 <input type="checkbox"/> 副木 <input type="checkbox"/> 医療ニーズのある児童生徒等のための予備薬・器具等 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 担架
その他	<input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> ガソリン・灯油 <input type="checkbox"/> 段ボールや古新聞 <input type="checkbox"/> 投光器 <input type="checkbox"/> プール水 <input type="checkbox"/> 携帯電話充電器

エ 避難訓練

避難訓練は、災害発生時に児童生徒が常に安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うとともに、地域や家庭において自ら進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになることを目的とした重要な訓練である。

訓練を計画するにあたっては、火災のみならず、地域の実態に即した自然災害に対処し、様々な事態を想定した訓練を行うことが重要であると同時に、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき実施し、教職員が適切に対処できるようにしておくとともに、実施後の反省に基づいてマニュアルの内容を常に見直し、実効性のあるものにしていく必要がある。

また、実施にあたっては、上記の表を参考に避難の際に必要な物品等を、すぐに携行できるようにカゴ等に入れておくなどして準備しておき、訓練で実際に使用してみることも重要である。

【避難訓練】

《施設管理》 消防法 第8条

◎ 学校に防火管理者を置かなければならない。

《実施》 消防法施行令第4条第3項

◎ 防火管理者は、通報及び避難の訓練を定期的実施しなければならない。

3 災害発生時の対応

地震などの大規模な災害が発生した場合、学校においては的確かつ迅速な対応が求められる。正確な情報に基づいた判断と適切な避難行動、災害対策本部の設置、さらには児童生徒の引き渡しや安否確認にいたるまで、教職員による体制を整備しておくことが重要となる。

(1) 地震・津波

ア 地震発生時に予想される危険

以下の表は、屋内・屋外別に予想される危険を分類整理したものである。これらを参考にし、普通教室、特別教室、体育館等、児童生徒が使用する可能性のある場所について、さらには校外行事の会場等についても、予想される危険な状況を調査し、整理しておく。その際は、火災等の二次災害を引き起こす危険性のあるものには特に注意し、津波に襲われる危険性のある地域では、さらに考慮する必要がある。また、運動場が地域の避難場所に指定されている場合は、避難してきた住民などにより、不安や恐怖による心理的動揺から混乱が起こることがあるので注意する。

[屋内]

	場所・非構造部材等	予想される危険
(ア)	天井材、冷暖房機器、照明器具等	剥離落下、ガラスの飛散
(イ)	側壁	掲示板・時計等の落下、壁材の落下・飛散、窓ガラスの飛散
(ウ)	床	陥没、崩壊
(エ)	階段	崩壊、遮断
(オ)	棚・本箱・教卓・机、映像音響設備、運動器具等	移動、転倒、落下
(カ)	実験・調理器具、暖房器具、ガス管、植木鉢等	破損・落下、ガラス・薬品・熱湯・油類の飛散、引火・火災
(キ)	掃除用具入れ、オルガン、ピアノ	移動、転倒
(ク)	書架・本（図書室）	倒壊、本の落下・飛散
(ケ)	ロッカー、靴箱等	転倒

[屋外]

	場所・非構造部材等	予想される危険
(ア)	瓦、窓ガラス、ひさし、外壁等	落下、飛散
(イ)	堀、塀、バックネット、バスケットゴール、サッカーゴール、遊具、記念碑、電柱、自動販売機等	倒壊、電線の垂れ下がり、感電
(ウ)	鉄道	脱線転覆
(エ)	橋梁、歩道橋	破損、落下
(オ)	落下物、倒壊物、道路等の地割れ	避難路の遮断、マンホール等の隆起
(カ)	山間部、海岸部	崖崩れ・山津波、津波
(キ)	都市ガス	ガス漏れ、噴出、爆発、火災
(ク)	埋立地	液状化現象による地下水の噴出、地割れ

イ 危険から身を守るための基本的な行動

初期対応	落下物・倒壊物・移動物から身を守る	<u>落ちてこない・倒れてこない・移動してこない</u> 場所に移動し、落ち着いて揺れがおさまるのを待つ。
	周囲の様子を的確に把握する	激しい揺れがおさまったらあわてず、騒がずその場が危険でないか判断する。
避難行動	安全な場所へすみやかに避難する	鉄筋校舎は比較的安全なことから、あわてて外へとび出さない。揺れがおさまったあとは、火災発生も予想されることから、マニュアルに従って運動場等へ避難する。津波の危険地域の学校においてもマニュアルに従って避難する。 避難行動は、 おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない （お・は・し・もの原則）。

ウ ささまざまな場面で児童生徒・教職員がとる行動

(ア) 授業中に地震が発生したとき

- 児童生徒がとる行動
 - ・ 机の下にもぐったり、身近にあるもので頭を守る。
 - ・ 窓や棚、ロッカー等から離れる。
 - ・ 指導者の指示に従う。
 - ・ おしたり、はしったり、しゃべったり、もどったりしない。
 - ・ 避難行動中は手には何も持たない。
 - ・ 指定された避難場所に集合後、直ちにクラス毎に整列し、静かに指示を待つ。
- 教職員の指示と行動
 - ・ 児童生徒に対し、はっきりとわかりやすく適切な指示をすること。また、心の安定を図る言葉をかけて児童生徒を落ち着かせ、掌握に努める。
 - ・ 配慮を要する児童生徒が安全に避難できるよう、日ごろから支援方法を確立しておくとともに、適切に指示し、行動する。
 - ・ 火気は消火できる場合は、素早く消火する。
 - ・ 火気の消火ができない場合は、揺れが小さくなってから、消火する。
 - ・ 薬品の始末も、火事の場合と同様に処理する。
 - ・ ガスの元栓を閉め、電気のコンセントを抜く。
 - ・ 避難場所が安全か否か判断する。

(イ) 休憩時や放課後に地震が発生したとき

- 児童生徒がとる行動
 - ・ あわてて校舎外にとび出さない。
 - ・ 校内放送やその他教職員の連絡を静かに最後まで聞き、指示に従う。
 - ・ 体育館では落下物や運動器具の倒壊に注意し、中央部に集まり、天井部分等の破壊状況により、速やかに出口に移動する。
 - ・ 運動場では、速やかに中央部に集合し、指示を待つ。
 - ・ 校舎と校舎の間では、落下物に注意して運動場や広い空地に移動する。
 - ・ 校外に出たり、校舎内に戻ったりしない。

- 教職員の指示と行動
 - ・ 放送（使用できない場合はハンドマイク、メガホン）で避難場所及び避難方法を的確に指示する。
 - ・ できるだけ早く役割分担した教室等に直行し、児童生徒を掌握し避難誘導する。
 - ・ 配慮を要する児童生徒に対して適切に指示し、行動する。
 - ・ 負傷者の有無を確認する。

(ウ) 登下校中に地震が発生したとき

登下校中、児童生徒は指導者が不在のため、自分自身で判断できず、迷ったり、間違った情報に惑わされたりして危険な行動をとることが予想される。したがって、登下校中に地震に遭遇した場合は、周囲の状況を判断し、倒壊物、窓ガラス等の落下物に注意しながら、素早く安全な広い場所に避難することが大切である。

また、広い場所にいるときは、あわてて行動しないよう指導しておくことも必要である。

- 児童生徒がとる行動
 - ・ ランドセル、カバンなどを頭にのせ、ガラスなどの飛散物、落下物から身を守る。
 - ・ 海岸、川岸、崖下から早く遠ざかる。
 - ・ 乗り物に乗車中は、運転手等関係者の指示に従う。
 - ・ ブロック塀や自動販売機から遠ざかる。
 - ・ いったん落ち着いたら、学校や家庭へ連絡する。
- 教職員の指示と行動
 - ・ 登下校中に地震に遭遇した場合は、原則的には学校、通学路上の避難場所、家庭の3つの中で、距離的、時間的に最も近いところに避難するなどの指導をしておく。
 - ・ 保護者が不在の場合も考えられるので、その対応についても指導しておく。
 - ・ 安否の確認ができない場合、しばらくは通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が連絡を取り合うのは難しい状況になると予想されるので、自治会組織やPTA組織、同窓会組織との情報交換や家庭訪問、避難所巡回により対応する。

エ 情報の収集と連絡体制の整備

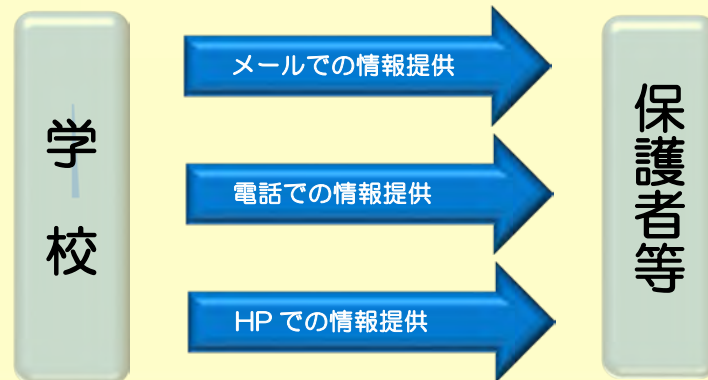
- (ア) ラジオやテレビ、インターネット等や関係機関との連絡で災害の情報を収集する。
（災害の内容や規模、地域の被害状況、津波の発生状況等）
- (イ) 津波浸水域内の学校においては、津波情報によって必要があれば、二次避難場所への水平避難又は垂直避難のいずれかの措置を取る。
- (ウ) 連絡体制の整備

震災の発生時には、学校から児童生徒の安否情報や学校の被災状況について情報の提供が行われなければならない。ただし、通信手段の混乱が続いている場合に関しては、相互の通信にこだわらず、学校からの情報発信は確保できるようにする。

【学校から保護者への情報提供】

学校から保護者への情報提供については、安心と信頼を得るための最大の手段であり、児童生徒の安全の確保にもつながる。

学校から保護者への情報提供の方法は以下のものが考えられるが、複数の手段を組み合わせて、児童生徒の安否情報などの提供を行うようにする。



※ 複数の通信手段を併用して情報提供を確実に行う

① 一斉送信メール配信の構築

「緊急連絡システム」として、保護者から携帯電話やパソコンのメールアドレスの提供を受け、一斉に状況を配信できるシステムを構築する。

② 学校ホームページの充実

学校のホームページ内に「緊急なお知らせ」等のコーナーを設けることや、携帯電話でも情報を閲覧できるように整備を進め、学校の状況等について、最新の情報提供に努める。

③ 災害用伝言ダイヤルの活用

災害用伝言ダイヤルは、より確実に連絡が取れる手段であるが、使用に際しては制約があるので確認を要する。（個人的な使用にのみ利用すること。）

※ 教職員連絡体制の整備

緊急メールや電話連絡による連絡体制を整備する。

オ 応急手当

(ア) 負傷者の確認及び、負傷者がいる場合は応急手当を行う。心停止の場合、すぐに心肺蘇生法を行うとともに、AEDをすみやかに使用し、救急車を手配する。

(P97 参照)

(イ) 児童生徒の不安への対応を行う。

カ 災害対策本部の設置

(ア) 児童生徒の安全が一旦確保された段階で、その後の対応・対策を考え行動していくために、災害対策本部を設置する。

(イ) あらかじめ作成されている防災組織及び役割分担（P24 参照）に沿って対応するが、状況に応じた臨機応変な対応が求められる場合がある。

キ 被害状況の把握

- (ア) 地震の規模や被害状況など、外部より情報を収集する。
- (イ) 校舎や運動場等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の貼り紙やロープを張るなどして、二次災害を防ぐ。
- (ウ) ガス・水道管の破裂、噴出については、二次災害を防ぐために早急に対応する必要がある。関係機関に連絡すると同時に、教職員が元栓を閉めなければならない場合がある。日頃から、全教職員が元栓の場所を確認しておくことが大切である。また、阪神・淡路大震災では、漏電が火災の一因ともなったので、ブレーカーの位置を確認しておく必要がある。
- (エ) 薬品類の容器破損を原因とする火災の発生も起こり得るので、薬品の中和剤や消火器の設置を考えておく必要がある。

ク 児童生徒の下校・引き渡し

- (ア) 地震の規模や、被災状況により、児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする。
- (イ) 引き渡しについては、手順を明確にし、あらかじめ学校と保護者の間でルールを決めておく。(P32 参照)
- (ウ) 年度初めに、児童生徒一人ひとりの「引き渡しカード」を用意しておき、引き渡しの際に利用する。(P33 参照)
- (エ) 下校または引き渡しについては、交通事情や児童生徒の居住地の被災状況、津波等の二次災害の危険性にも十分配慮した上で行う。

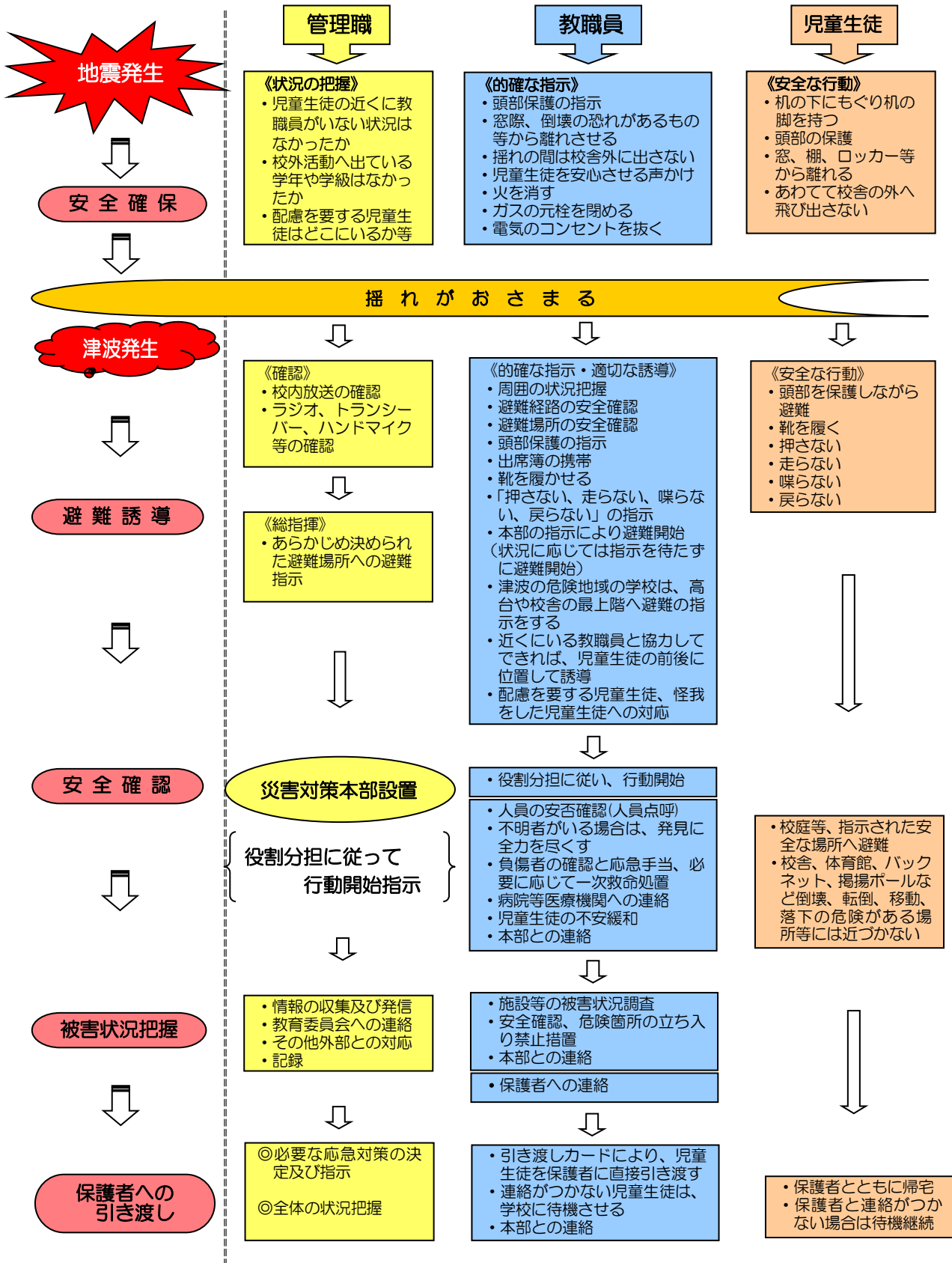
【引き取り者がいない児童生徒への配慮】

- ① 児童生徒が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせて落ち着かせる。
- ② 必ず教職員が付き添い、児童生徒に安心感を与える。
- ③ 落ち着いた段階で自宅に送り届ける。家族が不在の場合は張り紙をしておき、引き取り者が来るまで学校で預かる。
- ④ 児童生徒には不安感を抱かせないように心のケアに努める。
- ⑤ 電話や通信機関が回復すれば、勤務先又は緊急連絡先に連絡をとる。



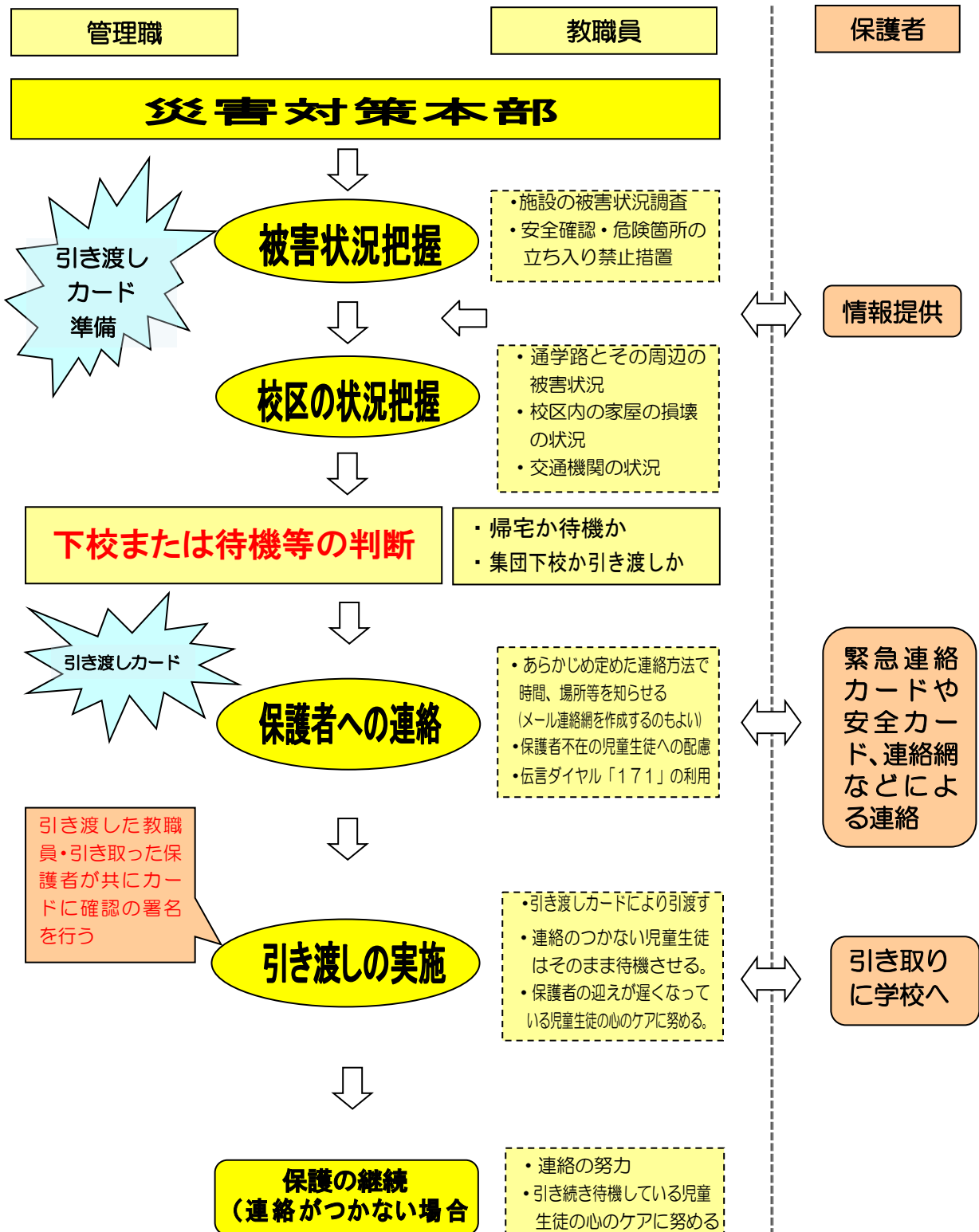
【地震発生時の基本的対応（例）】

学校は、地域の特性や学校の実態及び地震が発生した場合に予想される被害状況を踏まえ、児童生徒の安全確保のための対応行動を具体的に検討しておくとともに、児童生徒、保護者、地域と共通理解を図っておく必要がある。



【緊急時における児童生徒の引き渡しマニュアル（例）】

緊急時に児童生徒の引き渡しをスムーズにまた確実にを行うため、緊急連絡カードを兼ね備えた引き渡しカードを学年開始時に作成しておく。カードは、緊急時すぐに活用できるよう児童生徒の居住地ごとに整理しておく、新しい学年になったときは速やかに新しいカードを作成する。訓練等を通して引き渡しの順序を確実に周知し、保護者が昼間家庭にいない場合も考慮に入れながら緊急時における速やかな連絡と引き渡しの方法を整えておく。また、保護者との面識がないということがないよう、日頃から面談等の機会を通じてコミュニケーションを図っておくことも大切である。



【児童生徒の引き渡し・緊急連絡カード（例）】

児童生徒名（ふりがな）	性別（男・女）	年 組 番
保護者名（ふりがな）	住所	
引き取り者名 ※引き取り者になる可能性の高い順とし、（ ）の中には児童生徒との関係を記入してください。		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">引き取り者 1</div> 氏 名 _____ （ _____ ） 緊急連絡先 _____ TEL _____ メール _____	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">引き取り者 2</div> 氏 名 _____ （ _____ ） 緊急連絡先 _____ TEL _____ メール _____	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">引き取り者 3</div> 氏 名 _____ （ _____ ） 緊急連絡先 _____ TEL _____ メール _____	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">引き取り者 4</div> 氏 名 _____ （ _____ ） 緊急連絡先 _____ TEL _____ メール _____	
本校に在籍するきょうだい （ ）年（ ）組（ ）番 名前（ _____ ） （ ）年（ ）組（ ）番 名前（ _____ ）		
当日の引き取り者（ 1 2 3 4 その他 _____ ）		避難場所
引き渡し日時（ ）月（ ）日（ ）時（ ）分		教職員名
引き取り者 署名欄		
.....引き渡し時にきりとる.....		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">引き取り者 控え</div>		
児童生徒名（ふりがな）	性別（男・女）	年 組 番
引き渡し日時（ ）月（ ）日（ ）時（ ）分		教職員名

※下のような引き渡し一覧表を作成しておくとう便利である。

年	組	番号	氏名	安否確認	引き渡し	欠席・早退	きょうだい関係

(2) 火災

ア 火災発生時に予想される危険

火災の勢いにより窓ガラス等が飛散したり、鉄扉等が高熱を持つことがある。

また、煙の侵入などにより視界を狭められ、避難経路を見失ってパニックに陥り、窓から飛び出そうとする者がいるなど、個々の勝手な判断や行動により大惨事を招くことも考えられる。

さらに、燃焼によって生じた有毒ガス（一酸化炭素）や煙を吸い込むことによって中毒を起こしたり、意識をなくすこともある。

※ 煙は横方向に毎秒0.3～1.0メートルの速さで廊下を流れ、階段や空調設備が煙突の役割を果たし、煙は縦方向に毎秒3～5メートルの速さで上昇するといわれ、歩く人の速度より速くなる。

イ 危険から身を守るための基本的な行動

初期対応	知らせる 連絡する	近くの教職員あるいは職員室へ素早く知らせる。
避難行動	安全な場所へすみ やかに避難する	避難行動は、おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない（お・は・し・もの原則） ハンカチ等を鼻と口にあて、煙に遭遇したときは低い姿勢で避難する。

教職員の初期対応

- ① 煙・異臭・火災を発見した時は、近くにいる教職員または職員室へ連絡し、初期消火をする。
- ② 火災の連絡を受けたら、教職員は直ちに緊急放送を行うとともに、消防署に通報する。
- ③ 火災発生の報告を受けたら、直ちに発生場所に行き、延焼拡大防止を目的とした消火活動を行う。なお、消火器や消火栓は常に使用できるよう整備しておかなければならない。
- ④ 火災発生を知ったら、直ちに授業を中止し、担当者が的確に指示する。その間、校内放送等での指示があれば、それに従う。
- ⑤ 電源を切り、ガスの元栓を閉める。
- ⑥ 窓を閉め、火災、有毒ガスの流入を防ぐ。

ウ ささまざまな場面で児童生徒・教職員がとる行動

(ア) 授業中に火災が発生したとき

- 児童生徒がとる行動
 - ・ 放送を静かに聞く。
 - ・ ハンカチ等で口と鼻を押さえる。
 - ・ 担任・教科担当者の指示に従う。
 - ・ 避難行動中はハンカチやタオル以外、手には何も持たない。
 - ・ 指定された避難場所に集合後、ただちにクラスごとに整列し、静かに指示を待つ。

- 教職員の指示と行動
 - ・ 児童生徒が心理的不安に陥りやすいので、はっきりと的確に指示し行動する。
 - ・ 配慮を要する児童生徒が、安全に避難できるよう日ごろから適切な支援方法を確立しておく。
 - ・ 煙に遭遇した時は低い姿勢をとり、ハンカチ等で鼻と口をおさえて避難させる。
 - ・ 火災発生階より上にいる児童生徒は、非常階段や火災発生場所の反対側から避難させる。下層階のクラスは、近くの階段から避難させる。
 - ・ 避難の際、階段等に多人数が集中したときは、出火階を最優先し、次に直上階層、その上の階の順に避難させること。また、他の階段への誘導も考慮する。
 - ・ 避難場所に集合したら、クラス毎に整列させ、各授業担当者が直ちに人員点呼を行い、異常の有無を本部（校長等）に報告する。

- (イ) 休憩時や放課後に火災が発生したとき
 - 児童生徒がとる行動
 - ・ 校内放送や、その他教職員の連絡を静かに最後まで聞き、指示に従う。
 - ・ ハンカチ等で口と鼻を押さえる。
 - ・ 火災の状況を判断し、速やかに出口に移動する。
 - ・ 指定された避難場所に集合後、直ちにクラス毎に整列し、静かに指示を待つ。

 - 教職員の指示と行動
 - ・ 放送（使用できない場合はハンドマイク、メガホン）で避難場所及び避難方法を具体的に指示する。
 - ・ 児童生徒は、火災によりパニック状態に陥ることも予想されるので、避難誘導係や連絡指導等の職員は、速やかに所定の場所に直行し、児童生徒へ心理的な安心感を与えるとともに適切な指示を出す。
 - ・ 配慮を要する児童生徒に対して適切に指示し、行動する。
 - ・ 火災発生階より上にいる児童生徒は、非常階段や火災発生場所の反対側から避難させる。下層階のクラスは、近くの階段から避難させる。
 - ・ 避難の際、階段等に多人数が集中したときは、出火階を最優先し、次に直上階層、その上の階の順に避難させること。また、他の階段への誘導も考慮すること。
 - ・ 逃げ遅れた者や負傷者がいないかを確認する。

- (ウ) 宿泊施設において火災が発生したとき
 - 児童生徒がとる行動
 - ・ 近くにいる宿泊施設の人、あるいは教職員に知らせる。
 - ・ 館内放送その他、宿泊施設関係者あるいは教職員の連絡を静かに最後まで聞き指示に従う。
 - ・ あらゆる危険を想定し、安全、速やかに避難する。
 - ・ 指定された避難場所に集合すれば、直ちにクラス毎に整列し、静かに指示を待つ。
 - ※ 宿泊施設に着いたら二方向避難経路（2カ所以上の出口）を確認し、消火器の設置場所や非常口等を確認しておく。また、エレベーターは使用しない。

○ 教職員の指示と行動

- ・ 宿泊施設関係者の指示に従い、児童生徒に適切かつ敏速な避難行動をとらせる。
- ・ 通路・出口等で児童生徒に的確な指示を与える。
- ・ 配慮を要する児童生徒については、教職員が速やかに支援する。

※ 宿泊施設の見取り図をもとに、あらかじめ非常口や避難経路を確認しておく、火災発生時に適切かつ敏速な避難行動をとることができる。

(3) 風水害

【台風】

ア 予想される危険

台風は接近するだけで暴風により屋根瓦等を吹き飛ばし、樹木や街灯を倒壊させ、大雨や高潮によって浸水や洪水、土砂災害を引き起こす危険がある。

イ 危険から身を守るための基本的な行動

(ア) 大阪は、大阪湾の一番奥にあるため南西の風が吹くと水位が上がりやすく、また海面より低い土地が多いため大きな被害を受ける可能性がある。高潮のおそれがある場合は、海岸や河川から離れた場所に避難する。

※ 高潮：台風や強い低気圧によって、海面の高さがいつもより高くなる現象。これに風による高波やうねりが加わる。

(イ) 堤防や海岸に近づかない。

- ・ 気象情報や市町村からの呼びかけに注意する。
- ・ 停電や断水に備えて懐中電灯、ラジオ、非常食を用意しておく。
- ・ ベランダや家の周りの落下しやすいものや飛散しやすいものを片付ける。また、窓や雨戸はしっかり施錠する。

【大雨・集中豪雨】

ア 予想される危険

局地的な大雨や集中豪雨は、川や下水道が短時間で増水し浸水や洪水を引き起こす。大雨や集中豪雨は、急激に状況が変化するので注意が必要。

イ 危険から身を守るための基本的な行動

(ア) 河川では、急な増水により中州に取り残される、または川に流される危険があるため、雨が降り出したらすぐに避難する。

(イ) 雷鳴や急に川の水かさが増えてきた場合は、上流で豪雨による急な増水や土砂崩れの危険性があるので避難する。

- ・ 地上が冠水すると地下に大量の水が一気に流れ込む。地下では避難が遅れると命を落とす危険がある。地下室、地下道、アンダーパス、地下鉄及び地下街等にいる時は注意が必要。
- ・ 急激な雨水の流入により、蓋が外れたマンホールへの転落や、側溝や用水路に落ちて溺死する事故もあるので注意する。

【土砂災害】

ア 予想される危険

急な斜面が大雨・長雨で緩んで、突然崩れ落ちる「がけ崩れ」、山や谷の土砂が、大雨などで崩れ、水と混じって一気に流れ下る「土石流」、地面が大きなかたまりのまま、ゆっくり下の方に動き出す「地すべり」等の危険が考えられる。

イ 危険から身を守るための基本的な行動

(ア) 長雨や豪雨のときに次の前兆がみられたら速やかに避難する。

がけ崩れ：小石が落ちてくる、崖に亀裂が入る、崖から水がわいてくる。

土石流：山鳴りがする、急に川の水が濁る、倒木が流れてくる。

地すべり：地面にひび割れができる、斜面から水が噴き出す、井戸水が濁る。

(イ) 土石流に遭遇したら、土砂の流れる方向に注意し、流れに対して「直角」に逃げる。

【竜巻】

ア 予想される危険

強風によって飛ばされてくるものや飛散した窓ガラスによるけがなどが考えられる。

イ 危険から身を守るための基本的な行動

(ア) 屋内にいる場合は、雨戸、シャッターやカーテンなどを閉める。避難する部屋は、地下室や1階の窓のない頑丈な部屋。トイレや風呂場、押入れなど狭くて頑丈な場所を選ぶ。

(イ) 屋外の場合は、鉄筋コンクリート製のビルやマンション、商業施設に逃げ込む。または、頑丈な構造物の物陰に隠れて、身を小さくする。最善の場所は、地下鉄、地下街、地下駐車場。

(ウ) 建物がいない場合は、水路やくぼみに身を伏せる。

※ 危険な場所…車庫やプレハブの中、電柱や樹木の側、窓ガラスの側など

※ 以下の前兆に十分注意する。

- ・ 突然空が暗くなる。
- ・ 雷の音が聞こえる、または光が見える。
- ・ ヒヤッとする冷たい風が吹き出してくる。
- ・ 大粒の雨や雷（ひょう）が降り出してくる。

【雷】

ア 予想される危険

雷の直撃を受けると、死亡する可能性が高い。

イ 危険から身を守るための基本的な行動

雷鳴が聞こえたり、頭上で急に発達した黒雲を見かけたら、直ちに安全な場所に避難し待機する。

(安全な場所)

- ・ 運動場やプールにいるときは建物の中、校舎、体育館の中などへ
- ・ 屋外にいるときはバス、電車、鉄筋コンクリート建築物の中などへ

- ・木の真下には行かない。側撃（落雷を受けた物体から放電を受けること）の可能性もある。
- ・雷雲が遠ざかり、雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいは安全な場所で待機する。

《風水害における児童生徒への対応》

○ 在校時

- ・ 気象情報の収集に努める。（テレビ、ラジオ、インターネット等）
- ・ 風水害の種類（土砂災害・台風・洪水など）によって対応が異なるので、災害の状況を児童生徒に周知させる。
- ・ 状況に応じて、授業中止、避難誘導、下校等の指示を的確に行う。
- ・ 避難させる場合は、避難経路、避難場所、危険物等を的確に指示し、誘導する。広域避難場所など自校以外の避難場所をあらかじめ把握しておく。
- ・ 避難、下校に際しては、必要に応じ、警察署、消防署、家庭等に連絡、協力を求める。
- ・ 下校させるのが危険だと判断された場合には、学校で待機させる。また、可能であるならば、保護者に迎えに来てもらうなどの対応をとる。

○ 在宅時

- ・ 各学校は、年度初め、学期初めなど事前に、措置の内容や学校と家庭との連絡の方法など、各家庭に周知徹底する。
- ・ 台風来襲等が予測される時は、状況に応じ、前日の下校時に、児童生徒に対し翌日の登校について適切に指示する。また、必要に応じて通学路の変更を伝える。

（例）

- | | |
|---|---|
| 1 | ○：○○までに暴風警報が解除された場合は平常授業とする。 |
| 2 | ○：○○～○：○○に暴風警報が解除された場合、△限目もしくは□時間後からの始業とする。 |
| 3 | ○：○○現在で暴風警報発令中の場合、臨時休業とする。 |

- ・ 必要に応じ、児童生徒の家庭へ連絡する。

○ 校外学習中

- ・ 事前に下見を行い、危険な場所がないかなどの安全面の点検を行っておく。
- ・ 現地では、気象情報を入手するとともに、警報等の発令時には、地元の防災機関からの情報等を学校に連絡し、校長の指示により計画の変更、避難などの措置をとる。

《教職員による風水害への防災活動》

- 強風による転倒・移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に対し事前に適切な処置をする。
- 教職員は警報等の発令状況により、配備につく。
- 警報等が解除されて児童生徒が登校するまでに施設等の安全点検を行い、破損箇所の応急の修理や、立ち入り禁止等の指示を徹底する。

4 災害発生後の対応

災害発生後、学校はできる限りすみやかに学校教育の再開・復旧が行われるよう努めなければならない。復旧時の学校の役割としては、避難所協力、教育活動の再開に向けた対応、児童生徒の心のケアなどがあげられる。

(1) 避難所協力

大規模災害時には、指定されている学校はもちろん、指定されていない学校も避難所となることが予想される。避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものだが、担当者を引き継ぐまでの期間、教職員が避難所開設などについて協力を要する場合が考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する確率が高いことも含め、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要である。

【学校施設が避難所となる場合のプロセス（例）】

	災害状況等	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	地震発生 ↓ 地域住民等の学校への避難	・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示・避難者の誘導 等
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の 救助開始	避難所の開設 ↓ 避難所の管理・運営	・関係機関への情報伝達と収集 ・水や食料品等の確保 ・備蓄品の管理と仕分け、配布等 ・衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) 応急危険度判定士による 安全点検	近隣地域からの 救援物資等 ↓ 自治組織の立ち上がり ↓ 自治組織の確立	・自治組織への協力 ・ボランティア等との調整 ・要支援者への協力 等
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 ↓ 避難所機能の解消と 学校機能の正常化	・学校機能再開のための準備
↓ 日常生活の回復			
※ 教職員が少人数で運営を担う場合もあることを考えておくこと。 ※ 児童生徒の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒と避難者のスペースや動線を分けておくこと。			

【学校等の防災体制の充実について（第一次報告） 平成7年11月 文部科学省】

学校が避難所となる場合、学校として、当該市町村の災害応急対策に協力しているものと位置付けることが可能であり、避難所となっている学校の教職員が災害時に避難者の救援業務に従事することは、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられ、服務上、職務として取り扱って差し支えなく、通常、公務災害補償等の対象となるものと考えられる。

	避難所指定 (市町村指定)	避難場所指定 (市町村指定)
役割	災害による被害を受けた住民等が、避難生活をするための場所。	災害からの被害を避けるため、広い場所に一時的に避難する場所。

(2) 教育活動の再開に向けた対応

災害発生後における学校機能をできるだけ早期に回復するため、設置者等と協議、連携して地域の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

ア 児童生徒、教職員の被災状況把握

- (ア) 児童生徒、教職員の被災状況や避難先を把握し、連絡がとれるようにしておく。
- (イ) 学校の設置者に対して、被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。

イ 施設・設備等の確保

- (ア) 応急危険度判定士*等の専門家に安全点検を依頼し、施設の状況を確認する。
- (イ) ライフラインの復旧状況を把握するとともに、応急対応が必要な場合には関係機関に協力を依頼する。
- (ウ) 被害が著しい場合には、仮設校舎の建築等を検討する。

※ 応急危険度判定士とは、「応急危険度判定」(地震等の災害で被害を受けた建築物について、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること)を行うため、指定された講習を受講し、都道府県等に登録されている建築士等

ウ 教育活動再開の決定と連絡

教育委員会等と、児童生徒及び通学路、施設等の状況を総合的に判断して教育活動再開の時期を決定し、保護者・児童生徒へ連絡する。

エ 教育環境の整備

- (ア) 学校施設が避難所となる状況が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。
- (イ) 教科書や学用品の滅失およびき損状況を把握するとともに、不足教科書等の確保に努める。
- (ウ) 必要に応じて転出入の手続きを行う。

オ 給食業務の再開

- (ア) 施設、設備の安全性を確認する。
- (イ) 保健所等に衛生面の検査を依頼する。
- (ウ) 食材の確保、物資や給食の配送方法等について、自治体等の関係機関と協議する。

(3) 児童生徒の心のケア

災害に遭遇した児童生徒は、心身に何らかの影響を受ける。災害直後から一ヶ月の間に、著しく重篤な一過性の症状が現れ、身体症状が表面化し、精神症状が生じてくる場合もある。

さらに、災害後一ヶ月以降に種々の精神症状が生じる場合を外傷後ストレス障がい(PTSD)という。現れ方は多様で、症状の程度は児童生徒によって異なるが、日常の生活だけではなく、その後の成長や発達にも大きく影響する。そこで、適切な心のケアを早期に行うことが重要となり、日頃からの取組みも必要である。

ア 対応方針の策定と校内体制の整備

- (ア) 日頃より学校保健委員会等を活用し、教職員が臨機応変に対応できる弾力的な支援体制を確立しておく。さらに、心のケアに関し、専門家を含めた危機対応チームを災害の状況に応じて編成できるようにしておく。
- (イ) 常に教職員の共通理解とチームワークを確保するよう努めておく。
- (ウ) 日頃より、心のケアの基本を身につける研修や事例研究を取り入れた校内研修等を実施する。

イ 家庭、地域社会との連携

- (ア) 日頃より、児童生徒との心のつながりを大切にし、児童生徒や保護者との信頼関係を築いておく。
- (イ) 被災により心のケアを必要とする児童生徒の家庭とは十分な情報交換を行う。その際、学校として組織的に対応する。
- (ウ) 被災後、児童生徒に専門家や関係機関への相談を勧める際には、保護者の理解を得て行う。
- (エ) 災害後、学校が地域社会(P T A、子ども会、青少年団体、ボランティア等)と連携して、児童生徒の心身の健康をサポートするように努める。具体的には遊び場の確保、児童生徒への言葉かけ、児童生徒を見守るパトロール等である。

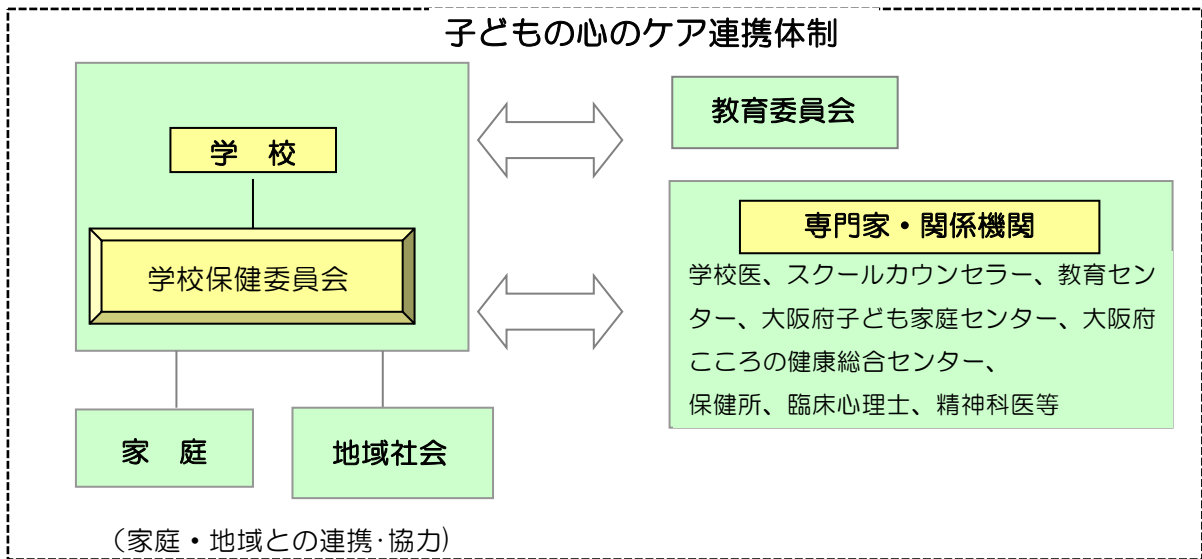
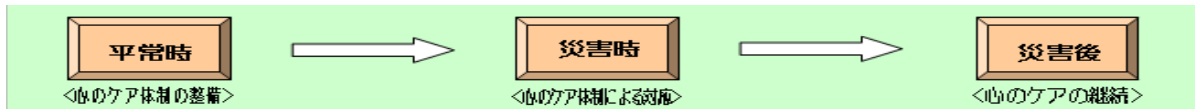
ウ 関係機関との連携

- (ア) 日頃より専門家や関係機関と連携を図り、災害が発生した時、すぐに対応できる体制を整えておく。
- (イ) 災害後、定期的にスクールカウンセラー等と打ち合わせを行い、効果的な教育相談活動に努める。
- (ウ) 心のケアが必要な児童生徒や支援に必要な家庭には、状況に応じて専門家や関係機関と連携を図るよう働きかける。
- (エ) 専門家や関係機関と連携を図る際には、保護者の理解を得ながら慎重に行い、教育相談の担当者等が家庭や専門家、関係機関、担任との連絡調整を図るコーディネーター的役割を行う。

エ 心のケアに必要な児童生徒への対応

- (ア) 外傷後ストレス障がい(PTSD)を予防するためには、早期対応に努め、状況に応じて継続的に対応する。
- (イ) 児童生徒の発達段階により症状の特徴が異なるため、それを見極め、それに合った対応方法で当たる。

- (ウ) 問題の原因を決めつけず、児童生徒の話を十分に聴き、児童生徒の立場に立ち、共感をもって接する。
- (エ) 児童生徒が訴える苦痛や反応は、決して異常なものではないことを継続的に伝え、安心感を持たせる。
- (オ) 身体症状（頭痛、吐き気等）が認められる場合は、必要に応じ治療を勧めると同時に精神面の配慮を行う。
- (カ) 児童生徒自身が問題を解決していけるよう支援に努めるとともに、児童生徒に寄り添い、安心感を持たせる。



【教職員の役割（例）】

管 理 職	教 職 員	養 護 教 諭
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の安否の確認、被災状況、心身の健康状態の把握（家庭訪問、避難所訪問） ・ 児童生徒の心身の健康状態に関する教職員間での情報共有 ・ 障がいや慢性疾患等、個別の支援が必要な児童生徒に関する教職員間での情報共有 ・ 保護者との連携（家庭での健康観察の強化依頼） 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時学校環境衛生検査の実施について検討 ・ 児童生徒の心のケアに向けた校内組織体制づくり（役割分担の確認） ・ 教職員の健康状態の把握及び心のケア ・ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり（全体計画の作成） ・ 心のケアの対応方針の決定と共通理解 ・ 地域の関係機関との協力体制の確立 ・ 安全安心の確保への対応・被害の拡大、二次的被害の防止 ・ 報道機関への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の家庭の被災状況の把握・健康観察の強化 ・ 学校再開に向けての準備 ・ 学校内の被害状況、衛生状況の調査・安全の確保・教職員間での情報の共有 ・ 養護教諭との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職・担任等との連携等 ・ 保健室の状況確認と整備 ・ 学校三師(学校医、学校歯科医、学校薬剤師)、スクールカウンセラー、専門機関等との連携 ・ 心のケアに関する啓発資料の準備

【健康観察のポイント①】

児童生徒に現れやすいストレス症状	
体の健康状態	心の健康状態
<ul style="list-style-type: none"> • 食欲の異常（拒食・過食）はないか。 • 睡眠はとれているか。 • 吐き気・嘔吐、下痢・便秘が続いていないか。 • 頭痛が続いていないか。 • 尿の回数が異常に増えていないか。 • 体がだるくないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか。 • 落ち着きのなさ（多動・多弁）はないか。 • イライラ、ビクビクはしていないか。 • 攻撃的、乱暴になっていないか。 • 元気がなく、ぼんやりしていないか。 • 孤立や閉じこもり、無表情になっていないか。
<p>※ 災害時における児童生徒への対応は、基本的には平常時と同様である。迅速に適切な対応が行えるよう、平常時から児童生徒の心のケアについて体制づくりをしておくことが必要である。</p>	

【健康観察のポイント②】

急性ストレス障がい（ASD）と外傷後ストレス障がい（PTSD）	
持続的な再体験症状	<ul style="list-style-type: none"> • 体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。 • 体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる。（フラッシュバック）
体験を連想させるものからの回避症状	<ul style="list-style-type: none"> • 体験した出来事と関係するような話題を避けようとする。 • 体験した出来事を思い出せないなど、記憶があいまいだったり意識がとんだりする。（ボーっとするなど） • 人や物への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	<ul style="list-style-type: none"> • よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない。 • 物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く。
<p>※ 自然災害などによる外傷後ストレス障がい（PTSD）の症状は、被災してまもなく急性ストレス障がい（ASD）の症状を呈し、それが慢性化してPTSDに移行するケースのほかに、最初は症状がめだたないケースや被災直後の症状が一度軽減した後の2～3ヶ月後に発症するケースもある。このため、被災後の健康観察は、なるべく長期にわたって実施することが肝要である。</p>	



5 配慮を要する児童生徒への対応

障がいや疾病等のある児童生徒は、自分自身を守り避難するなどの行動をとる際、様々な困難が予想される。学校においては、一人ひとりの予想される困難を理解し、家族と連携しながら、必要な支援体制と対応計画、物品等の準備を行う必要がある。なお、障がい種別により対応が大きく異なる点があることにも留意する必要がある。

障がいや疾病のある児童生徒に対する防災教育は、発達段階や疾病の状況を考慮して行い、指示に従い落ち着いて行動ができるように日ごろから指導しておくとともに、日常のさまざまな活動や交流を通して、児童生徒がお互いに協力する態度を身に付けることも大切である。

(1) 障がいのある児童生徒が災害時に陥りやすい状況

障がいのある児童生徒が災害時に陥りやすい状況としては、以下のような例が考えられる。

情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> 情報の理解・判断に時間を要したり、できないことがある。 自分から意思を伝えることが困難なことがある。 全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障がいや聴覚障がいでは、障がいに応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障がいのある児童生徒には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none"> 危険認知が難しい場合がある。 落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい場合がある。 危険回避しようと慌てて行動することがある。 けがなどしても的確に訴えず、周囲が気づかないことがある。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動が難しい場合がある。 エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難が難しい場合がある。
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none"> 薬や医療器具・機器がないと生命・生活の維持が難しい場合がある。 避難時の天候や気温によっては生命の危険がある場合がある。
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none"> 経験したことのない場面や急激な環境への対応が難しい場合がある。 不安な気持ちが被災により増幅され、感情のコントロールが難しくなることがある。

(2) 災害発生に備えた安全管理

ア 避難訓練等

- (ア) 日ごろから安全な避難経路を確保する。
- (イ) 車いすや補助装具を使用して、所定の避難場所へ安全に避難できるかを確認する。
- (ウ) 授業中、休憩時間中、給食等、様々な場面を想定した避難計画を立て、各場面について避難訓練を行う。
- (エ) スムーズに避難できるよう校舎内、校庭等の整備、整理に努める。
- (オ) 保護者と、連絡方法、児童生徒の引き渡し方法、登下校時の対応、避難方法等について緊急時の対応を確認しておく。自主通学をしている児童生徒に対しては、児童生徒の通学経路と時間の目安、経路上の避難場所等を学校と保護者とが把握し、緊急時の役割分担などを確認しておく。

(カ) 寄宿舍においては、様々な場面（就寝時、自由時間、学習時間、食事の時間等）を想定し避難訓練を実施する。

イ 児童生徒への対応

- (ア) 連絡先と障がいや疾病内容及び対応がわかるカードなどを常に携帯させ、緊急時には周囲の人に安全な場所に誘導を依頼できるようにしておく。
- (イ) 防災教育を児童生徒に指導する場合、障がいや疾病等の種類や程度、発達段階を考慮し実施する。自主通学をしている児童生徒には、学校との連絡方法や家庭との連絡方法、通学経路途中の避難場所への避難等、緊急時の行動について指導する。

ウ 医療機関との連携

- (ア) 関係医療機関に緊急時の受診及び医師・看護師の派遣等を依頼しておく。
- (イ) 発作や体調不良及び不測の事態に対応できるよう、日ごろから関係医療機関との連絡を密にしておく。
- (ウ) 保護者への引き渡しが困難な場合、学校の管理下にしばらく留め置く場合も考えられるため、児童生徒の健康状態や投薬状況について把握、整理しておく。

エ 通学バスでの対応

通学バス内で被災した場合を想定し、学校との連絡、保護者との連絡、避難場所等安全確保について具体的に計画を立てておく。



第4章 各教科等における防災教育の展開

ここでは、各校種ごとの目標と指導内容を記載した年間指導計画例及び具体的な授業展開例を示しており、それを行うにあたって参考となる大阪府内の施設や、役に立つリンクなども併せて示している。目標の設定にあたっては、学校の立地環境や地域の実情、児童生徒の実態等に応じ、適切に行われることが重要であり、さらに、校種の段階による指導の積み重ねが必要になってくる。

また、年間指導計画を作成する際には、教科等の年間指導計画はもとより、大阪府や各市町村の防災に関する行事等との調整を図り、防災教育が効果的に行われるよう工夫することも必要である。

1 小学校の展開例

- (1) 防災教育年間指導計画 《例》 47
- (2) 授業展開 《例》
 - ア まちたんけん【生活科】 49
 - イ 大和川のつけかえ【社会科】 51
 - ウ 突然、大雨にあったらどうする？
—総務省消防庁「チャレンジ！防災48」を活用して—【理科】 53
- (3) 授業実践 《例》
 - 【東大阪市立縄手東小学校 第6学年における授業実践】
「総合的な学習の時間、特別活動」における防災教育の工夫 55

2 中学校の展開例

- (1) 防災教育年間指導計画 《例》 57
- (2) 授業展開 《例》
 - ア どうする？災害時の情報確保と連絡手段 【特別活動】 59
 - イ 自然災害 【理科】 61
 - ウ 避難と避難後の行動を考える 【特別活動】 63

3 高等学校の展開例

- (1) 防災教育年間指導計画 《例》 65
- (2) 授業展開 《例》
 - ア 安心・安全な居住環境や住環境とは 【家庭（家庭総合）】 67
 - イ 大阪の災害に学ぶ 【地学基礎】 69
 - ウ 古文に残された災害の記録から防災について考える 【国語（古典A）】 .. 71
 - エ 災害等における「応急手当」の実践と防災について考える 【保健体育（保健）】 73

4 支援学校の展開例

- (1) 防災教育年間指導計画 《例》 75
- (2) 授業展開 《例》
 - ア 自分の身を守る【小学部：生活・自立活動】 77
 - イ こんなとき どうする？【中学部：特別活動・自立活動】 79
 - ウ 避難訓練の事後学習
—防災食について考える—【高等部：特別活動 ホームルーム活動】 81

5 学習指導要領等における主な防災教育関連記述

1 小学校の展開例

(1) 小学校 防災教育年間指導計画（例）

1 第1・2学年

(1) 目標

- ア 災害に関心をもつことができるようにし、災害時の安全な行動について考えることができるようになる。
- イ 災害により引き起こされる危険を感じ、大人の指示に従うなどして適切な行動がとれるようになる。
- ウ 災害時には、自分で危険を回避し、大人と連絡ができるようになる。

(2) 主な指導内容

- ア 火災や地震・津波が起こったとき、状況に応じた避難の基本的な行動を理解すること。
- イ 地域の通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、災害時の地域の安全を守るしくみについて理解すること。
- ウ 災害発生時にルールを守って行動しようとする事。

1 学期	2 学期	3 学期
○心身ともに健康で安全な生活態度の形成 [学級活動] ○自分と人や社会のかかわり [生活科] ○避難訓練（不審者想定） [学校行事]	○心身ともに健康で安全な生活態度の形成 [学級活動] ○公共物や公共施設の利用 [生活科] ○避難訓練（火災想定） [学校行事]	○まちたんけん [生活科] 【展開例ア】 ○避難訓練（地震・津波想定） [学校行事]

2 第3・4学年

(1) 目標

- ア 災害について基本的な理解ができ、災害を防ぐための工夫について考えることができるようになる。
- イ 災害により引き起こされる危険について関心をもち、自ら危険を回避する方法を考えられるようになる。
- ウ 日頃から地域との関わりを持つことにより、災害発生時に、家族や友だち、地域の人たちと協力して危険を回避できるようになる。

(2) 主な指導内容

- ア 地域の安全を守る工夫を調べ、災害を防ぐ工夫について考えること。
- イ 日常生活の安全や災害時の備えについて理解すること。
- ウ 災害発生時に適切な行動ができること。

1 学期	2 学期	3 学期
○地域の人々の安全を守るための諸活動 [社会4] ○身近な地域や市町村の地形、土地活用、公共施設などの様子 [社会3] ○避難訓練（不審者想定） [学校行事]	○主として集団や社会とのかわりに関すること [道徳4] ○避難訓練（火災想定） [学校行事]	○大和川のつけかえ [社会4] 【展開例イ】 ○地域の人々のくらし [総合的な学習の時間] ○避難訓練（地震・津波想定） [学校行事]

3 第5・6学年

(1) 目標

- ア 地域の災害の特性や防災体制について理解できるようになる。
- イ 災害により引き起こされる危険を予測し、災害時には、自ら危険を回避する行動ができるようになる。
- ウ 災害時には、家族や友だち、周囲の人々の安全にも配慮し、他の人の役に立つ行動ができるようになる。

(2) 主な指導内容

- ア 地域の災害について調べ、地域に起こりやすい災害や地域の防災体制について理解すること。
- イ 災害発生時に自ら考えて適切な行動ができること。
- ウ 災害に備えて自分たちにできることを考えること。

1学期	2学期	3学期
<ul style="list-style-type: none"> ○編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読む [国語5] ○地域の人々の暮らし [総合的な学習の時間] ○避難訓練（不審者想定） [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○天気の変化 [理科5] ○突然、大雨にあったらどうする？ [理科5] 【展開例ウ】 ○土地のつくりと変化 [理科6] ○避難訓練（火災想定） [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○我が国の国土の様子と国民生活との関連 [社会5] ○我が国の情報産業などの様子と国民生活との関連 [社会5] ○主として集団や社会とのかかわりに関すること [道徳] ○避難訓練（地震・津波想定） [学校行事]

【参考資料】

- ・学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」（文部科学省 平成25年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- ・夢や志をはぐくむ教育 小学校版（大阪府教育委員会 平成23年3月）
<http://www.pref.osaka.jp/shochugakko/yume/index.html>
- ・小学校道徳 読み物資料集（文部科学省 平成23年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/detail/1303863.htm

(2) 小学校 展開例 ア

まちたんけん

- 1 教科等名 生活科（1年及び2年）
（学習指導要領との関連） 内容（3）地域と生活、（4）公共物や公共施設の利用
- 2 ねらい (1) 自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所と
かかわっていることが分かり、それらを大切に、安全に生活することができるようにする。
(2) 安全を守っている施設や人々に気付き、災害時の安全な行動について考える。
- 3 指導計画 （15時間 展開例 11～12／15）
 - (1) 家から学校まで通う道や学校のまわりで危ないと感じたことを話し合う。
（1時間）
 - (2) 学校のまわりや自分たちが住む地域の安全を守る工夫について調べ、まちたんけん安全マップを作ることを知り、学習の計画をたてる。（1時間）
 - (3) 通学路の様子、標識、公共物、公共施設、そこで働く人々などの安全を守っている工夫について調べたり見学したりして、まちたんけん安全マップをつくる。（8時間）
 - (4) まちたんけんをして見つけたことを話し合い、災害時に安全な行動をしていこうとする意識を高める。（2時間）
 - (5) まちたんけん安全マップの発表会をする。（3時間）
- 4 展 開 （2時間配当）

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 安全を守る工夫を示し、どのような工夫なのか考える。	○指導者が用意した写真などを示し、どのような工夫がされているのかなど	・校区にある避難経路を示す標識や海拔を示す標識など
2 学習のめあてを知り、発表ができるように準備する。	を考えさせ、本時の学習活動につなげる。	
まちたんけんをして見つけたことを発表し 安全を守るために自分たちができることについて話し合おう		
3 まちたんけんをして見つけた安全を守る工夫を発表する。	○交通安全、自然災害、施設内の安全確保、地域ボランティアの見守りなど項目に分けてまとめていく。	・項目ごとに分けられる色別のカードや付箋、シールなど 総務省消防庁 防災 48
4 なぜこのような工夫が町にあるのかを考え、自分たちができることを話し合う。	○安全な遊び方や公共施設の利用の仕方、危険を予測した行動などに気付かせる。	http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/main/syo_tei.html
5 お家の人に教えたいことを書く。	○話し合ったことや気付いたことを書かせる。	・手紙形式のワークシートやカードなど

5 評価 通学路における危険な箇所や、安全を守っている施設や人々の工夫を安全マップにまとめていくことで、安全な生活を送っていくために大切なことに気付いている。

6 その他
指導のポイント

- (1) 3学期のまちたんけんでは、安全な生活を送るための工夫について扱うことで防災への気付きを高めていく。
- (2) 3指導計画(2)において、学習計画をたてる際に、まちたんけんのポイントとして、安全に関連することを示すことで、まちたんけんをする観点を明確にすることができる。
- (3) 学習活動3では、交流活動に取り組んだり、板書によって子どもたちの発表をまとめたりする。その際に、交通安全、自然災害、人々の工夫などを色別のカードや付箋、シールなどを使って分けたり、項目別に板書したりしてまとめていくことで、様々な安全を守る工夫について気付くことができるようにする。
- (4) 学習活動4では、安全を守る工夫を話し合う。その際に、学習活動3でまとめた項目を使って、事故から守る、災害から守るなどを具体的に考えられるようにする。その際、指導者が撮影した写真などを電子黒板やプロジェクタ等を活用して示し視覚的な支援も取り入れるようにする。



- (5) まちたんけん調べたことや、学習活動4で話し合ったことから、お家の人に教えたことを手紙やカードにして書くことで、学習を振り返るようにする。

参考資料 ・ 総務省消防庁 チャレンジ！防災 48
<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html>

(2) 小学校 展開例 イ

大和川のつけかえ

- 1 教科等名 社会科（4年）
（学習指導要領との関連） 内容（5）地域の発展に尽くした先人の具体的事例
- 2 ねらい (1) 地域の発展に対する先人の願いや工夫・努力、当時の人々の生活の様子などを調べ、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考えることができる。
(2) 現在でも様々な水害が起こる可能性があることに気付き、災害を防ぐ取組を続けていく必要があることを理解する。
- 3 指導計画（12時間 展開例 10～11／12）
(1) つけかえ前の大和川と現在の大和川を比べ、気付いたことを話し合う。（1時間）
(2) 調べたことを新聞にまとめ、学習の計画をたてる。（1時間）
(3) 洪水に苦しむ人々の様子や、つけかえ工事に対する人々の願い、つけかえ工事の様子、つけかえ後の人々の生活などについて調べる。（7時間）
(4) 現在の大和川の様子や近年起こった水害を調べ、災害を防ぐ取組について理解する。（2時間）
(5) 学習を通して考えたことを新聞の社説に書き、学習をふりかえる。（1時間）
- 4 展開（2時間配当）

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 現在の洪水の様子の写真を見て、気付いたことを発表する。	○子どもたちの生活経験として知っている洪水の様子なども発表させる。	・国土交通省近畿地方整備 大和川河川事務所 http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/index.php
2 学習のめあてを知り、本時の見通しを立てる。		
現在の洪水を防ぐ取組について調べて新聞記事にまとめよう		
3 洪水を防ぐ取組について資料を使って調べ新聞の記事にする。	○スーパー堤防や遊水池、植林、地すべり対策などの取組に気付くことができるようにする。	・地域で使用する副読本 ・わたしたちの大和川（第4章） http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/press/watasitati/pdf/wa4syou.pdf
4 現在も洪水を防ぐ取組が続く理由を考え話し合う。	○過去も現在も地域の人々の安全や生活の向上への願いは同じであることに気付かせる。	
5 自分が考えたことを書き、学習をふりかえる。	○話し合っ考えたことを新聞記事に付け足すようにする。	

- 5 評価 (1) 水害の様子をまとめた資料を活用して、調べたことや考えたことを新聞にまとめている。
- (2) 水害の様子を調べることを通して、現在でも水害が起こる可能性があることや災害を防ぐ取組について理解する。

6 その他

- 指導のポイント (1) 調べたことを新聞の記事としてまとめる。「洪水に苦しむ人々の様子」や「つけかえ工事に対する人々の願い」などについて調べ、複数の記事をまとめて新聞にするという言語活動を取り入れる。
- (2) 学習活動1「現在の洪水の様子の写真を見て、気付いたことを発表する」を行う際に、近年起こった災害の写真などを活用することで、子どもたちが持つ知識をもとにして発表することができ、具体的なイメージを持つことができる。
- (3) 学習活動3「洪水を防ぐ取組について資料を使って調べ新聞の記事にする」を行う際に、地域の河川の洪水を防ぐ取組や、地域の防災計画をもとにした資料を活用することで、身近な事例を通して学習することができる。また、地域のハザードマップ等を活用することで、津波対策等の地域の防災対策について調べることができる。
- (4) この単元をきっかけとして、「地域の自然災害」や「地域の防災体制」などについて探究したり、「地域の防災マップ」を作成したりする総合的な学習へ発展させることもできる。

- 参考資料
- 大阪府/治水のあゆみ
<http://www.pref.osaka.jp/nishiosaka/history/>
 - 大和川付替え300周年
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/yamato300/index.html>
 - 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/index.php>
 - 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所「わたしたちの大和川」
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/press/watasitati/index.html>
 - 大阪府/防災・安全・危機管理
http://www.pref.osaka.jp/life/list2.php?ctg03_id=11&ctg02_id=67#c223

(2) 小学校 展開例 ウ

突然、大雨にあったらどうする？

—総務省消防庁「チャレンジ！防災48」を活用して—

- 1 教科等名 理科（5年）
（学習指導要領との関連） 内容 B 生命・地球（3）流水のはたらき（4）天気の変化
- 2 ねらい 学習したことをもとに、自然災害に備え、危険を予測し、遭遇した時には、瞬時に判断し、危険回避のために自分はどのような行動をとればよいのかを考える。
- 3 指導計画 （2時間 展開例1／2）
 - (1) 流水のはたらきを学習した後に、突然大雨にあったとき、どのような行動をとればよいのか考える。（1時間）
 - (2) 天気の変化を学習した後に、天気の変化を予想させるとともに、雷が鳴りだしたらどのような行動をとればよいのか考える。（1時間）
- 4 展 開 （総務省消防庁「チャレンジ！防災48」P50～65,92,93を参照。）

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 導入 10分 4～5人のグループになる。	○大雨による映像や写真を見せる。	・「チャレンジ！防災48」の映像資料 10-1①、②、③等
突然、大雨にあいました。身を守るためにどのように行動するとよいか考えてみましょう。		
2 展開 25分 グループの役割を決める。 ・司会、発表者、書記	○資料 24-1 を各グループに配付する。 ○資料 24-1 にある4つの場面を1つずつ提示する。 また、それぞれの場所が、地域のどこと似ているか地図を見て考えさせ、書き込み等をさせる。 ○地域にあてはまる場面の写真を提示する。	・「チャレンジ！防災48」の配付資料 24-1 ・地域の地図 ・色別シールや付箋 ・地域の写真
あなたが、この場所にいるときに大雨にあった場合どのような行動をとるべきでしょうか？		

<p>地域の4つの場面それぞれについて、自分がその場にいる時にどのような行動をとるべきかを、各自が付箋に書き出す。</p> <p>各グループで意見交流する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各自の意見を出し合う。 • 模造紙を仕上げる。 • 発表の準備をする。 <p>◇グループごとに発表する。</p>	<p>○付箋、模造紙（1/2）、水性マジックを各グループに配付する。</p> <p>○書き出せていない児童に対し、支援を行う。</p> <p>○司会から意見を言い、次に司会者の右から順に意見を言うように指示する。</p> <p>○書記は、みんなの意見をわかりやすく模造紙に書くよう指示する。</p> <p>○出てきた意見を板書する。</p>	<p>•付箋、模造紙(1/2)、水性マジック</p>
<p>3 まとめ 10分 説明を聞く。</p> <p>振り返りをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • みんなの意見を聞いて考えたことや、この時間で気がついたことなどを書く。 	<p>○各グループの発表をふまえて、大雨にあったときに身を守るための行動のポイントや留意点について、資料24-2を用いて説明する。</p> <p>○導入の映像を再度見せて、周囲のようすを見て、落ち着いて行動することや事前対策の大切さを伝える。</p>	<p>•「チャレンジ！防災48」の配付資料24-2</p> <p>• 振り返りシート</p>

- 5 評価 (1) 水害の知識を深め、地域で危険な場所がどこかを理解している。
(2) 大雨にあった時を想定し、どのように行動したらよいか具体的にイメージし、考えている。

6 その他

- 指導のポイント (1) 学習内容2「地域にあてはまる場面の写真」は、資料24-1の4つの場面(河原、水辺、地下、まわりより低いところ)において、子どもたちが行きそうな地域の場所を提示することで、より自分のこととして考えることができる。
- (2) この学習を終えて、家族に、大雨にあったときの行動について伝えるようにしたい。

参考資料 • 「チャレンジ！防災48」P98,99「雷が鳴り始めたら？」

<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/all.pdf>

(3) 小学校 実践例

東大阪市立縄手東小学校 第6学年における授業実践

「総合的な学習の時間、特別活動」における防災教育の工夫

- 1 教科等名 総合的な学習の時間、特別活動（6年）
テーマ「災害から命を守る みんなで考え実行できることを考えよう」
- 2 ねらい (1) シミュレーションなどを通じて被災者の心情に迫り、自分の問題として受け止める。
(2) 地震のメカニズムや地震による被害を学び、簡単なけがの手当ての仕方を学び、被災地の見学や被災者と交流することで、災害に対する基礎的知識を身につけ、自分たちの防災活動を前向きに考える。
(3) 人は人に支えられて生きていることを学び、自分やみんなの命を守るにはどうすればいいのか考える。

3 指導計画（37時間）

学習内容・活動（配当時数）	ねらい
過去の地震災害について知る。 ビデオ視聴(1)	自然災害が起こりやすい我が国においては、日頃から防災に関する情報などに関心を持ち、一人一人が防災意識を高めることが大切であることに気づく。
地震のメカニズムについて知る。 ビデオ視聴(1)	理科の授業と関連して地震の起こるしくみを知る。
減災について考える。(2)	非常持ち出し袋の中身を考えたり、住まいの安全について考える。
応急手当・身近なものによる救急法 実技(1)	体育科の保健学習「けがの防止」と関連させて、すり傷や切り傷の治療方法、やけどや骨折の対応の仕方を学ぶ。
災害図上訓練「親子で防災を考える日」アクティビティ(2)	ゲストティーチャーを招いて、地震が発生した直後の行動・生活を考えるシミュレーションを実施する。
これまで学んだことをまとめ、発表する。 テーマに分かれて作成(4)	修学旅行で発表するプレゼンテーション資料を制作する。 テーマ 直下型地震について、非常時に必要なもの、住まいの安全、液状化現象について、プレート型地震について、歌「しあわせ運べるように」について、野島断層について
神戸・淡路島方面修学旅行(12)	阪神淡路大震災で大きな被害を受けた神戸・淡路島で実際に見学し、被災者の方々から当時のようすを聞き取る。そして、調べてきたことを確認し、発表する。
避難訓練と震災集会(1)	修学旅行で学んだことを、全校児童に向けて発表する。
地域を実際に歩く。 ぼうさい探検隊①(4)	修学旅行で学んだことを活かし、まちを探検することで、災害への備えや危険について考える。
防災マップを作る。 ぼうさい探検隊②(6)	まちを歩いて気がついたり、発見したこと、まちをよりよくするための提言を地図に書き込む。

児童会と連携して	(2)	児童会と連携して、運動会でのバケツリレーや、野島断層に届ける「希望の貼り絵」を全校児童で取り組む。
わがまち防災会議	(1)	できあがった防災マップを前にして、地域の自治会長、児童育成クラブ指導員、寺住職、防犯協議会、市危機管理室の方々とのディスカッション、地域の人たちとの交流により、地域への関心・愛着を高め、「地域コミュニティ」を強化する。

4 実践報告 (25～34/37 太枠部分)

修学旅行で学んだことを活かすために、今回の授業実践の最終目標として地域の防災マップ作りに取り組んだ。災害から自分の命を守るということを修学旅行で学習してきて、防災への意識が高まっている児童に、最後は自分たちの地域の防災について考えることをねらいとしている。

この取組に関しては、一般社団法人日本損害保険協会が開催している「小学生のぼうさい探検隊マップコンクール」(<http://www.sonpo.or.jp/protection/bousai/>)への参加を活用した。「ぼうさい探検隊」とは、児童がより関心をもって街にある防災・防犯・交通安全に関する施設や設備などを見て回り、マップにまとめるというものである。

その効果としては、

- 1) 防災意識をもって街を探検することで、自主的に災害への備えや身近な危険について考え、気づくことができる。
- 2) 探検をしながら地域の人たちとの交流によって、地域への関心や愛着が生まれ、「地域コミュニティ」が強化される。

という2点があげられる。

また、このコンクールへの参加メリットとして、初めてマップ作りに取り組む学校でもスムーズに活動できるように、事務局から道具の提供や、マップ作りのノウハウやヒントも提供してくれることもあげられる。

修学旅行明けの6月18日午前中、ぼうさい探検隊を実施した。保護者や地域の商店街の方々、消防署や交番、図書館の方々のご協力をいただき、防災のことだけでなく、地域をさまざまな視点で見つめ直すことができたと思われる。

災害でけがをしたときに対応してもらえる病院の場所のチェックや、家の人と連絡をとるための公衆電話の場所の確認を行った。また、自動販売機に困った時や、危険を感じた時に押せる防犯ブザーや防犯カメラがあることを発見した。

探検隊の活動のあと、防災マップ作りに取り組んだ。防災のことだけでなく、地域の自慢できるところや紹介したいお店などを盛り込んだため、見る人が楽しく防災について考えられるようなマップに仕上がった。

いろいろな人とつながる中で、災害を減らす減災についても考えを深めることができた。

5 その他

- 参考資料
- ・北海道立教育研究所附属理科教育センター研究紀要第23号
 - ・「語り継ぎたい。命の尊さ 生かそうあの日の教訓を」
住田功一著（一橋出版株式会社）
 - ・「ビジュアル版 幸せ運ぼう」神戸市教育委員会 制作委員会

2 中学校の展開例

(1) 中学校 防災教育年間指導計画（例）

1 第1学年

(1) 目標

災害発生メカニズムの基礎や諸地域の災害例から危険を理解するとともに、日常の防災に対する備えを見直し、災害に対してまず自らの生命を守るために適切な行動ができるようになる。

(2) 主な指導内容

ア 地球環境（火山帯等）や日本の自然環境に関する学習を通じて、自然災害のメカニズムや防災への努力について理解すること。

イ 防災の観点から、学校生活上の課題を把握し、その解決に取り組むこと。

ウ 被災地の人々との交流などを通じて、災害発生時の適切な行動について考えること。

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○世界のすがた [社会] ○世界のさまざまな地域の調査 [社会] ○応急処置 [保健体育] ○生徒会等を中心とした校内の安全点検とその報告会 [生徒会活動] 	<ul style="list-style-type: none"> ○世界から見た日本の自然環境 [社会] ○丈夫な構造 [技術・家庭] ○関係機関や地域と連携した防災（避難）訓練 [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域の調査 [社会] ○火をふく大地・動き続ける大地 [理科] ○阪神大震災時の地域の状況 [総合的な学習の時間]

2 第2学年

(1) 目標

災害の歴史について知るとともに、地域の災害の歴史についての理解を深め、日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に自らの安全だけでなく他の人びとの安全にも配慮した行動をとることができる。

(2) 主な指導内容

ア 過去の災害の記録や資料を調べ、地域の災害について理解を深めること。

イ 気象に関する学習の中で、災害が発生する仕組みを理解すること。

ウ 住生活に関する学習を通じて、防災の観点から日常生活を見直し、防災マニュアルの作成に取り組むこと。

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域の歴史 [社会] ○AED操作法 [保健体育] ○生徒会等を中心とした校区内の安全点検とその報告会 [生徒会活動] 	<ul style="list-style-type: none"> ○暮らしの安全を守る（職場体験学習における防災学習） [総合的な学習の時間] ○わたしたちの住生活 [技術・家庭] ○関係機関や地域と連携した防災（避難）訓練 [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○二度の世界大戦と日本 [社会] ○天気とその変化 [理科] ○防災マニュアルの作成・発表 [総合的な学習の時間]

3 第3学年

(1) 目標

防災意識をさらに向上させ、安全で安心な社会づくりの大切さを認識し、地域の防災や災害時の助け合いの重要性を学び、防災活動や災害時のボランティア等の支援活動に対する理解を深める。

(2) 主な指導内容

ア エネルギー問題や情報モラルなどの現代社会における課題に関する学習を通じて、安全で安心な社会づくりの大切さを理解すること。

イ 自然の恵みと災害に関する学習の中で、災害を防ぐ仕組みについて考えること。

ウ ボランティア活動の学習を通じて、地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加すること。

1 学期	2 学期	3 学期
○わたしたちの生活と現代社会 [社会] ○救命救急法 [保健体育] ○どうする？ 災害時の情報確保と連絡手段 [特別活動]【展開例ア】	○いろいろなエネルギー [理科] ○自然災害 [理科] 【展開例イ】 ○関係機関や地域と連携した防災（避難）訓練 [学校行事] ○避難と避難後の行動を考える [特別活動]【展開例ウ】	○地球社会とわたしたち [社会] ○ネットワークを支える技術 [技術・家庭] ○ボランティア活動に関する講演会の実施 [総合的な学習の時間]

【参考資料】

- ・学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」（文部科学省 平成 25 年 3 月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

- ・夢や志をはぐくむ教育 中学校版（大阪府教育委員会 平成 22 年 3 月）

<http://www.pref.osaka.jp/shochugakko/yume/index.html>

- ・中学校道徳 読み物資料集（文部科学省 平成 24 年 3 月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/detail/1318785.htm

(2) 中学校 展開例 ア

どうする？ 災害時の情報確保と連絡手段

- 1 教科名等 特別活動（全学年対象）
（学習指導要領との関連） 特別活動 学校行事 （3）健康安全・体育的行事
- 2 ねらい 災害時にどのようにして正しい情報を入手し、混乱した状況の中で連絡手段等を確保するかを、グループワークを通して生徒自らが答えを導き出す。
- 3 指導計画 （1時間）
災害時にどのように情報を確保し、連絡手段を手に入れるか。

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
[導入 10分] 1 4人程度のグループを作る。 2 日常生活の中で何から情報を得ているのかをグループで考え、ワークシートにまとめる。		<ul style="list-style-type: none"> ・中学生向けの「危機管理・防災に関する教材」(埼玉県危機管理防災部危機管理課) ・ワークシート
[展開 30分] 3 話し合いの結果を発表。 4 災害が発生し停電が起こった状態を説明する。 5 災害時の停電の状況で、どうやって情報を入手し、家族と連絡を取るかをグループで考え、ワークシートにまとめる。	○グループから出た意見を板書していく。 ○最初に出た意見の中から、停電で使えなくなるものにバツ印を付けていく。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 災害時にどうやって家族と連絡をとるか考えよう </div>		
6 話し合いの結果を発表する。	○グループから出た意見を板書に書き加えていく。	

<p>[まとめ 10 分]</p> <p>7 グループから出た意見をもとにまとめる。</p>	<p>○災害用伝言ダイヤル等のサービスを紹介するとともに、あらかじめ家族で集合場所を決めておくなどの方法の有効性にも触れる。</p>	
--	--	--

- 5 評価 (1) 日常と災害時とを比較する中で、それぞれの情報源の特性を理解し、正確な情報を得るためにどうすればよいかを考える力を身に付けている。
- (2) 災害時における安否確認や連絡の方法を理解し、グループワークを通して家族間でルールを決めておく重要性に気付くことができる。

6 その他

- 指導のポイント (1) 導入部分のグループワークにおいては、考えられる情報手段はそれほど多くないので、あまり時間をかけず発表に移る。
- (2) 停電の状況の説明については、対象学年に応じて内容を考え、災害の種類等に応じて具体的な状況説明を加える。
- (3) 携帯電話会社の災害用音声お届けサービスに言及することも考えられる。
- (4) 携帯電話が使えなくなる状況は容易に想像されるが、そのような状況下では、携帯電話に記憶させた電話帳も使えなくなることを指摘する。連絡先の情報は、携帯電話の記憶領域のみに置いておくのではなく、紙に記録しておくことの重要性を理解させる。
- (5) 生徒は様々な手段を通じて情報を得ることを考えるが、一番大切なことは家族や知り合いなどの間で、災害時に集まる場所や連絡方法について話し合っていることだということをまとめの中で強調する。

参考資料 ・中学生向けの「危機管理・防災に関する教材」(埼玉県危機管理防災部危機管理課)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/05b00-007.html>

・生活密着情報(総務省消防庁)
<http://www.fdma.go.jp/html/life/>

・災害用伝言ダイヤル(NTT西日本)
<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

・災害用伝言板 Web171(NTT西日本)
<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

(2) 中学校 展開例 イ

自然災害

- 1 教科等名 理科(3年)
(学習指導要領との関連) 第2分野 内容 (7) 自然と人間 イ 自然の恵みと災害
- 2 ねらい 自然がもたらした災害について調べ、これらを多面的・総合的に捉えて自然と人間のかかわり方について考察する。
- 3 指導計画 (5時間 展開例1~3/5)
 - (1) 東日本大震災の被害と復興の道のりを知る。(1時間)
 - (2) 東日本大震災の被災地での高校生の活動を知る(1時間)
 - (3) 大阪で過去に起こった災害について調べ、防災行動計画を立案し、発表会を行う。(3時間)

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
<p>[第1時]</p> <p>1 東日本大震災を振り返る。</p> <p>◇地震や津波による被害を他人事ではなく、我が事としてとらえる。</p>	<p>○東日本大震災の被災地で活動をした方を招聘して3年生全員対象の1時間の講演を準備する。</p> <p>被害の甚大さ、災害を減らすための準備や行動、復興への道のりをテーマとする。</p>	<p>・東日本大震災アーカイブス</p>
<p>[第2時]</p> <p>2 東日本大震災の被災地での高校生の活動を知る。</p> <p>◇中学生や高校生が被災地の復興で大きな力を発揮していることを知る。</p>	<p>○インターネット上のシンサイミライ学校で「舞子高校・諏訪清二先生のいのちを守る特別授業」を見せる。</p>	<p>・シンサイミライ学校</p>
<p>[第3~5時]</p> <p>3 大阪を襲った過去の災害(地震・津波・台風・洪水等)を知り、自然災害についての理科で学んだ知識を生かした防災行動計画を、小グループに分かれて立案して、グループ毎に発表する。</p>	<p>○夏季休業期間中(又は冬季休業期間中)に津波・高潮ステーション等の施設を利用したり、各市町村の防災マップ(ハザードマップ)等を活用して、災害について学べることを伝える。</p>	<p>・津波・高潮ステーション</p> <p>・阿倍野防災センター</p> <p>・大阪市立自然史博物館</p> <p>・大阪歴史博物館</p> <p>・各市町村の防災マップ(ハザードマップ)</p>

- 5 評価 (1) 東日本大震災や大阪の過去の災害をもとに、地震・津波・台風・洪水などの特徴と様々な被害との関係を整理し、考察することができる。
 (2) 各市町村の防災マップ（ハザードマップ）等を活用して、地域の特性についての理解を深め、災害発生時の安全確保の大切さや被害を減らす行動について理解している。

6 その他

参考資料

- ・NHK東日本大震災アーカイブス
<http://www9.nhk.or.jp/311shogen/>
- ・シンサイミライ学校「舞子高校・諏訪清二先生のいのちを守る特別授業」
http://www.nhk.or.jp/sonae/mirai/program_maiko/

施設等

- ・津波・高潮ステーション
<http://www.pref.osaka.jp/nishiosaka/tsunami/>
- ・大阪市立阿倍野防災センター
<http://www.abeno-bosai-c.city.osaka.jp/bousai/bsw/a/a/bswaa010.aspx>
- ・大阪市立自然史博物館（中学生入館無料）
<http://www.mus-nh.city.osaka.jp/>
- ・大阪歴史博物館（中学生入館無料）
<http://www.mus-his.city.osaka.jp/>

【津波・高潮ステーションとは】

かつて大阪を襲った高潮の脅威や、南海トラフ巨大地震にて発生が予想される地震・津波に対する災害について、過去の記録、資料や写真、そして新たな被害想定に基づく津波のCG映像などを用いて、その対応を学べる施設です。

〔主な展示・映像〕

- 大阪の地形を学ぶ
- 地震や津波が発生するメカニズムを学ぶ
- 津波災害体感シアター(ダイナキューブ)
- かつて大阪を襲った津波災害から学ぶ
- 津波に対し、事前の備えの重要性を学ぶ



- ◇ 住所 〒550-0006 大阪市西区江之子島 2-1-64
- ◇ 電話 06-6541-7799
- ◇ 開館時間 10時～16時
- ◇ 休館日 火曜日(祝・休日の場合は翌平日)、年末年始
- ◇ 入館料 無料、14名以下は事前予約不要
- ◇ 交通 大阪市営地下鉄「阿波座」駅 10番出口下車、東へ80m

(2) 中学校 展開例 ウ

避難と避難後の行動を考える

- 1 教科等名 特別活動（3年）
 （学習指導要領との関連）学級活動 内容 （2）キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の育成
- 2 ねらい 学校にいて、自然災害が発生し、避難する時及び避難した後にどのような行動をとればよいのかを知る。また、自分たちの地域を守るために中学生としてできることを考える。
- 3 指導計画 （3時間 展開例1 / 3）
 (1) 避難と避難後の行動を考える（1時間）
 (2) 自分の住む地域に対してできることを考える（1時間）
 (3) 地域と連携した防災（避難）訓練（1時間）

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
<p>1 東日本大震災の津波の様子等の映像や写真を見て、感想を話しあう。</p>	<p>○命を守るためには、とにかく避難が必要であることを押さえる。 ○災害発生時の人々の様子やボランティアの様子を紹介する。</p>	<p>・NHK東日本大震災アーカイブス http://www9.nhk.or.jp/311shogen/ 「巨大津波“いのち”をどう守るのか」 「避難所を助けた大学生」</p>
<p>災害発生時、どのような行動をとればよいのだろう</p>		
<p>2 学校にいた場合、どのような行動をとればよいかを話しあう。</p>	<p>○学校周辺のハザードマップを見ながら、どこにどのように避難すればよいかを確認させる。 ○自分の身の安全の確保が最優先であることを押さえる。 ○災害時は中学生も重要な役割の担い手であることを説明する。 ○避難するとき、体調等の悪い人や負傷している人、避難している小学生に対して、どのような行動をとればよいかを考えさせる。</p>	<p>・各学校のハザードマップまたは各市町村のハザードマップ</p>

避難後、どのような行動をとればよいのだろう		
3 災害により避難した後、避難所等で中学生としてできることを考える。	<p>○被災地では何が必要とされているのか、中学生として何ができるのかを考えさせる。</p> <p>※活動内容をより具体的に考えさせてもよい。</p> <p>○救助やボランティア活動を行う際、気をつけることについても押さえる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己及び周囲の安全確保 ・複数で活動 ・大人の指示に従う 	
4 振り返りをする。	○この時間学んだことをワークシートに書く。	

- 5 評価 (1) 災害が発生したときにどのような行動をとればよいのかを理解している。
(2) 避難した後どのような行動をとればよいのかを理解している。

6 その他

指導のポイント

- (1) 避難するときは、まず自己の安全を確保することが最優先であることを押さえ、その上で何ができるかを考えさせる。
- 例) 体調等が悪い人の介助の手伝い。負傷者の搬送の手伝い。小学生と一緒に避難。等
- (2) 避難後できることについても自己の安全を確保した上でできることを考えさせる。
- 例) 体調等が悪い人の介助の手伝い。負傷者の対応の手伝い。炊き出しの手伝い。給水の手伝い、物資の搬送。等
- (3) 避難訓練を思い出させ改善点を考えさせてもよい。
- (4) 1年生では、「災害に対して適切な行動ができるようになる」、2年生では「主体的に安全な行動をとることができる」を目標として学年に応じた内容で実施してもよい。
- (5) 「大阪市立阿倍野防災センター」「阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター」等の社会見学と関連付けて実施してもよい。

参考資料

- ・釜石市津波防災教育のための手引き
http://www.ce.gunma-u.ac.jp/kamaishi_tool/
- ・NHK東日本大震災アーカイブス
<http://www9.nhk.or.jp/311shogen/>
- ・国土交通省ハザードマップポータルサイト
<http://disapotal.gsi.go.jp/viewer/>

3 高等学校の展開例

(1) 高等学校 防災教育年間指導計画（例）

1 第1学年

(1) 目標

自然災害発生のメカニズムについて知るとともに防災体制についての理解を深め、災害の備えについて考えることができるようになる。

(2) 主な指導内容

自然災害と防災の現状を理解し、実習等の活動を通して災害の備えについて自ら考え行動できるようになること。

1学期	2学期	3学期
<ul style="list-style-type: none"> ○身近な自然景観と自然災害 [科学と人間生活] ○我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわり [地理A] ○災害時における情報社会の課題 [社会と情報] 	<ul style="list-style-type: none"> ○安心・安全な居住環境や住環境とは [家庭総合] 【展開例ア】 ○日常生活と結び付いた地理的スキル（地形図・ハザードマップの読図）の習得 [地理A] ○地域と連携した防災（避難）訓練 [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災マニュアルの作成・発表 [総合的な学習の時間] ○生徒会を中心とした校内安全点検とその報告会 [学校行事]

2 第2学年

(1) 目標

災害の歴史について知るとともに地域の特性についての理解を深め、災害発生時の安全確保に努めることができるようになる。

(2) 主な指導内容

演習や被災者(被災経験者)との交流等の活動を通して災害を身近な問題として意識し、災害発生時には適切に行動できるようになること。

1学期	2学期	3学期
<ul style="list-style-type: none"> ○大阪の災害に学ぶ [地学基礎] 【展開例イ】 ○エネルギーの特性や利用とその安全性 [物理基礎] ○非常持ち出し袋を想定した実習 [家庭総合] 	<ul style="list-style-type: none"> ○古文に残された災害の記録から防災について考える [古典A] 【展開例ウ】 ○災害等における「応急手当」の実践と防災について考える [保健] 【展開例工】 ○地域と連携した防災（避難）訓練 [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地の人々との交流・意見交換 [総合的な学習の時間] ○生徒会を中心とした校内安全点検とその報告会 [学校行事]

3 第3学年

(1) 目標

防災意識をさらに向上させるとともに防災活動やボランティア活動等に積極的に参加し、公共の福祉に貢献できるようになる。

(2) 主な指導内容

自然災害と防災について積極的に学び、地域社会とともに防災意識を高められるよう考え行動できるようになること。

1 学期	2 学期	3 学期
○自然環境と人類のかかわりについての歴史的考察 [世界史B] ○地震活動の特徴とそれに伴う地殻変動 [地学] ○日本の気象の特徴と気象災害 [地学]	○災害に関する英字新聞の記事を題材とした英語による討論 [英語表現Ⅱ] ○他者と共に生きる自己の生き方について考える [倫理] ○地域と連携した防災(避難)訓練 [学校行事]	○ボランティア活動に関する講演会の実施 [総合的な学習の時間] ○生徒会を中心とした校内安全点検とその報告会 [学校行事]

【参考資料】

- ・学校防災のための参考資料『『生きる力』を育む防災教育の展開』（文部科学省 平成 25 年 3 月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

高等学校展開例として以下の7つが掲載されている。

- 1 自然環境と防災（1 学年 [地理A]）
- 2 日本の自然環境（2 学年 [地学基礎]）
- 3 応急手当の実践（心肺蘇生法を含む）（2 学年 [保健]）
- 4 安全に配慮した住生活（2 学年 [家庭基礎]）
- 5 学校が避難所となった時にできること（3 学年 [課題研究（工業）]）
- 6 地域の災害と復興を考える（3 学年 [総合的な学習]）
- 7 地域と連携した複合的避難訓練（全学年 [学校行事]）

(2) 高等学校 展開例 ア

安心・安全な居住環境や住環境とは

- 1 教科等名 家庭〔家庭総合〕
(学習指導要領との関連) 内容(4)生活の科学と環境 ウ、エ
- 2 ねらい 地震災害で家を失った被災者にとって、避難所は短期間ながらも“第2の住居＝命をつなぐ緊急の住まい”、地域住民の共助の場となる。被災時に「学校が避難所になった」と想定し、様々な生活条件をもった人々が安心・安全に住むことができる住居の環境について考える。また、地域社会の活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。
- 3 指導計画 (4時間 展開例2～3/4)
 - (1) クロスロードゲーム(※1)を通して、避難所の様子について理解するとともに、発災時にその都度迫られる決断には、唯一無二の正解がないことを理解する。(1時間)
 - (2) 避難生活をよりよくするために必要な場所を考え、教室配置図を基に部屋割りを行い、避難所で守るマナーを考える。また、避難者の一人として、自分に何ができるのかを考える。(3時間)

4 展 開 (2時間配当)

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 前時にクロスロードゲームで学習した、過去の災害時に実際に避難所で起こった出来事を振り返る。 2 学習のねらいを知り、本時の見通しを立てる。	○指導者が用意したデジタルコンテンツ・写真等を示して避難所の様子や避難所に必要なことを確認して、本時の学習活動につなげる	・NHK東日本大震災アーカイブス等インターネットで多数の画像や動画が紹介されている
学校が避難所になったら 一みんなが少しでも安心・安全に生活できるように、過ごしやすい生活空間と生活ルールを考えようー		
3 各グループで、自分たちの避難所(＝自分たちも避難者である)として生活空間や生活ルールを考える。 ・避難所として最低限必要な場所、避難生活をよりよくするための場所を考える。 ・それぞれの場所をどの教室に割り当てるか、教室配置図に記入する。	○生活空間や生活ルールを作成するときのルールと注意を確認する。 ○生活空間や動線(通路)が確保されているか、各生活行為にふさわしい場所が割り当てられているか確認させる。 ○高齢者、障がい者、乳幼児、病気のある人、妊婦等への配慮が必要なことに気付かせる。	・「避難所の生活ルールブック」(日本女子大学家政学部住居学科作成) ・マジック ・拡大した教室配置図 ・避難所に必要な場所カード ・部屋の割り振りチェック表 ・NHKそなえる防災

<p>4 自分たちの避難所で守る生活の基本ルールを考える。</p> <p>5 自分たちが考える安心・安全で過ごしやすい避難所生活の工夫について、次時に発表できるように準備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な生活空間の配置とその工夫 ・生活ルールとその工夫 <p>6 本時の学習を振り返り、グループ活動を通して気が付いたこと、考えたことを記入する。</p>	<p>○避難所は、避難者みんなの安全と安心の場であることに触れる。</p> <p>○ただルールを決めるだけでなく、助け合いの精神を掲げ、みんなで避難所の秩序を維持できるように考えさせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールをまとめる ・ワークシート ・マジック ・模造紙 ・ワークシート
---	---	--

- 5 評価 (1) 避難所における安心で快適な住居、住居の機能について科学的に理解している。
- (2) 自然災害等の現状や避難所が果たす役割について理解を深め、今後直面するかもしれない災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができる。

6 その他

参考資料

- ・「NHKそなえる防災」 避難生活
http://www.nhk.or.jp/sonae/douga/jishin_hinan.html
- ・「避難所の生活ルールブック」
<http://mcm-www.jwu.ac.jp/~hirata/kenkyuseika/data/rulebookver2.pdf>
- ・「災害ボランティア実践ワークショップガイド」(人と防災未来センター)
<http://www.dri.ne.jp/kensyu/work.html>

(※1) クロスロードゲーム

災害対応を自らの問題として考え、また様々な意見や価値観を参加者同士で共有することを目的としているカードゲームである。問題カードには災害が起こる前の備え、また起こってからへの対応のしかたにまつわるさまざまなケースが掲載されており、その中には多くのジレンマを伴う重大な決断が含まれている。

Crossroad(クロスロード)は、文部科学省大都市大震災軽減化特別プロジェクト(林春男研究グループ)の成果物である。

(2) 高等学校 展開例 イ

大阪の災害に学ぶ

- 1 教科等名 地学基礎（1年）
（学習指導要領との関連） 内容（2）エ 地球の環境（イ）日本の自然環境
- 2 ねらい 地域の自然環境を理解し、過去の災害事例を学ぶことによって自然環境と人間生活とのかかわりについて考察する。
- 3 指導計画 （5時間 展開例2～3/5）
（1）大阪平野のおいたち（2時間）
（2）大阪における地震と津波（3時間）

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
<p>[1・2時間目]</p> <p>1 最終氷期～現代にいたる大阪平野の変遷について調べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動と海水面の変化 ・淀川と大和川の堆積作用 ・難波の堀江の開削 ・茨田堤の築造 ・大和川のつけかえ ・新淀川の開削 	<p>○地域の博物館等を活用して、調べ学習を展開させる。</p> <p>○各クラスで、参考資料等に掲載した博物館での取材4班、文献からの取材2班程度を編成して、夏季休業期間中や冬季休業期間中に取材を行い、発表資料を作成するよう指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市立自然史博物館 第2展示室 大阪平野のおいたち ネイチャースクエア 大阪のおいたち 活断層と地震 ナウマンホール 地形図で見る大阪の変化（明治初期～昭和期） 特別展ガイドブック 地震展 2008
<p>[3・4時間目]</p> <p>2 大阪における地震と津波に関して、大阪近郊のプレート境界・活断層の分布等について調べるとともに、地震発生時の行動について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ（海溝） ・活断層 中央構造線 生駒断層 有馬一高槻構造線 上町断層 ・市町村の防災マップ（ハザードマップ） 	<p>○授業は、取材を分担したグループ6班による発表形式で進行する（各班15分）。テーマは重複しないように調整する。</p> <p>○質疑応答と、各班の発表についての生徒の相互評価を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪歴史博物館 10階 古代フロア 難波宮の時代 古代難波の序章 9階 中世・近世フロア 探検！ 水都の町並みぐるっとめぐり 平成22年度 特別展図録 新淀川100年 水都大阪と淀川

- 5 評価 (1) 大阪の地盤や洪水被害についての歴史的理解を深め、津波や液状化等、南海トラフ大地震や上町断層がもたらす災害について考察し予測することができる。
- (2) 各市町村の防災マップ（ハザードマップ）等を活用して、地域の特性についての理解を深め、災害発生時の安全確保の大切さや被害を減らす行動について理解している。

6 その他

施設等

- 大阪市立自然史博物館 第2展示室 大阪平野のおいたち
- 大阪市立自然史博物館 ネイチャースクエア 大阪のおいたち 活断層と地震
- 大阪市立自然史博物館 ナウマンホール 地形図で見る大阪の変化（明治初期～昭和期）
- 大阪市立自然史博物館 特別展ガイドブック地震展 2008
- 大阪歴史博物館 10階 古代フロア 難波宮の時代 古代難波の序章
- 大阪歴史博物館 9階 中世・近世フロア 探検！ 水都の町並みぐるっとめぐり
- 大阪歴史博物館 平成22年度 特別展図録 新淀川100年 水都大阪と淀川

(2) 高等学校 展開例 ウ

古文に残された災害の記録から防災について考える

- 1 教科等名 国語〔古典A〕
 (学習指導要領との関連) 内容(1)ア 古典などに表れた思想や感情を読み取り、人間、社会、自然などについて考察すること
- 2 ねらい 「方丈記」を読み、筆者の人生観を読み取るとともに、人は災害とどのように向き合うべきかということについて考える。
- 3 指導計画 (4時間 展開例2/4)
 - (1) 作者と作品について学習した後、「方丈記」に記録されている4つの災害のうち1つを選び、班で現代語訳を行う。(1時間)
 - (2) 現代語訳した部分について、災害に対する筆者のとらえ方について考察するとともに、「同様の災害が現代の大阪で起こったら」というテーマで話し合い、発表の準備をする。(1時間)
 - (3) 班ごとに、現代語訳と話し合った内容について発表する。(1時間)
 - (4) 前時までの学習を踏まえ、「方丈記」冒頭部の内容について理解を深める。(1時間)

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
(授業開始までに学校図書館に移動しておく) 1 本時の活動内容について、確認する。	○前時に各班が作成した現代語訳を点検し、大きな誤りがないことを確認しておく。	・教科書
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>人は災害とどのように向き合うべきなのだろう —もし同様の災害が現代の大阪で起こったら—</p> </div>		
2 各班で災害に対する筆者のとらえ方について考察する。	○当時の時代背景や作者の人間像を考慮に入れて考察を進めるように促す。	・国語便覧
3 班で取り上げた災害に関する、現代の大阪における状況や防災体制について、図書館の資料やICT機器を活用して調べる。	○資料の探し方やICT機器の操作方法について、適宜指導する。	・図書館内の書籍 ・ICT機器

4 「もし同様の災害が現代の大阪で起こったら」と想定して、話し合う。	○ワークシートを用意する。 ○グループごとの進行状況を適宜確認する。	・ワークシート
5 発表に向けて資料をまとめる。		

- 5 評価 (1) 「方丈記」に記された災害の状況や筆者の人生観を表現に即してとらえることができる。
- (2) 災害に対する筆者のとらえ方に対して、現在の自分ならどのように災害をとらえ、対応するかということを考えることができる。
- (3) 班ごとの発表に向けて自分の役割を果たすとともに、図書館の資料やICT機器を活用し、協力して発表内容を作り上げることができる。

6 その他

参考資料 ・大阪府津波浸水想定の設定について

<http://www.pref.osaka.jp/kikikanri/tsunamishinsuisoutei/index.html>

元暦2（1185）年7月9日の大地震の様子

（成蹊大学図書館蔵『鴨長明方丈記之抄』[明暦4（1658）年刊]より）

http://snetplus.seikei.ac.jp/seminar_lab/public/649.php



▲ 阪神・淡路大震災の被災状況

（神戸市広報課発行「震災10年～神戸の記録～」より）

http://www.city.kobe.lg.jp/safety/disaster/earthquake/earthquake03_17_06.html

(2) 高等学校 展開例 Ⅰ

災害等における「応急手当」の実践と防災について考える

1 教科等名 保健体育〔保健〕

(学習指導要領との関連) 内容(1) 現代社会と健康 才 応急手当

- 2 ねらい
- (1) 適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を防いだり、傷病者の苦痛を緩和したりすることを理解する。実習を通して、適切な連絡・通報や運搬を含む応急手当の手順や方法を身に付ける。
 - (2) 実習を通して、心肺停止状態における心肺蘇生法の重要性やAEDの使用法を含めた応急手当を理解する。
 - (3) 救護シミュレーションを通して、基本的な応急手当の方法及び心肺蘇生法を実践し、自他の生命や身体を守り、不慮の事故災害に対応できるようにする。
 - (4) 救護シミュレーションを踏まえ、災害時における「自らの命を守る」行動を考えるとともに、応急手当を自ら進んで行う態度を養う。

3 指導計画 (4時間 展開例3/4)

- (1) 応急手当の意義と手順・方法について
- (2) 心肺蘇生法とAEDの使用法
- (3) 救護シミュレーション
- (4) 防災について「私たちができること」と応急手当のまとめ

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 授業のねらいと本時の流れを確認する。	○実技実習全体の流れをイメージさせる。	・教科書
2 前時までの復習をする。 応急手当と心肺蘇生法の手順と方法の確認をする。	○人形・AED等を使用し、手順・方法を確認させる。	・心肺蘇生訓練人形 ・AED ・三角巾
応急手当の方法及び心肺蘇生法を実践してみよう		
3 災害時(地震)における救護シミュレーションについて理解し、ルールを確認する。	○救護シミュレーションのルールの確認。 ・救助者役と傷病者役を決めておく。 ・場の設定(教室内を災害場所と見立て机やイス等を移動)をする。	・ビニールテープ ・セロハンテープ ・段ボール ・担架 ・毛布

<p>4 救助開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前時まで学習した応急手当を実践する。 <p>5 救急車到着、受け渡し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急手当内容を救急隊員に伝える。 <p>6 発表（◇主な発問等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者役及び救助者役から発表する。 ◇十分な救助（応急手当）であったか。 ◇他にどんなところに注意しなければいけないのか。 ◇他にもっとどうすればよかったか。 ◇地震による災害では、他にどんなことが起こりうるか（余震、津波、火災等）。 ◇応急手当に必要な物がない場合はどうすればよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助者のルール 傷病の程度は不明である合図があるまで教室外で待機する。 ・傷病者の設定（傷病の程度等） <p>○時間を計測し、救急車到着を伝える。</p> <p>○教職員が救急隊員の役割を行う。</p> <p>○救助状況の様子から、実際に災害が発生した場合における適切な行動、意思決定について理解を深める。</p> <p>○発問により、生徒から、想定される問題をできる限り多く引出し、どのように対処すればよいか考えを深める。</p> <p>○代用できる物を活用した応急手当も示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ストップウォッチ ・代用できる物
---	--	--

- 5 評価 (1) 心肺蘇生法をはじめとする応急手当の手順や方法を身に付け、その必要性について理解を深めている。
- (2) 災害時に起こりうるさまざまな可能性や問題を想定し、適切な意思決定や行動選択をするために必要なことを考えることができる。

6 その他

- 参考資料 ・心肺蘇生法ガイドライン 2010
<http://www.gqzaidan.jp/jrc2010.html>

4 支援学校の展開例

(1) 支援学校 防災教育年間指導計画（例）

1 小学部

(1) 目標

災害に関心をもつことができるようになり、災害時の安全な行動について考えることができるようになる。

(2) 主な指導内容

ア 健康や安全な生活をする事。

イ 災害発生時にルールを守って行動しようとする事。

1 学期	2 学期	3 学期
○衣服の着脱 [日常生活の指導]	○公共物や公共施設の利用 [生活科]	○心身ともに健康で安全な生活態度の形成
○自分の身を守る 【生活科・自立活動】 【展開例ア】	○自分と人や社会のかかわり [生活科]	[学級活動]
○避難訓練（不審者想定） [学校行事]	○避難訓練（火災想定） [学校行事]	○避難訓練（地震・津波想定） [学校行事]
○避難訓練（通学バス想定） [学校行事]		

2 中学部

(1) 目標

ア 災害の危険を理解するとともに、日常の防災に対する備えを見直す。

イ 安全に注意した生活を送り、集団生活のルールを理解し、適切な行動について理解する。

(2) 主な指導内容

ア 日常生活の安全や災害時の備えについて理解すること。

イ 災害発生時にルールを守って行動ができること。

1 学期	2 学期	3 学期
○約束や決まりを守る [学級活動]	○非常持ち出し袋の中身を考 える [生活単元学習]	○こんなときどうする？ 【特別活動・自立活動】
○言葉やサインの理解 [国語・自立活動]	○避難訓練（火災想定） [学校行事]	【展開例イ】
○避難訓練（不審者想定） [学校行事]		○地域の人々のくらし [総合的な学習の時間]
○避難訓練（通学バス想定） [学校行事]		○避難訓練（地震・津波想定） [学校行事]

3 高等部

(1) 目標

- ア 災害の危険を理解するとともに、日常の防災に対する備えを見直す。
- イ 安全に注意した生活を送り、災害時には自分で危機を回避し、適切な行動ができるようになる。

(2) 主な指導内容

- ア 日常生活の安全や災害時の備えについて理解すること。
- イ 災害発生時にルールを守って行動ができること。

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の人々の安全を守るための諸活動〔社会〕 ○避難訓練（不審者想定）〔学校行事〕 ○避難訓練（通学バス想定）〔学校行事〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時のコミュニケーション〔国語・自立活動〕 ○非常持ち出し袋の作成〔家庭〕 ○避難訓練（火災想定）〔学校行事〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練の事後学習－防災食について考える－〔特別活動〕【展開例ウ】 ○避難訓練（地震・津波想定）〔学校行事〕

【参考資料】

- ・学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」（文部科学省 平成 25 年 3 月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- ・災害時における障害のある子どもへの配慮（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所）
<http://www.nise.go.jp/cms/7,6507,70,272.html>
- ・「震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心に～」（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所）
<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/3758/20110516-151852.pdf>

【特別支援学校の目的とは】

「学校教育法」では、特別支援学校について次のように述べられています。

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

（第八章 特別支援教育 第七十二条）

(2) 支援学校 展開例 ア (小学部)

自分の身を守る

1 教科等名 生活・自立活動

(学習指導要領との関連) 自立活動のねらい

3 人間関係の形成(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

5 身体の動き(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

2 ねらい (1) 災害があった時に安全を守ってくれるものを知る。

(2) 災害や日常の危険に備えた行動を身につける。

3 指導計画 (4時間 展開例3/4)

(1) 災害があった時の状況について学ぶ。

(2) 災害から守ってくれるものの名前と役割を知る。

(3) 災害や日常の危険から身を守る方法を学ぶ。

(4) 学校の中で地震が起きた時の避難の方法を学ぶ。

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 はじまりのあいさつをする。	○はじまりを意識させる。	
2 今日のねらいを知る。	○前回の授業で学んだ災害から守ってくれるものの名前を写真等使って思い出させる。 ○今日の学習の流れをカードで提示し、見通しを持って学習できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・非常口の写真等 ・学習内容カード
災害や日常の危険から自分の身を守ろう		
3 カード1枚1枚の説明を聞いて、カードに応じた行動を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ○「ぼうさいダック」の表面の災害カードを見せて、どのような行動をとったらいいか聞く。 ○次にカードを裏返し、なぜこのような行動が必要かを説明し、実際に身を守る行動を示す。 (例えば、地震に備えて体を丸めて頭を守る行動をとる。) ○実際に児童にもカードの身を守る行動をさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぼうさいダック」カード

<p>4 「ぼうさいダック」のカードを使って、ゲームをする。</p>	<p>○ゲームの説明をする。 カードの表面を提示し、「〇〇の時はどうする」とことばをかけたら、身を守る行動をすることを伝える。 ○ゲームをする。 身を守る行動ができていない児童がいる時はもう一度カードを使って確認する。</p>	
<p>5 今日学んだことを振り返る。</p>	<p>○カードを使って確認する。 ○次の授業で学ぶことを伝える。</p>	
<p>6 おわりのあいさつをする。</p>	<p>○おわりを意識させる。</p>	

5 評価 (1) 示されたカードの状況に応じた行動ができる。

6 その他

- 指導のポイント 児童の障がいの状況によっては、例えば次のような指導や支援が考えられる
- (1) 視覚障がいのある児童に写真や絵カードの説明をする時、具体的な内容で全体から部分の順で状況を伝える。また、室内の整理整頓を心がけ、防災頭巾等の置き場所を固定し、児童と確認しておく。(場所の変更はしない。)
 - (2) 聴覚障がいのある児童は大きな音をする等周囲の状況によっては音声のみでは状況が伝わりにくいことがあるので、点滅フラッシュやディスプレイ等を活用するとともに、筆談ができるように筆記用具を携帯する等、日ごろからどう行動するか確認しておく。
 - (3) 車いすや歩行の補助具等を使用する児童の移動の際の支援について、個々の児童に応じて方法を考える。また、日ごろから個人に必要な支援の方法がわかる支援カード等を作成し、状況に応じて活用できるようにしておく。
 - (4) 急な状況の変化に対応が難しい児童は予定の変更や見通しが持てないこと等で行動に移せないことが考えられるので、災害時にはどのような状況になるのか、その時どのような行動をするのか等、状況に応じた具体的な行動について、事前に視覚的にわかりやすいカード等を活用して伝えておく。

参考資料 ・カードゲーム「ぼうさいダック」(一般社団法人 日本損害保険協会)
<http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/education/0008.html>

(2) 支援学校 展開例 イ (中学部)

こんなとき どうする？

1 教科等名 特別活動・自立活動

(学習指導要領との関連) 自立活動のねらい

- 2 心理的な安定 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- 6 コミュニケーション (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。

- 2 ねらい (1) 周囲の状況を把握できる基礎的な態度を養う。
 (2) 急な状況の変化などに対応できる力を身につける。

3 指導計画 (3時間 展開例2/3)

- (1) 地震の時の行動の約束を考える。
- (2) 状況に応じた行動や人に伝えることばをロールプレイを通して学ぶ。
- (3) 「こんなときどうする」の振り返りをする。

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 はじまりのあいさつをする。 2 今日のねらいを知る。	○はじまりを意識させる。 ○前回の授業で学んだことを写真等使って思い出させる。 ○今日の学習の流れをカードで提示し、見通しを持って学習できるようにする。	・地震時の写真等 ・学習内容カード
こんなときはどうするか。考えよう、やってみよう		
3 絵カードを見てその状況に応じた行動や人に伝えることばを考える。 ◇教室での授業中に地震が起きたらどうする？ ◇運動場で遊んでいる時に地震が起きたらどうする？ ◇移動中に友達や先生と離れてしまったらどうする？	○絵カードを見て考えたことをワークシートに記入するように伝える。 ○考えにくいときは、ヒントカード等を提示する。	・絵カード (教室で机の下に隠れている絵、運動場で座り込んでいる絵、人込みで周りを見回している絵) ・ワークシート ・ヒントカード

4	○絵カードを提示し、その状況に応じた行動や人に伝えることばを演じさせる。 ○人に伝える時の声の大きさに気をつけさせる。	・絵カード ・声の大きさカード
5	○次の授業で学ぶことを伝える。	
6	○おわりを意識させる。	

- 5 評価 (1) 状況に応じた行動や人に伝えることばを考えることができる。
 (2) 状況に応じた声の大きさを伝えることができる。

6 その他

- 指導のポイント 生徒の障がいの状況によっては、例えば次のような指導や支援が考えられる。
- (1) 視覚障がいのある生徒に写真や絵カードの説明をする時、具体的な内容で全体から部分の順で状況を伝える。また、室内の整理整頓を心がけ、防災頭巾等の置き場所を固定し、生徒と確認しておく。(場所の変更はしない。)
 - (2) 聴覚障がいのある生徒は大きな音がする等周囲の状況によっては音声のみでは状況が伝わりにくいことがあるので、点滅フラッシュやディスプレイ等を活用するとともに、筆談ができるように筆記用具を携帯する等、日ごろからどう行動するか確認しておく。
 - (3) 車いすや歩行の補助具等を使用する生徒の移動の際の支援について、個々の生徒に応じて方法を考え、ロールプレイを実施する。また、日ごろから個人に必要な支援の方法がわかる支援カード等を作成し、状況に応じて活用できるようにしておく。
 - (4) 急な状況の変化に対応が難しい生徒は予定の変更や見通しが持てないこと等で行動に移せないことが考えられるので、災害時にはどのような状況になるのか、その時どのような行動をするのか等、状況に応じた具体的な行動について事前に伝えておく必要がある。また、生徒が自分自身で確認するカード等を作成し、生徒と事前に確認しておく。

(2) 支援学校 展開例 ウ (高等部)

避難訓練の事後学習
—防災食について考える—

- 1 教科等名 特別活動 ホールーム活動 (高等部)
- 2 ねらい 防災食について考え、災害時に、家庭や地域で自分たちができることを考える。
- 3 指導計画 (3時間 展開例1/3)
 - (1) 防災食について考える。
 - (2) 防災食の調理をする。
 - (3) 防災食から学んだことをまとめる。

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 本時のねらいについて知る。	○先日行った避難訓練を思い出させ、災害後の様子を考えさせる。	
2 「ようこそ 子どもBOSA カフェへ」の前半を見て、防災食について知る。	○ビデオを見て、防災食について説明をする。(ビデオでは防災食は、「非常食、保存食、たね」と説明) ○防災食は命をつなぎ、体と心を元気にする食事であることを気付かせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKオンラインシンサイミライ学校「ようこそ 子どもBOSA カフェへ」 http://www.nhk.or.jp/sonae/mirai/program_cafe/index.html
3 体と心が元気になるための調理の工夫を考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○班で非常食を見ながらそのまま食べる以上においしく食べられる工夫について考えさせ、考えたことをワークシートに記入させる。 ○学校で栽培している野菜で使用できるものはないかを考えさせる。 ○非常食以外に実際に必要な準備物を考えさせる。 ○調理用具等の使用が限られていることを助言する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食 ・ワークシート
4 考えた調理の工夫を発表する。	○各班で考えた調理の工夫、理由を発表させ、互いの班の工夫の良さに気付かせる。	
5 今日の学習を振り返る。	○次時行う調理に向けて見通しを持たせる。	

- 5 評価 (1) 防災食は命をつなぎ、体と心を元気にする食事であることを理解する。
(2) 状況に応じた防災食の調理の工夫を考えることができる。

6 その他

参考資料 ・NHKオンライン シンサイミライ学校

「ようこそ 子どもBOSA |カフェへ」

http://www.nhk.or.jp/sonae/mirai/program_cafe/index.html

【避難の際に必要な指導や支援とは】

避難の際の指導や支援については、例えば生徒の障がいの状況によって次のようなことを考えておくとよいでしょう。

- 個々の障がいの状況や災害の状況、避難する場所の状況等により、場面、状況に応じた安全の確保について日ごろから確認しておく必要がある。また、家庭や地域、関係機関との連携についても日ごろから考えておく必要がある。
- 災害時の状況をイメージしにくい生徒には、災害時に携帯電話がつながりにくくなること等、具体的な場面を想定して状況に応じた行動を劇化する等わかりやすく学習する機会を日ごろから設定する。
- 視覚障がいのある生徒には、言葉による情報を時系列で伝えると周囲の状況がわかりやすくなる。また、移動の際の支援の方法についても確認が必要である。
- 聴覚障がいのある生徒は、音声の情報だけでは把握しにくいので、事前に考えられる状況に対する行動を確認しておく。(コミュニケーションカードの作成等)
- 車いすや歩行の補助具等を使用する生徒の移動の際等、日ごろから個人に必要な支援の方法がわかる支援カード等を作成し、状況に応じて活用できるようにしておく。
- 急な状況の変化への対応が難しい生徒には、日ごろからパーテーションの活用等、状況の変化があっても安心できる場所づくりを学習に取り入れる。

5 学習指導要領等における主な防災教育関連記述

防災教育を教科等の指導と関連付けると、学習指導要領や、教科等の解説には、例えば次のような防災教育に関する記述がある。ここでは、主なもののみを記述しており、防災教育に関する内容は、この記載に限るものではない。

〈小学校学習指導要領〉

第2章 各教科 第2節 社会

学年	学習指導要領における目標・内容
3年	<p>1 目標</p> <p>(1) 地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようにする。</p>
4年	<p>2 内容</p> <p>(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。</p> <p>ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。</p> <p>イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。</p>
5年	<p>1 目標</p> <p>(1) 我が国の国土の様子、国土の環境と国民生活との関連について理解できるようにし、環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め、国土に対する愛情を育てるようにする。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。</p> <p>エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止</p> <p>(4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。</p> <p>イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること。</p>
6年	<p>2 内容</p> <p>(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。</p> <p>ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。</p>

第4節 理科

学年	学習指導要領における目標・内容
5年	<p>1 目標</p> <p>(2) 植物の発芽から結実までの過程、動物の発生や成長、流水の様子、天気の変化を条件、時間、水量、自然災害などに目を向けながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生命の連続性、流水の働き、気象現象の規則性についての見方や考え方を養う。</p> <p>2 内容</p> <p>B 生命・地球</p> <p>(3) 流水の働き</p> <p>地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつことができるようにする。</p> <p>ア 流れる水には、土地を侵食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。</p> <p>ウ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。</p>

	<p>(4) 天気の変化 1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化の仕方についての考えをもつことができるようにする。 イ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。</p> <p>3 内容の取扱い (4) 内容の「B 生命・地球」の(4)のイについては、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係についても触れるものとする。</p>
6年	<p>1 目標 (2) 生物の体のつくりと働き、生物と環境、土地のつくりと変化の様子、月と太陽の関係を推論しながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生物の体の働き、生物と環境とのかかわり、土地のつくりと変化のきまり、月の位置や特徴についての見方や考え方を養う。</p> <p>2 内容 B 生命・地球 (4) 土地のつくりと変化 土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。 ウ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること</p>

第5節 生活

学年	学習指導要領における目標・内容
1年	<p>1 目標 (1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心を持ち、地域のよさに気付き、愛着をもつことができるようにするとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができるようにする。</p>
2年	<p>2 内容 (1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、安全な登下校ができるようにする。 (3) 自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかかわっていることがわかり、それらに親しみや愛着を持ち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。 (4) 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなでするものがあることやそれを支えている人々がいることなどがわかり、それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。</p>

第6章 特別活動

学習指導要領における目標・内容	
〔学級活動〕	
1 目標	学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。
2 内容	〔共通事項〕
(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全	力 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
〔学校行事〕	
1 目標	学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
2 内容	全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。
(3) 健康安全・体育的行事	心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

《中学校学習指導要領》

第2章 各教科 第2節 社会

学習指導要領における目標・内容

【地理的分野】

2 内容

(2) 日本の様々な地域

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方に基づいて、地域的特色をとらえさせる。

(ア) 自然環境を中核とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの(ア)から(エ)で示した日本の地域的特色については、指導に当たって内容の(1)の学習成果を生かすとともに、日本の諸地域の特色について理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。

ウ ウについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 地域区分については、指導の観点や学校所在地の事情などを考慮して適切に決めること。

(イ) 指導に当たっては、地域の特色ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究するようにすること。

(ウ) (ア)から(キ)の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。

エ エについては、学校所在地の事情を踏まえて観察や調査を指導計画に位置付け実施すること。その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用の技能を高めるようにすること。また、観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。なお、学習の効果を高めることができる場合には内容の(2)のウの中の学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱ってもよいこと。

学習指導要領における目標・内容

【第2分野】

1 目標

(3) 地学的な事物・現象についての観察、実験を行い、観察・実験技能を習得させ、観察、実験の結果を分析して解釈し表現する能力を育てるとともに、大地の成り立ちと変化、気象とその変化、地球と宇宙などについて理解させ、これらの事物・現象に対する科学的な見方や考え方を養う。

2 内容

(2) 大地の成り立ちと変化

大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。

ア 火山と地震

(イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き

地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。

(4) 気象とその変化

身近な気象の観察、観測を通して、気象要素と天気の変化の関係を見いださせるとともに、気象現象についてそれが起こる仕組みと規則性についての認識を深める。

ウ 日本の気象

(ア) 日本の天気の特徴

天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。

(イ) 大気の動きと海洋の影響

気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けてとらえること。

(7) 自然と人間

自然環境を調べ、自然界における生物相互の関係や自然界のつり合いについて理解させるとともに、自然と人間のかかわり方について認識を深め、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し判断する態度を養う。

イ 自然の恵みと災害

(ア) 自然の恵みと災害

自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ アの(イ)については、地震の現象面を中心に取扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の働き」については、日本付近のプレートの動きを扱うこと。

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ ウの(イ)については、地球を取り巻く大気の動きにも触れること。また、地球の大きさや大気の厚さにも触れること。

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ イの(ア)については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。

第7節 保健体育

学習指導要領における目標・内容
〔保健分野〕 1 目標 個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。 2 内容 (3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。 ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかかわって発生すること。 イ 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。 ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。 エ 応急手当を適切に行うことによっては、傷害の悪化を防止することができること。また、応急手当には、心肺蘇生等があること。

第8節 技術・家庭

学習指導要領における目標・内容
〔家庭分野〕 1 目標 衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。 2 内容 C 衣生活・住生活と自立 (2) 住居の機能と住まい方について、次の事項を指導する。 イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。 (3) 衣生活、住生活などの生活の工夫について、次の事項を指導する。

第5章 特別活動

学習指導要領における目標・内容
〔学級活動〕 1 目標 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。 2 内容 学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。 (2) 適応と成長及び健康安全 キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
〔学校行事〕 1 目標 学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。 2 内容 全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。 (3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

〈高等学校学習指導要領〉

第2章 各学科に共通する各教科 第2節 地理歴史

学習指導要領における目標・内容
<p>【第2 世界史】</p> <p>1 目標 世界の歴史の大きな枠組みと展開を諸資料に基づき地理的条件や日本の歴史と関連付けながら理解させ、文化の多様性・複合性と現代世界の特質を広い視野から考察させることによって、歴史的思考力を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う。</p> <p>2 内容 (1) 世界史への扉 自然環境と人類のかかわり、日本の歴史と世界の歴史のつながり、日常生活にみる世界の歴史にかかわる適切な主題を設定し考察する活動を通して、地理と歴史への関心を高め、世界史学習の意義に気付かせる。 ア 自然環境と人類のかかわり 自然環境と人類のかかわりについて、生業や暮らし、交通手段、資源、災害などから適切な歴史的事例を取り上げて考察させ、世界史学習における地理的視点の重要性に気付かせる。</p>
<p>【第5 地理 A】</p> <p>1 目標 現代世界の地理的な諸課題を地域性や歴史的背景、日常生活との関連を踏まえて考察し、現代世界の地理的認識を養うとともに、地理的な見方や考え方を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う。</p> <p>2 内容 (2) 生活圏の諸課題の地理的考察 生活圏の諸課題について、地域性や歴史的背景を踏まえて考察し、地理的技能及び地理的な見方や考え方を身に付けさせる。 イ 自然環境と防災 我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。</p> <p>3 内容の取扱い (2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。 (ウ) イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。</p>

第5節 理科

学習指導要領における目標・内容
<p>【第1 科学と人間生活】</p> <p>1 目標 自然と人間生活とのかかわり及び科学技術が人間生活に果たしてきた役割について、身近な事物・現象に関する観察、実験などを通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに、科学に対する興味・関心を高める。</p> <p>2 内容 (2) 人間生活の中の科学 身近な自然の事物・現象及び日常生活や社会の中で利用されている科学技術を取り上げ、科学と人間生活とのかかわりについて認識を深めさせる。 エ 宇宙や地球の科学 (イ) 身近な自然景観と自然災害 身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。</p> <p>3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 オ (中略) (イ) については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、観察、実験などを中心に扱うこと。その際、自然景観が長い時間の中で変化してきたことにも触れること。「自然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動と関連付けて扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。</p>

【第8 地学基礎】

1 目標

日常生活や社会との関連を図りながら地球や地球を取り巻く環境への関心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、地学的に探究する能力と態度を育てるとともに、地学の基本的な概念や原理・法則を理解させ、科学的な見方や考え方を養う。

2 内容

(2) 変動する地球

変動する地球について観察、実験などを通して探究し、地球がプレートの運動や太陽の放射エネルギーによって変動してきたことを理解させる。また、地球の環境と人間生活とのかかわりについて考察させる。

エ 地球の環境

(イ) 日本の自然環境

日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ (中略)

エの(ア)については、地球温暖化、オゾン層破壊、エルニーニョ現象などの現象をデータに基づいて人間生活と関連させて扱うこと。(イ)の「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

【第9 地学】

1 目標

地学的な事物・現象に対する探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、地学的に探究する能力と態度を育てるとともに、地学の基本的な概念や原理・法則の理解を深め、科学的な自然観を育成する。

2 内容

(2) 地球の活動と歴史

地球に見られる様々な事物・現象を観察、実験などを通して探究し、地球の活動と歴史を理解させる。

イ 地球の歴史

(ア) 地表の変化

風化、侵食、運搬及び堆積の諸作用による地形の形成について理解すること。

(3) 地球の大気と海洋

地球の大気と海洋の事物・現象を観察、実験などを通して探究し、大気と海洋の構造や運動を理解させる。

ア 大気の構造と運動

(イ) 大気の運動と気象

大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

イ 海洋と海水の運動

(イ) 海水の運動

海水の運動や循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ (中略)

イの(ア)については、段丘や海底堆積物も扱うこと。

ウ (中略)

(イ)の「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧・低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については、大気の安定・不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

(中略)

(イ)「海水の運動や循環」については、波浪や潮汐も扱うこと。「海洋と大気の相せき相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第6節 保健体育

学習指導要領における目標・内容

【第2 保健】

1 目標

個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。

2 内容

(1) 現代社会と健康

我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であるというヘルスプロモーションの考え方を生かし、人々が自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることを理解できるようにする。

エ 交通安全

交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。

オ 応急手当

適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生法等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(1)のエについては、二輪車及び自動車を中心に取り上げるものとする。また、自然災害などによる傷害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。

(5) 内容の(1)のオについては、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。

第9節 家庭

学習指導要領における目標・内容

【第2 家庭総合】

1 目標

人の一生と家族・家庭、子どもや高齢者とのかわりと福祉、消費生活、衣食住などに関する知識と技術を総合的に習得させ、家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。

2 内容

(4) 生活の科学と環境

ウ 住生活の科学と文化

住居の機能、住空間の計画、住環境などについて科学的に理解させ、住生活の文化に関心をもたせることにも、必要な知識と技術を習得して、安全と環境に配慮し、主体的に住生活を営むことができるようにする。

エ 持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立

安全で安心な生活と消費について考え、生活文化を伝承・創造し、資源や環境に配慮した生活が営めるようにライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(4)については、実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。

学習指導要領における目標・内容

〔ホームルーム活動〕

1 目標

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

2 内容

学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

(2) 適応と成長及び健康安全

ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣

〔学校行事〕

1 目標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内容

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。



《支援学校》

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における指導内容に準ずるとともに、児童生徒等一人一人の障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて指導する。

なお、知的障害特別支援学校においては、次の例を参考にして指導する。

(「 」は学習指導要領上の表記を示し、・は具体的指導例を示している。)

小学部

学習指導要領の内容と具体的指導例
<p>【生活科】</p> <p>(1段階)</p> <p>「教師と一緒に健康で安全な生活をする。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師と一緒に避難訓練に参加し、騒いだり、走り回ったりせずに机の下に隠れたり、教師と手をつないだりして、避難場所に移動をする。 <p>(2段階)</p> <p>「教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスの栓、ライター、マッチにはむやみに触れない等危険なものについて知る。 ・避難時に、教師等の指示により、友達と一緒に行動する。 ・「火事」、「地震」、「避難」などの言葉の意味を理解する。 <p>(3段階)</p> <p>「健康や身体の変化に関心をもち、健康で安全な生活をするよう心掛ける。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気器具、ガス栓、ライター、マッチなどを安全に取り扱う。 ・火災報知器や消火器にはむやみに触れない。 ・避難時には、教師等の指示を適切に理解し、自分で安全な体勢をとったり、移動時には集団として行動したりすることが求められる。さらに、避難訓練等を通して、適切な行動の必要性を知る。 <p>「身近な公共施設や公共物などを利用し、その働きを知る。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署(派出所)、消防署、郵便局、病院などを実際に利用したり、見学したりしておよその仕事の様子が分かる。

中学部

学習指導要領の内容と具体的指導例
<p>【社会科】</p> <p>「日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署(派出所)、消防署、病院などの働きと自分たちの生活との関係を知る。 <p>【理科】</p> <p>「人の体の主なつくりや働きに関心をもち、」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な病気やけがなどの原因やおよその症状を知る。 <p>「日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもち、」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よく使う道具や機械、電気器具などの働き・仕組みに関心をもち、使用する。アルコールや灯油の性質や使い方に関心をもち、 ・ガスの性質や器具の仕組みに関心をもち、使用する。 ・地震や火山活動などに関心をもち、 <p>【保健体育】</p> <p>「自分の発育・発達に関心をもち、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。」</p> <p>【職業・家庭科】</p> <p>「道具や機械、材料の扱い方などが分かり、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道具や機械などの簡単な手入れをする。危険な場所や物に注意して作業をする。機械の故障や危険な状態に気付いたらすぐに教師等に知らせる。 <p>「家庭生活に必要な衣服とその着方、食事や調理、住まいや暮らし方などに関する基礎的な知識と技能を身に付ける。」</p> <p>【道徳】</p> <p>「個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。」</p> <p>【総合的な学習の時間】</p> <p>「体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び協同学習を行うように配慮すること。」</p> <p>【特別活動】</p> <p>「社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び協同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。」</p>

学習指導要領の内容と具体的指導例

【社会科】

「公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。」

- ・警察署、消防署、病院などの働きを知り、利用する。

【理科】

「人の体の主なつくりや働きを理解する。」

- ・主な病気やけがなどの原因、症状を知り、予防に関心をもつ。

「生活に関係のある物質の性質や機械・器具の構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。」

- ・よく使う道具や機械、電気器具などの働き・主な仕組みを知り、正しく安全に使用する。
- ・アルコールや灯油の性質や使い方を知り、安全に取り扱う。
- ・地震や火山活動などは生活に大きな被害を与える場合があり、被害を少なくするための方策が必要であることを理解する。

【保健体育】

「生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解する。」

【職業科】

「道具や機械の操作に慣れるとともに、材料や製品の扱い方を身に付け、安全や衛生に気を付けながら作業や実習を行う。」

- ・道具や機械など操作に慣れ、正しく使う。危険な場所や物に注意して作業をする。機械の故障や危険な状態に気付いたら適切な処理をする。現場実習中の健康と安全に注意する。

【家庭科】

「家庭生活で使用する道具や器具などの正しい使い方が分かり、安全や衛生に気を付けながら実習をする。」

「被服、食物、住居などに関する実習を通して、実際的な知識と技能を習得する。」

【道徳】

「個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。」

「保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮するものとする。」

【総合的な学習の時間】

「体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うように配慮すること。」

【特別活動】

「社会性や豊かな人間性をはぐくむために集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。」





巻末資料

- 地震に関する Q&A
- 地震発生時の心得 10ヶ条
- 救命処置の手順（心肺蘇生法と AED）
- 学校安全度の評価
- 防災に役立つ情報
- 防災教育に関する参考資料

地震に関する Q & A

Q 津波とは？

津波の特徴は？

A 海底の下で大きな地震が起こると、海底の地盤が隆起・沈降し、海水も大きく押し上げられたり沈み込んだりして水位が変わり、四方に広がっていきます。これが津波です。

一般的に、V字型の形状をした湾に津波が押し寄せた場合、湾奥に向かうほど水路が狭くなり、行き場を失った津波はより大きな（高い）津波となって湾奥を襲います。また、水深が浅くなっても同様に津波は大きくなります。

津波が押し寄せる速さは水深に比例し、水深が深い太平洋上ではジェット機並の速度、大陸棚では新幹線並になり、水深の浅い沿岸部や河川等では自動車の速度位になります。

Q 直下型地震とは？

海溝型地震とは？

A 直下型地震とは、内陸部の活断層がずれることにより発生する地震で、阪神・淡路大震災は都市直下型地震でした。

海溝型地震とは、海側のプレートの潜り込みによって陸側のプレートが引きずられて境目に歪がたまり、その歪がある限界に達したときに、元に戻ろうとして跳ね返ることで発生する地震です。

Q 南海トラフ巨大地震の

発生確率はどのくらい？

A 地震調査研究推進本部によると、南海トラフ巨大地震が10年以内に発生する確率は20%程度、30年以内では60%~70%、さらに50年以内では90%以上と考えられています。

過去1400年間を見ると、南海トラフでは約100~200年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たりますが、これらの地震が起きてからすでに70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっています。

Q 震度（階級）とは？

M（マグニチュード）とは？

A 震度とは、ある場所の地震動（揺れ）の強さを、体感、周囲の物体や建造物への影響などに基つき段階に分けて数値で示したものです。以前は気象台職員の体感によって決定していましたが、平成8年から、計測震度計で観測した計測震度によるものと定義され、0~7の8階級のうち5及び6を弱と強に細分化した10階級となりました。

マグニチュードとは、震源域から発生する地震波のエネルギーに関連する量で、マグニチュードが2.0異なるとエネルギーは1000倍異なります。

Q 津波が予想されるときには、

どこに逃げたらいい？

A 津波の発生の恐れがある場合は、地震発生から約3分を目標に津波予報（津波警報または津波注意報）が発表されます。震度2以下の小さな揺れでも津波予報が出ることがありますので充分注意してください。

ラジオ・テレビによる気象庁等からの情報に注意し、津波による浸水が予想される地域では、各市町村が作成したハザードマップ及び地域防災計画に従い、所定の避難所に速やかに避難してください。

また、津波は海だけでなく川にも押し寄せ、川を遡ります。たとえ地震から身を守るためでも、河口近くの津波の被害が懸念される河川公園等には避難しないよう注意しましょう。

Q 天気は予報ができるのに

どうして地震は予知できないの？

A 50年ほど前までは、台風が近づいてきてもわかりませんでした。今のように天気がそれなりに正確に予報できるのは、人工衛星などで広い地域の空の様子を調べることができるからです。

地震を予知するためには、地震が起こる場所である地下深い所についてよく知る必要がありますが、残念ながら、今の科学技術でも地下の状態を正確に知ることは非常に難しいのです。

このため、現在でも地震の予知は困難です。

<知っておこう>

◇9月1日は 防災の日（大正12年、関東大震災が発生した日）

◇11月5日は 津波防災の日（安政元年、安政南海地震が発生した日）

◇1月17日は 防災とボランティアの日（平成7年、阪神・淡路大震災が発生した日）

地震発生時の心得 10ヶ条



1 まず、わが身の安全を図れ！！

○揺れたら、座布団・まくらなどを頭にかぶり、丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくす。



2 おさまれば、すばやく火元の始末

○揺れがおさまったら、使用中のガス器具やストーブなどは、すばやく火を消し、ガスの元栓を締め、コンセントは抜く。



3 戸を開けて、すばやく出口の確保

○玄関や窓などの扉を開けて、出口を確保する。

4 火が出たら、協力してまず消火

○万一、出火したら、ボヤのうちに消火バケツ・消火器などで消し止める。
○大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火につとめる。

5 あわてて外に飛びだすな！！

○大揺れは、長くても1分程度でおさまるので、周囲をよく確認して、あわてず落ち着いて行動する。

6 狭い路地・塀ぎわ・がけや川べりに近寄るな

○せまい路地や塀ぎわは、かわらや看板などが落ちてきたり、ブロック塀が倒れてくるおそれがあるので、近づかない。

○がけや川べりは、崩れやすくなっている所以、近づかない。



7 津波・山崩れ、がけ崩れに注意！！

○海で地震を感じたら、海岸をはなれすばやく高台に避難する。

○津波警報や注意報が解除になるまで、海岸には近づかない。

○山ぎわの急傾斜にいるときは、すばやくその場から避難する。



8 避難は徒歩で持ち物は最小限に

○必ず徒歩で避難する。 ○携帯品は必要品だけにして、背負えるようにする。

○乳幼児・お年寄り・障がいのある方などの避難の手伝いをする。

9 みんなで協力しあって応急手当

○軽いケガなどの処置は、みんなで協力し合って応急手当を行う。

10 正しい情報の入手を

○テレビやラジオの報道に注意して、デマにまどわされない。

○役所・消防・警察などの広報や指示にしたがって、冷静に行動する。



★ 対処の仕方については、様々な状況により異なる場合があります。
冷静に状況を判断し、まずは自分自身の安全確保を最優先に考えて行動しましょう。

その他の「知っ得情報」

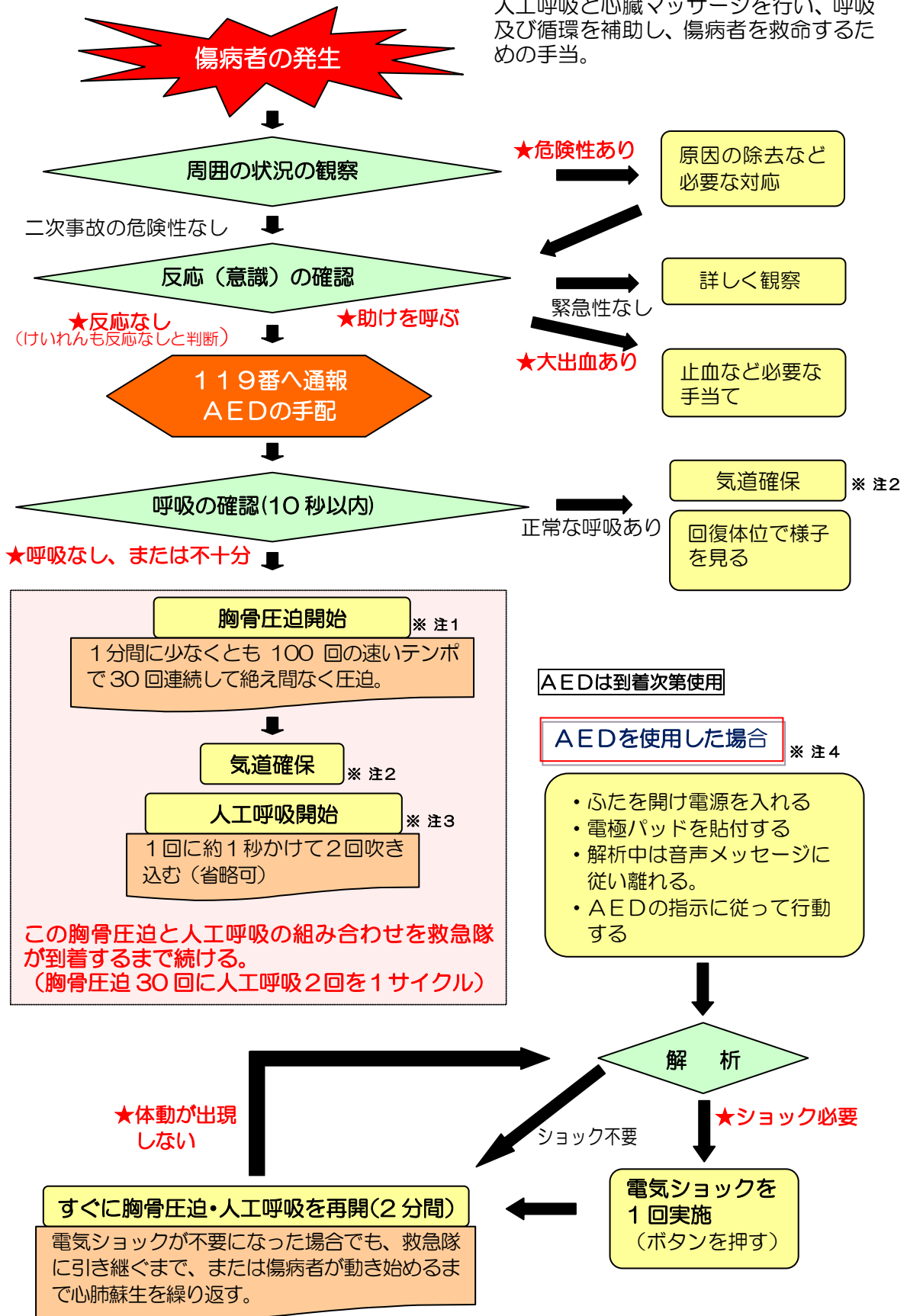
【家の中の地震対策】

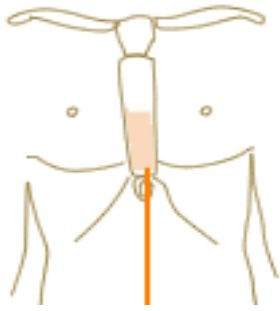
- 棚類や家具類は固定金具などで固定する
- 家具や窓等のガラス部分には飛散防止フィルムなどを貼る
- ガラスの飛散に備えて、スリッパを常備する
- 物を収納するときは、重い物を下にする
- テレビやガラスケースなどは高いところに乗せない
- 照明器具などぶら下げている物にはチェーン等をつける
- 家具やエアコンなどの配置と寝る位置の工夫(落下・転倒に備えて)

災害時には、『災害用伝言ダイヤル(171)』や『災害用伝言板サービス』の利用が有効です。安否情報等を伝言蓄積装置に録音し、伝えたい相手にその内容を再生して安否等の確認ができます。いざという時のために、あらかじめ家族や親戚、友人等連絡を取りたい人と事前に確認しておきましょう。

救命処置の手順(心肺蘇生法とAED)

傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止もしくはこれに近い状態に陥ったときに、直ちに気道を確保し、必要に応じて人工呼吸と心臓マッサージを行い、呼吸及び循環を補助し、傷病者を救命するための手当。





注1) 胸骨圧迫

1. 左の図のように両方の乳首を結んだ線上の真ん中の圧迫部位に頭側の手のひらを置き、もう一方の手を重ねる。
2. 左下の図のようにして垂直に押す

注意事項

毎分100回の速さで30回心臓マッサージと1秒ずつ2回の人工呼吸をセットにして繰り返し実施する。



注2) 気道の確保

気道確保は、空気が肺まで楽に通るように気道のつまった状態を解除する方法。

頭部後屈あご先挙上法

1. 救助者は肘をついて、一方の手を傷病者の額に、他方の手の人差し指と中指を下あごの先にあて、下あごを押し上げるようにして、頭を後方に傾ける。
2. 額にあてた手で、頭を動かないように、しっかり押さえる。



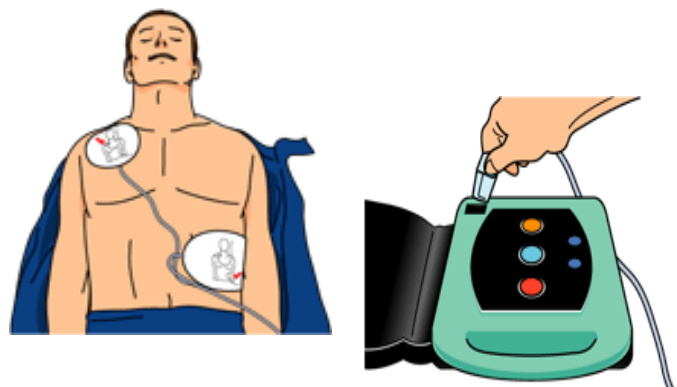
注3) 人工呼吸

1. 救助者は、気道を確保したまま、額においた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまむ
2. 1回当たり1秒ぐらいかけ2回傷病者の胸が軽くふくらむ程度に息を吹き込む
(吹き込み量：約10ml/体重1kg)

注4) AED (自動体外式除細動器)

Automated External Defibrillator

AED (自動体外式除細動器)とは、心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動等の致死性不整脈の状態を、心臓に電気ショックを与えることにより、正常な状態に戻す器械。AEDは到着次第装着し、心電図の解析後AEDの音声案内に従って操作する。通電した場合もしない場合も、その後心肺蘇生を続ける。



学校安全度の評価

下記の評価例を参考にして自校の安全についての評価基準を作成し、平常時から安全管理の徹底に努めることが大切である。

【平常時の安全度評価の例】

- 学校安全委員会もしくは防災委員会のような組織をつくり、日ごろから学校における防災体制の整備や防災教育の推進体制の充実に努めていますか。
- 災害が発生したときに充分対応することができる災害対策本部等の組織を備えていますか。
- 非常時における教職員の役割分担を明確にしていますか。
- 「災害対策マニュアル」の作成及び見直しを行っていますか。
- 校内での防災訓練（避難経路確認・避難指導・消火・下校指導・集団下校など）を実施していますか。
- 避難が必要になったとき、学校の重要書類や児童生徒名簿はすぐに持ち出せるようになっていますか。
- 児童生徒や保護者、教職員への非常時の情報伝達方法（緊急連絡カード・安全カード・緊急連絡網・緊急メール配信など）を整備していますか。
- 保護者に対して、児童生徒の引渡し方法などについて普段から周知していますか。
- 防災教育の年間指導計画を立案していますか。計画は、各教科や学校行事との関連、資料・教材の活用などについて工夫されていますか。
- 学校の所在地が地震による津波や山崩れ・崖崩れの予想される地域にあるかどうか知っていますか。
- 津波や山崩れ・崖崩れの予想される地域にある場合、警戒宣言が発せられるとすぐ避難しなければなりません。避難する場所や避難経路を決めていますか。
- 避難地や避難所になっている学校では、避難者の使用場所や留意事項が教職員に周知されていますか。
- 避難地や避難所になっている学校では、非常時の協力・応援体制、住民の受け入れ方法などについて市町村や自主防災組織と協議する機会がありますか。
- 地域での自主防災組織の訓練に教職員や児童生徒を参加させていますか。
- 廊下、階段、非常口などについて、避難の際に妨げとなる障害物の除去を行っていますか。
- 事務機器、ロッカー、書棚、薬品棚、ピアノ、コンピュータ、テレビなどの転倒、移動、落下防止の措置をとっていますか。
- 非常時に情報を得るテレビ、ラジオを備えていますか。
- 危険物施設（ボイラー、ガスボンベ、薬品庫、灯油タンクなど）の定期点検を行っていますか。
- 防火・防災施設設備（防火扉、消火器、消火ホースなど）の整備、定期点検を行っていますか。
- 防災用資機材（バール・のこぎり・消火用バケツ・ジャッキなど）の準備、点検ができていますか。

防災に役立つ情報

防災に関わる知識や能力の向上を図るため、防災に関する情報入手先、防災教育活動に関する情報を集めた。

【防災活動について学習できる施設】

津波・高潮ステーション http://www.pref.osaka.jp/nishiosaka/tsunami/	大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7799
大阪市阿倍野防災センター http://www.abeno-bosai-c.city.osaka.jp	大阪市阿倍野区阿倍野筋3-1-23 06-6643-1031
泉佐野市防災学習センター りんくう・セイフティー・ピア	泉佐野市りんくう往来北1-20 072-469-0888
富田林市防災センター みなみ大阪トライアル・プラザ http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/syoubouhp/bousaisenta/bousaisentatop.htm	富田林市甲田1-7-1 0721-25-7401
東大阪市消防局防災学習センター http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000006800.html	東大阪市稲葉1-1-9 072-966-9998
阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター http://www.dri.ne.jp/index.html	神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 078-262-5050
京都市市民防災センター http://web.kyoto-net.or.jp/org/bousai_s/	京都市南区西九条菅田町7 075-662-1849
稲むらの火の館 津波防災教育センター http://www.town.hirogawa.wakayama.jp/inamuranohi/	和歌山県有田郡広川町広671 0737-64-1760
亀の瀬地すべり資料室 http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/outline/landslide/index.html	(申し込み先) 大和川河川事務所 072-971-1381 (代表)

【災害時の連絡方法・情報の入手等】

NTT西日本災害用伝言ダイヤル http://www.ntt-west.co.jp/dengon/	災害時の171伝言ダイヤルの使い方を紹介。
災害用伝言板サービス http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/ http://www.au.kddi.com/notice/saigai_dengon/index.html http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/	docomo、au、SoftBank 各社における災害時の安否確認手段としての「災害用伝言板」等の紹介。
内閣府 防災情報のページ http://www.bousai.go.jp	最新の災害状況や、地震・津波などの災害対策に関する情報を掲載。
国土交通省 防災情報提供センター http://www.mlit.go.jp/saigai/bosai_joho/	地震・津波・河川・海岸・道路等に関する災害の最新情報等を掲載。
国土交通省 気象庁 http://www.jma.go.jp/jma/index.html	最新の防災気象情報を入手できるほか、地震、津波、大雨、雷、竜巻などの自然災害について、科学的な根拠を示しながらわかりやすく解説。
日本気象協会 tenki.jp http://tenki.jp/	各地の天気や地震・津波・台風・火山等の防災情報などを掲載。

【防災教育等に役立つリンク集】

大阪府防災・減災ポータルサイト http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/index.html	「大阪府津波浸水想定」など、各種情報入手できる総合的なリンク集。貸し出し用DVD一覧も掲載している。
「防災教育推進ポータル」ウェブサイト http://www.jishin.go.jp/main/bosai/kyoiku-shien/bosai.html	全国の防災教育の事例、防災教育関連情報を紹介している。
総務省 消防庁 http://www.fdma.go.jp/index.html	「生活密着情報」のコーナーでは、地震などの災害時の備えや身近で役に立つ情報などを掲載している。
総務省消防庁 防災・危機管理 e-カレッジ http://www.e-college.fdma.go.jp/index.html	防災や危機管理について、基礎から上級まで幅広く学ぶことができる。指導者向けの「チャレンジ！防災48」、小中学生向け「こどもぼうさいe-ランド」などがある。
内閣府 「みんなで防災」のページ http://www.bousai.go.jp/kyoiku/minna/index.html	防災の取組みを考える際、役に立つ情報やノウハウが掲載されているページ。
防災教育チャレンジプラン http://www.bosai-study.net/	防災教育の実践事例やヒントを豊富に掲載している。
公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構 http://www.hemri21.jp/index.html	阪神・淡路大震災の教訓から得た21世紀の成熟社会の基本課題である安全・安心なまちづくり、共生社会の実現を図る。
消防科学総合センター http://www.isad.or.jp/cgi-bin/hp/index.cgi	地域防災実践ノウハウの紹介、災害に関する図書・CD-ROMの紹介など。
阪神大震災を調べる http://home.kobe-u.com/top/newsnet/sinsai/book/siryu.htm	阪神・淡路大震災について、命の尊さ、ボランティア活動などについて学ぶことができる本や新聞、ホームページを紹介。
JANJAN NEWS なサイト 災害・防災リンク集 http://janjan.voicejapan.org/link/0508/0508030356/1.php	「災害・防災の実際を知る」「防災関連マニュアル」「民間の防災組織など」等、災害に関する総合的なリンク集。
防災Q&A 京都大学防災研究所 http://www.dpri.kyoto-u.ac.jp/web_j/faq/qa.html	地震・水害などの災害や、防災に関する質問に、専門分野の研究者が回答します。
気象庁 「緊急地震速報の利活用の手引き及び緊急地震速報受信時対応行動訓練用キット」 http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaietsu/usage/	緊急地震速報を取り入れた避難訓練実施のための手引きと訓練用キット。

『おおさか防災ネット』

「おおさか防災ネット」(<http://www.osaka-bousai.net/>) は、大阪府と府内の全市町村が共同して、府民の皆さんに気象・地震やライフライン情報、災害発生時の被害・避難情報など幅広い防災情報を提供します。

このサイトでは、府内に発令される気象に関する注意報や警報情報、地震・津波情報、災害発生時に各市町村から出される避難勧告・指示、被災状況、各市町村が作成している防災（ハザード）マップ、交通・道路・ライフラインの運行・稼動状況を簡単に確認することができます。

また、府内市町村ごとのサイトもあり、各地域のきめ細かい情報も提供します。いざというときに役に立つサイトですので、ぜひご利用ください。

携帯メールアドレスを「おおさか防災ネット」に登録することにより、気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告・指示などの防災情報をメール配信します。

touroku@osaka-bousai.net へ空メールを送信すると、手続きが行えます。

防災教育に関する参考資料

- 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」
学校安全参考資料 (平成 22 年 3 月 文部科学省)



☆ 文部科学省 HP
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

- 「『生きる力』を育む防災教育の展開」
学校防災のための参考資料 (平成 25 年 3 月 文部科学省)



☆ 文部科学省 HP
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

- 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」
(平成 24 年 3 月 文部科学省)



☆ 文部科学省 HP
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm

- 「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために
～ 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック ～」
(平成 22 年 3 月 文部科学省)



☆ 文部科学省 HP
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

- 「学校施設における非構造部材の耐震対策事例集」
(平成 24 年 3 月 文部科学省)



☆ 文部科学省 HP
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/1318736.htm

- 「災害から命を守るために」
小学生用（低学年・高学年）防災教育教材CD (平成 20 年 3 月 文部科学省)



- 「災害から命を守るために ～ 防災教育教材（中学生用）～」
中学生用防災教育教材CD (平成 21 年 3 月 文部科学省)



- 「災害から命を守るために ～ 防災教育教材（高校生用）～」
高校生用防災教育教材CD (平成 22 年 3 月 文部科学省)



- 「自分の命は自分で守る ― 津波災害への備え ―」 (DVD)
(平成 25 年 2 月 内閣府)



- 「津波からにげる」津波防災啓発ビデオ (DVD)
(平成 24 年 2 月 気象庁)



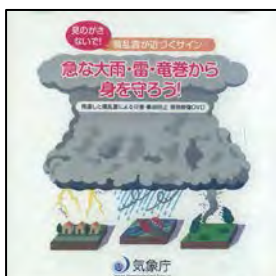
- ☆ 気象庁 HP
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html

- 「津波に備える」津波防災啓発ビデオ (DVD)
(平成 25 年 2 月 気象庁)



- ☆ 気象庁 HP
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd_sonaeru/index.html

- 防災啓発ビデオ 「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」 (DVD)
(平成 25 年 3 月 気象庁)



- ☆ 気象庁 HP
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/

※【表紙写真】 出典 「災害写真データベース(財団法人 消防科学総合センター)」

【参考資料及び引用文献】

- 学校における防災教育の手引き 改訂版（大阪府教育委員会）
- 追加資料 「備えよう地震・津波 進めよう防災教育」（大阪府教育委員会）
- 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）
- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）
- 学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（文部科学省）
- 非常災害時における子どもの心のケアのために（文部科学省）
- 子どもの心のケアのために－PTSD の理解とその予防－（文部科学省）
- 大雨や台風に備えて（気象庁）
- 竜巻から身を守る（気象庁）
- 急な大雨・雷・竜巻－ナウキャストの利用と防災－（気象庁）
- 心肺蘇生法ガイドライン 2010（日本救急医療財団）

「学校における防災教育の手引き（改訂版）」作成委員

（◎……委員長）

- ◎城下 英行 学校法人関西大学社会安全学部 助教
- 橋本 卓爾 大阪府立刀根山高等学校 校長
- 松榮 亘 東大阪市立大蓮東小学校 教頭
- 河村 未来 大阪府立市岡高等学校 教諭
- 中谷 朋世 大阪府立たまがわ高等支援学校 教諭
- 小泉 睦美 枚方市立杉中学校 指導養護教諭
- 加藤 貴文 和泉市立信太中学校 教諭
- 藪田 賢尚 八尾市立志紀小学校 首席
- 岡本 真澄 大阪府教育センター教育課程開発部カリキュラム研究室 主任指導主事
- 奥野 憲一 大阪府政策企画部危機管理室防災企画課 課長補佐

（平成26年3月現在）

※ 編集・発行 大阪府教育委員会事務局教育振興室保健体育課